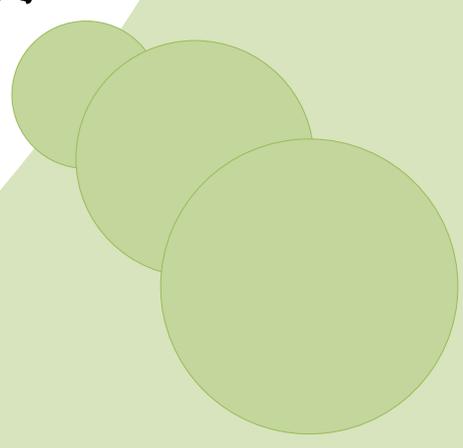


摂津市障害者施策に関する
長期行動計画（第4次）
第5期摂津市障害福祉計画
第1期摂津市障害児福祉計画

平成30（2018）年3月

摂 津 市



発刊にあたって



近年、我が国の障害者を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、障害者の権利擁護に向けた取組みが進展しております。その背景には平成26年1月に批准した国連障害者権利条約があります。改正された障害者基本法では、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」という理念が含まれ、また、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」では地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。さらに平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供が求められました。

本市では、平成18年3月に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を策定し、誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくりの実現を目指して取組みを進めてまいりました。

今回、新たに「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」を策定いたしました。取組みを発展させるためには、障害及び障害のある人に関する市民の理解を促進し、あわせて、障害のある人へのあらゆる場での合理的な配慮等について、市民が気づき、行動することがさらに必要となります。共生のまちづくりの実現に向け、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、障害者の社会参加を推進してまいりますので、市民の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「摂津市障害者施策推進協議会」ならびに「摂津市障害者地域自立支援協議会」の委員の皆さま、団体・市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

摂津市長 森山 一正

摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、この市民憲章をさだめます。

1. みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
2. みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
3. みんなでそだてよう 花とみどりの きれいなまちを
4. みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
5. みんなでのばそう かおりの高い 文化のまちを

(昭和 46 年 11 月 1 日制定)

【 目 次 】

第1部	はじめに	1
第1章	計画策定にあたって	3
1.	計画策定の趣旨	3
2.	計画の性格	5
3.	計画の期間	7
4.	計画策定の体制	7
第2章	障害のある人の現状と施策の進捗状況	9
1.	障害のある人の状況	9
2.	施策の進捗状況と課題	16
3.	第4期摂津市障害福祉計画の目標と実績の比較	40
4.	第4期摂津市障害福祉計画の見込量と実績の比較	43
第2部	障害者施策に関する長期行動計画	53
第1章	基本理念と基本的考え方	55
1.	基本理念	55
2.	基本目標	56
3.	重点課題	57
4.	計画の施策体系	59
第2章	施策の行動目標	60
1.	生活環境の整備改善	60
2.	雇用・就労の充実	64
3.	保健・医療の充実	68
4.	療育・教育の充実	71
5.	生活支援の充実	76
6.	障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進	81
第3部	第5期障害福祉計画	85
第1章	障害福祉計画の基本的な方向性	87
第2章	成果目標	89
1.	施設入所者の地域生活への移行	89
2.	障害者の地域生活の支援	91
3.	福祉施設から一般就労への移行	93
4.	就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃	95
第3章	見込量及びその見込量の確保のための方策	96
1.	訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）	96
2.	日中活動系サービス	100
3.	居住系サービス	103

4. 利用者本位の相談・サービス提供体制	106
5. 地域生活支援事業	110
第4部 第1期障害児福祉計画	115
第1章 障害児福祉計画の基本理念	117
第2章 成果目標・見込量及びその見込量の確保のための方策	118
1. 成果目標	118
2. 見込量及びその見込量の確保のための方策	121
第3章 療育・教育体制の充実	124
1. 障害児支援の提供体制の充実	124
2. 本市を取り巻く障害児支援体制	125
3. 子ども・子育て支援事業計画との整合について	126
第5部 計画の進捗管理及び評価について	129
1. 計画の進捗管理及び評価について	131
資 料	133
1. 計画策定の経緯	135
2. 摂津市障害者施策推進協議会	136
3. 摂津市障害者地域自立支援協議会	139
4. 摂津市の障害福祉に関するアンケート調査（調査概要）	141
5. 障害者関連団体・事業所ヒアリング調査の結果概要	146

第1部 はじめに

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、「措置制度」から「支援費制度」への改革や「障害者自立支援法」の施行など障害者福祉の大きな転換期の中で、平成18年3月には「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）前期計画（平成18～23年度）」を策定し、平成24年3月には「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画（平成24～29年度）」を策定しました。この「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」においては「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を目指して、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

また、同年3月には平成24年度から平成26年度を計画期間とする「第3期摂津市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の目標値と、その確保のための方策を定め、サービス基盤の整備を図ってきたところです。

さらに、平成27年度において、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」の中間見直し及び、「第4期摂津市障害福祉計画（平成27～29年度）」を策定し、これまでの通所施設を中心とした施設整備やサービス利用だけではなく、摂津市障害者総合支援センターの充実や訪問系サービスの利用の円滑化、就労継続支援（B型）の事業所の増加、共同生活援助（グループホーム）等の新たな開設など、地域生活を支えるサービスに広がりが出てきました。

また、障害や発達に課題のある児童の支援をスムーズに行うために庁内組織を変革し、保健、福祉、教育の連携の強化にも努めてきました。

一方、国においては、障害者基本法改正に基づいて平成25年9月に障害者基本計画を策定しました。また「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）に向けて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの国内法を相次いで整備しました。また平成25年4月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」を施行し、障害福祉計画の根拠法であった「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正しています。

また、共生社会を目指す方向性、障害のある人の自立、発達支援を必要とする障害や発達に課題のある児童への的確な対応の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど障害のある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実が課題となっています。

そのため、長期的な障害者施策の方向性を示す「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第

4次)」を策定し、施策を推進するとともに、平成32年度までのサービスの提供体制の計画的な整備や地域共生のまちづくりを進めるため、第4期摂津市障害福祉計画における取組の実績と課題及び障害のある人や支援者のニーズを踏まえ、第5期摂津市障害福祉計画及び、第1期摂津市障害児福祉計画を策定するものです。

2. 計画の性格

(1) 摂津市障害者施策に関する長期行動計画（障害者施策の総合的な展開）

本計画は、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」第 11 条の 3 に定める障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画であり、今後の本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画です。

また、この計画は市行政のみならず、関係機関、企業、民間事業者や地域社会、市民が行う障害者福祉にかかる取組の指針となるものです。

障害者基本法（最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号）から抜粋
第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本法」という。）を策定しなければならない。
3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 摂津市障害福祉計画・障害児福祉計画

（障害福祉サービス等の確保方策を示すもの）

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス・相談支援、地域生活支援事業の確保の方策を検討し、策定するものです。なお、「市町村障害福祉計画」の策定に当たっては、同法において国の定める「基本指針」に則することも併せて規定されており、本計画もそれらに基づいて策定しています。

障害児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）に基づき策定しています。

障害者総合支援法（抜粋）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～3 略

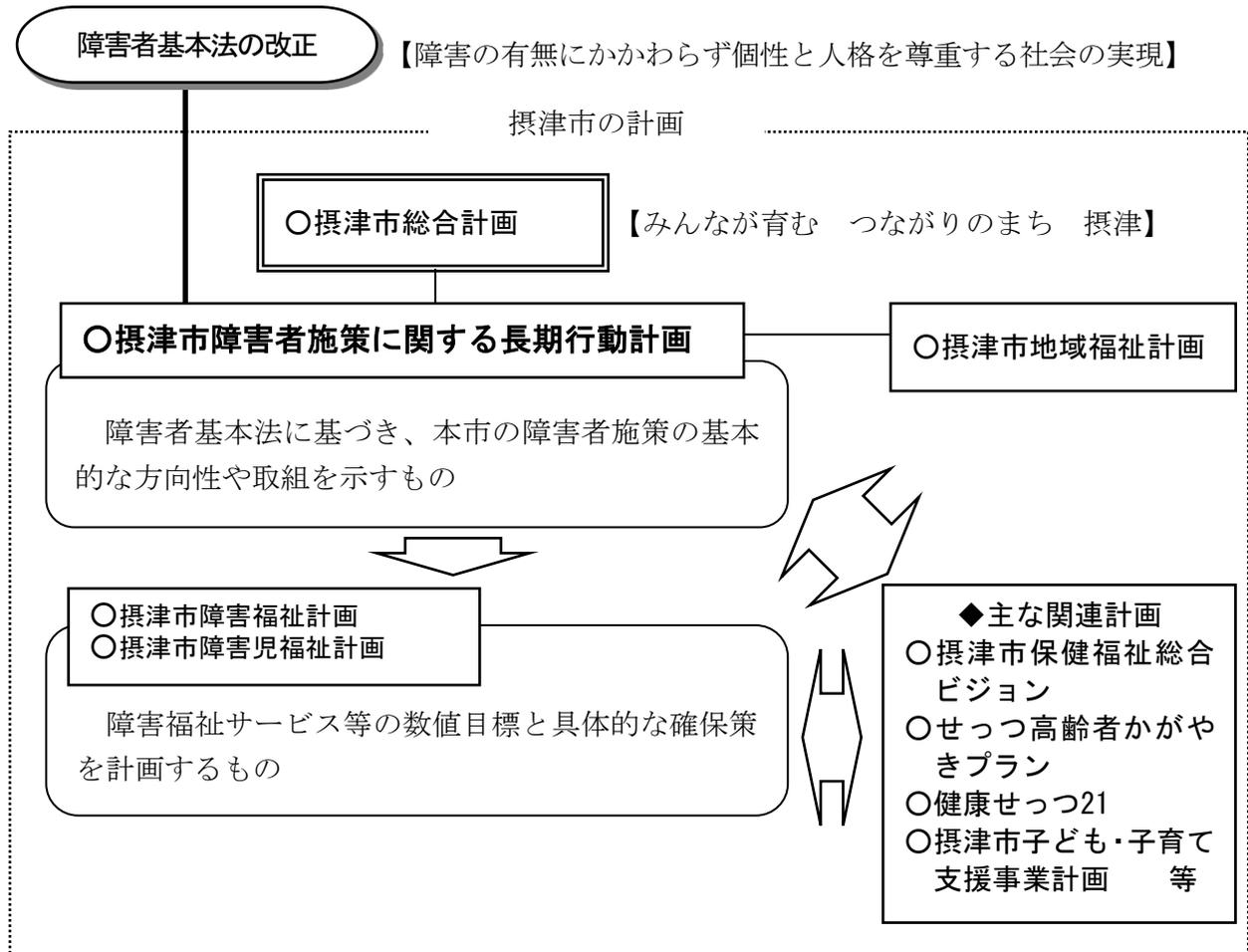
4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6以下 省略

(3) 他の計画との整合性

この計画に基づく事業の実施に当たっては「摂津市総合計画」や「摂津市地域福祉計画」「摂津市保健福祉総合ビジョン」「せつつ高齢者かがやきプラン」「健康せつつ21」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」など関係計画に基づく事業との整合性や連携を図りつつ、積極的かつ継続的に事業を展開していきます。



(4) 計画の対象

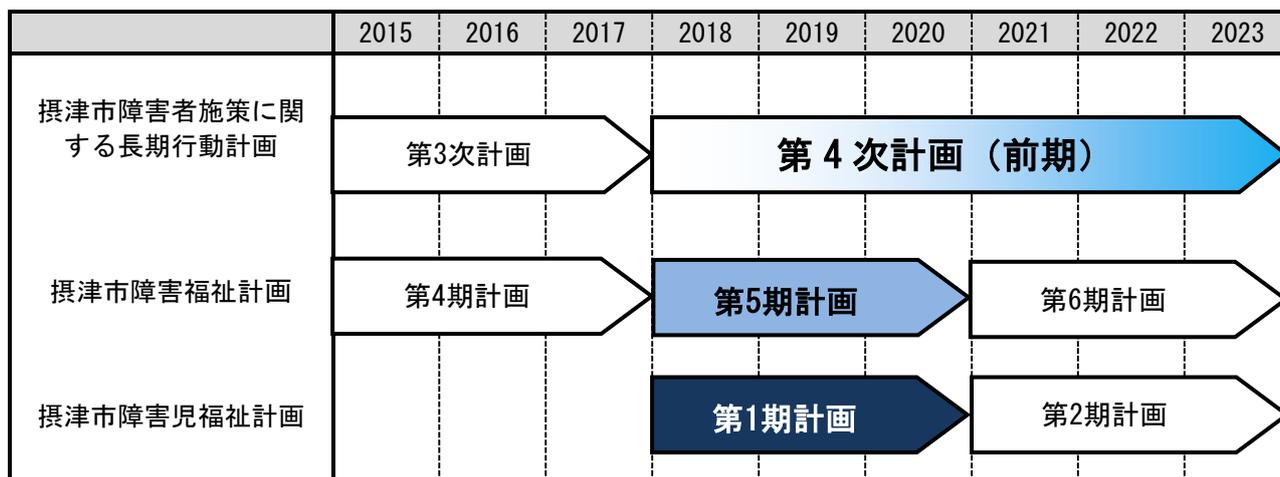
本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第2条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人とします。

3. 計画の期間

摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）は平成30年度（2018年度）から平成41年度（2029年度）までの12年間の計画期間としています。

第5期摂津市障害福祉計画及び第1期摂津市障害児福祉計画は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間の計画期間としています。

図表 計画の期間



4. 計画策定の体制

（1）障害のある人、障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握

日頃の生活実態や就労・学校生活・障害福祉サービス・災害時の支援・保健・医療などへの意向について障害のある人を対象に「摂津市の障害福祉に関するアンケート調査」^①を実施しました。また、当事者団体及び関連団体、事業者を対象として、各団体における活動の実態や課題、施策への意見、サービス提供事業所の今後の整備方針などをヒアリング調査で把握しました。

（2）摂津市障害者施策推進協議会・障害者地域自立支援協議会による計画策定の検討

保健、医療、福祉、教育関係者や当事者団体などの各代表、学識経験者により構成された「摂津市障害者施策推進協議会」が計画策定委員会を兼任し、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」と「第5期摂津市障害福祉計画」及び「第1期摂津市障害児福祉計画」の方向性や具体的な取組の検討を行いました。また、相談支援体制やサービス提供体制の強化を目指す「摂津市障害者地域自立支援協議会」においては「第5期摂津市障害福祉計画」及び「第1期摂津市障害児福祉計画」の検討を行いました。

^① 以降「障害福祉に関するアンケート調査」と表します。障害福祉に関するアンケート調査では18歳以上と18歳未満それぞれを対象に2種類のアンケートを実施しています。

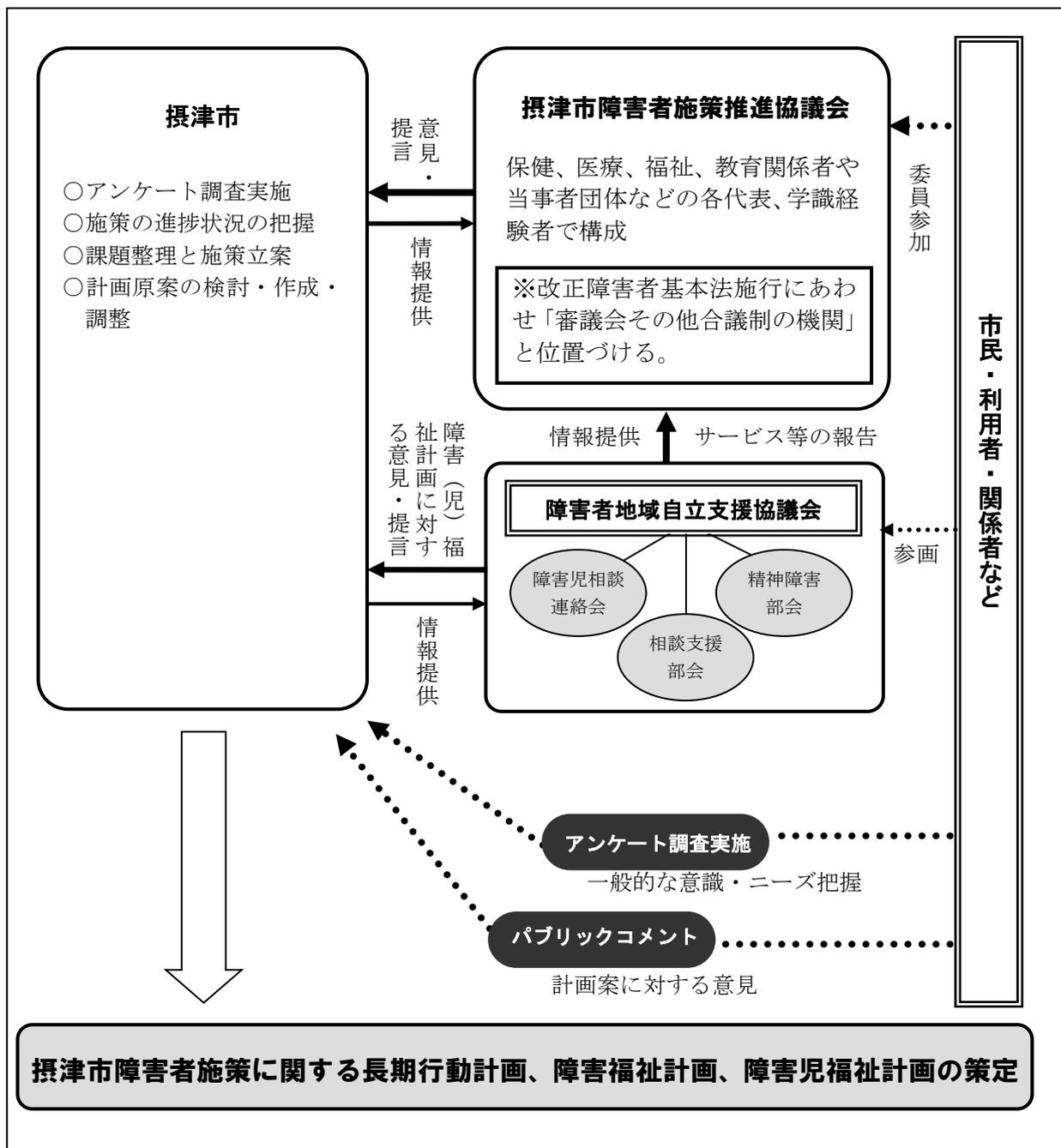
(3) 庁内での検討・協議

障害者施策は、保健・医療・福祉の分野だけにとどまらず、障害のある人のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野の視点から施策を実施していく必要があります。そのため、本計画の各施策に関連する担当課との協議・調整を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民のみなさまに、計画の内容を精査していただくため、計画案を本市のホームページや市公共機関で公開し、パブリックコメントを実施しました。

【計画の策定体制】



第2章 障害のある人の現状と施策の進捗状況

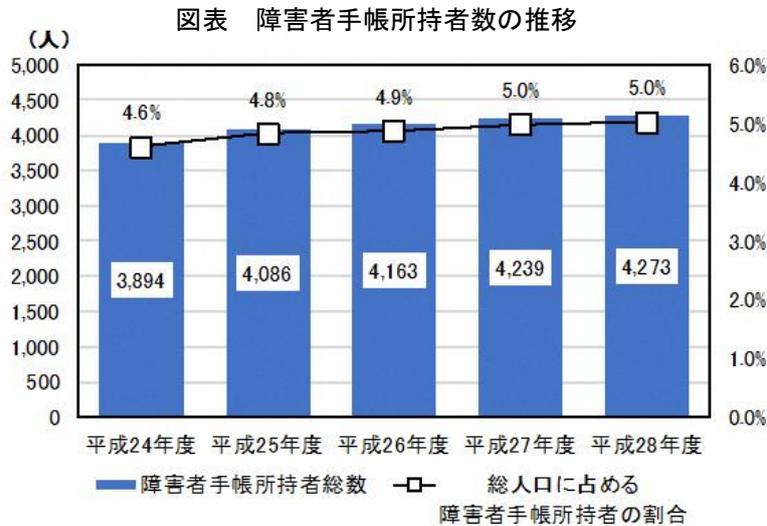
1. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

◆ 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計）は、平成24年度から平成28年度まで増加傾向にあり、平成28年度では4,273人となっています。

本市の人口に占める障害者手帳所持者の比率をみても平成24年度の4.6%から平成28年度には5.0%と増加傾向にあります。



障害種類別で見ると、身体障害者手帳所持者数は平成27年度まで増加傾向にありましたが、平成28年度ではやや減少し71.4%となっています。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに年々増加傾向にあり、平成28年度では、それぞれ、17.1%、11.5%となっています。

図表 障害種類別の障害者手帳所持者数の推移



図表 障害者手帳所持者の障害種類別比率の推移



(2) 身体障害者手帳所持者の推移

◆ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の年齢別比率の推移をみると、65歳以上の比率が年々増加し、障害者においても高齢化が進んでいます。

図表 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

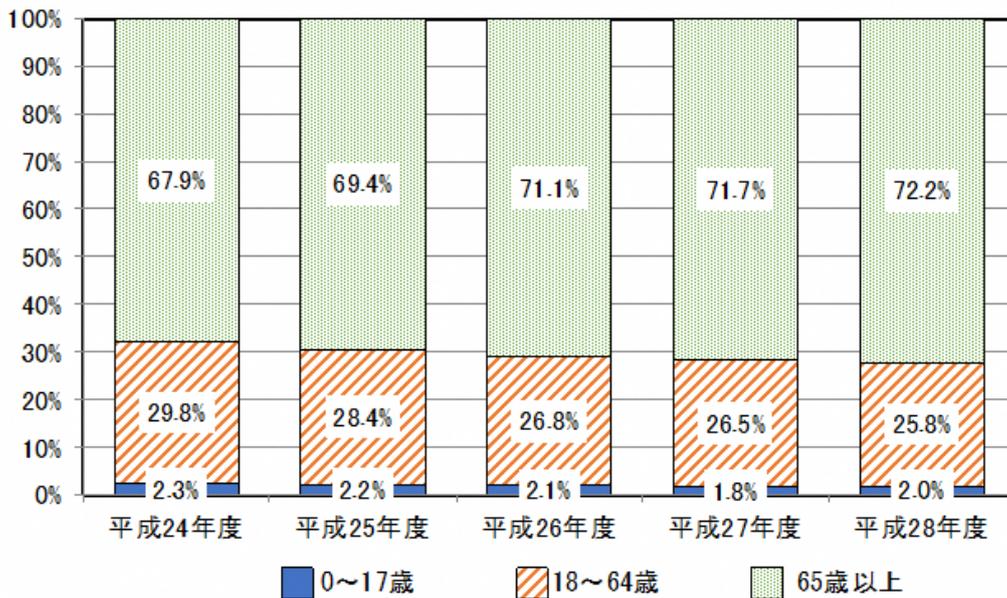
(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0～17歳	人数	66	67	64	54	60
	割合	2.3	2.2	2.1	1.8	2.0
18～64歳	人数	876	866	828	823	787
	割合	29.8	28.4	26.8	26.5	25.8
65歳以上	人数	1,995	2,120	2,193	2,225	2,204
	割合	67.9	69.4	71.1	71.7	72.2
合計		2,937	3,053	3,085	3,102	3,051

※各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

図表 身体障害者手帳所持者数の年齢別比率の推移



◆ 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数を障害等級別にみると、1級と4級の割合が特に高くなっています。平成24年度から平成28年度にかけて増加幅が最も大きいのは1級で重度化が進んでいます。

図表 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

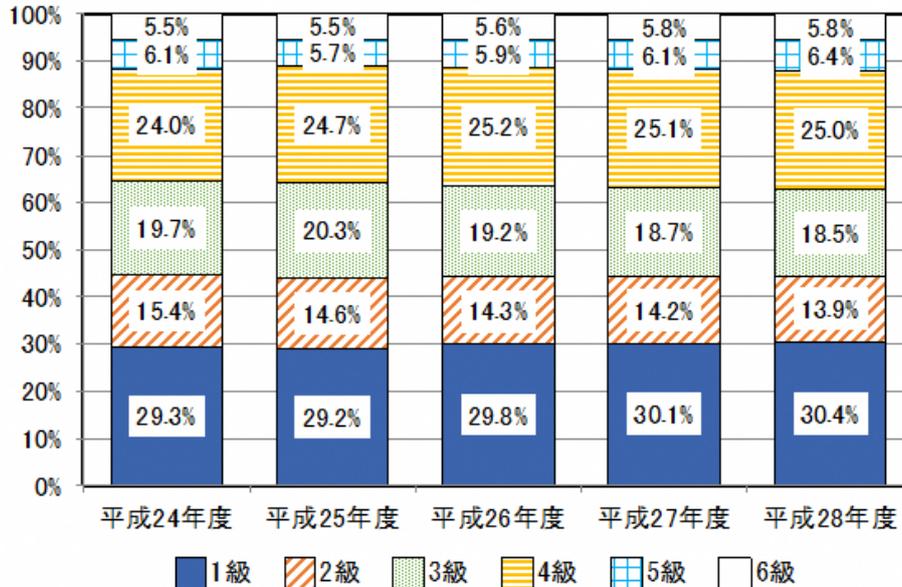
(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	人数	861	891	920	935	929
	割合	29.3	29.2	29.8	30.1	30.4
2級	人数	451	447	441	439	426
	割合	15.4	14.6	14.3	14.2	13.9
3級	人数	579	619	592	581	563
	割合	19.7	20.3	19.2	18.7	18.5
4級	人数	705	754	779	778	763
	割合	24.0	24.7	25.2	25.1	25.0
5級	人数	178	174	181	190	194
	割合	6.1	5.7	5.9	6.1	6.4
6級	人数	163	168	172	179	176
	割合	5.5	5.5	5.6	5.8	5.8
合計		2,937	3,053	3,085	3,102	3,051

※各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

図表 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移



◆ 部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数を部位別にみると、肢体不自由の割合が特に高くなっています。平成24年度から平成28年度にかけて増加幅が最も大きいのは内部障害で、26.3%から2.2ポイント増加して28.5%になっています。一方、肢体不自由では、平成24年度の58.2%から平成28年度の56.8%と割合が低下しています。

図表 部位別の身体障害者手帳所持者の推移

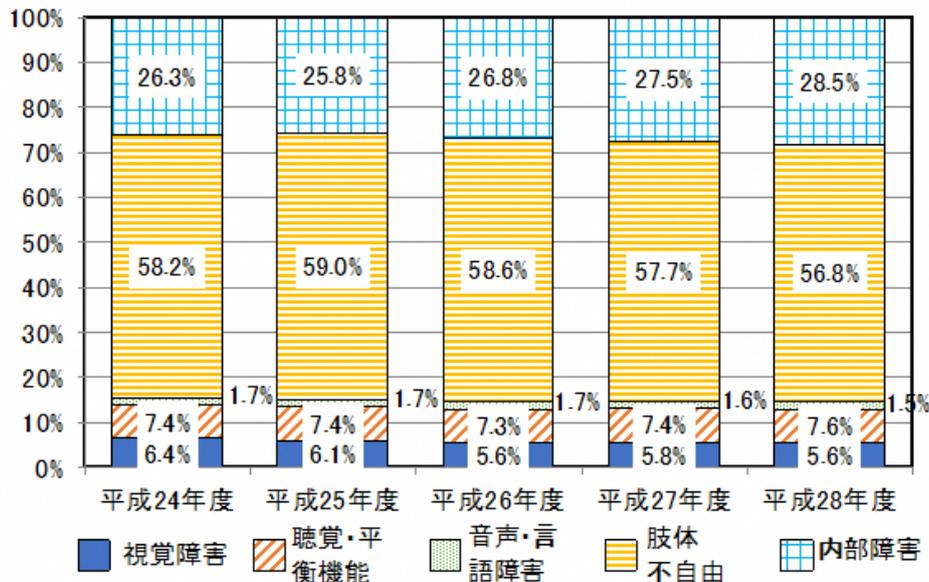
(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	人数	189	186	172	179	171
	割合	6.4	6.1	5.6	5.8	5.6
聴覚・平衡機能	人数	217	225	226	230	231
	割合	7.4	7.4	7.3	7.4	7.6
音声・言語障害	人数	49	52	52	49	46
	割合	1.7	1.7	1.7	1.6	1.5
肢体不自由	人数	1,709	1,802	1,807	1,789	1,733
	割合	58.2	59.0	58.6	57.7	56.8
内部障害	人数	773	788	828	855	870
	割合	26.3	25.8	26.8	27.5	28.5
合計		2,937	3,053	3,085	3,102	3,051

※各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

図表 身体障害者手帳所持者の部位別比率の推移



(3) 療育手帳所持者の推移

◆ 年齢別の療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の年齢別比率の推移をみると、18～64歳では、最も比率が大きく、さらに増加傾向にあります。一方、0～17歳では、比率が減少傾向にあります。

図表 療育手帳所持者数の推移

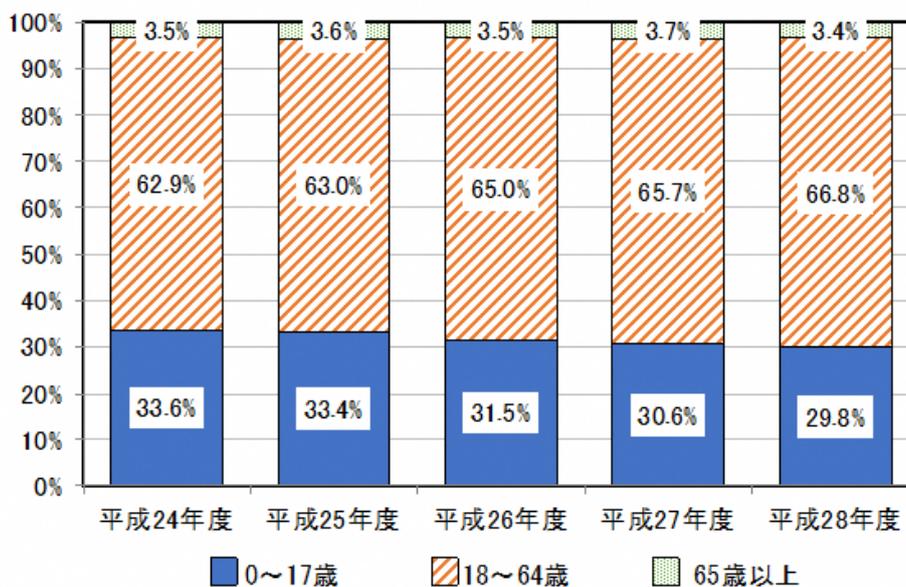
(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0～17歳	人数	194	203	203	205	218
	割合	33.6	33.4	31.5	30.6	29.8
18～64歳	人数	363	383	419	440	488
	割合	62.9	63.0	65.0	65.7	66.8
65歳以上	人数	20	22	23	25	25
	割合	3.5	3.6	3.5	3.7	3.4
合計		577	608	645	670	731

※各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

図表 療育手帳所持者数の年齢別比率の推移



◆ 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の障害程度別比率をみると、重度のAと軽度のB2がともに約4割、中度のB1が約2割となっており、AとB1は割合が減少傾向にある一方で、B2の割合が増加しています。

図表 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移

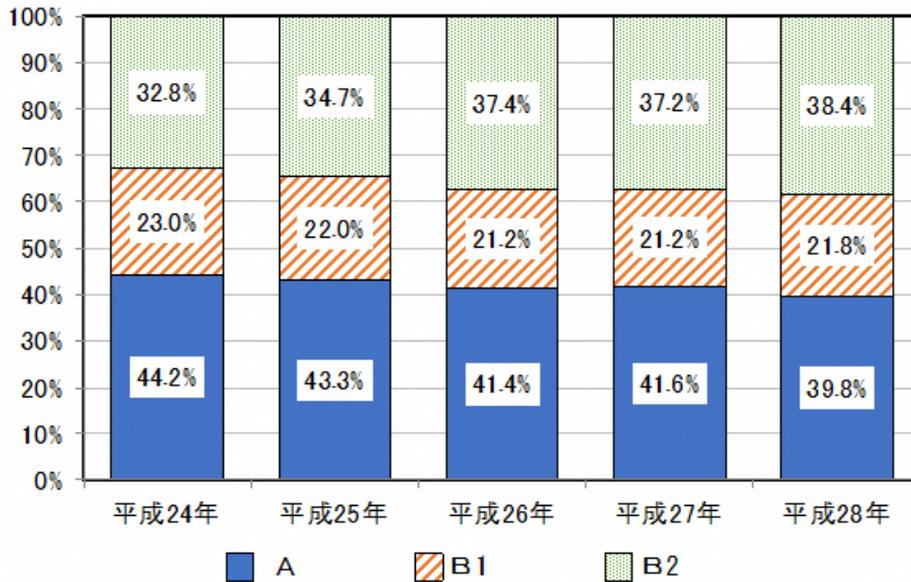
(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A	人数	255	263	267	279	291
	割合	44.2	43.3	41.4	41.6	39.8
B1	人数	133	134	137	142	159
	割合	23.0	22.0	21.2	21.2	21.8
B2	人数	189	211	241	249	281
	割合	32.8	34.7	37.4	37.2	38.4
合計		577	608	645	670	731

※各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

図表 療育手帳所持者数の障害程度別比率の推移



◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度別比率をみると、2級が最も多く65%前後を占めており、概ね横ばいで推移しています。これに対して、1級は減少傾向、3級は増加傾向がみられます。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

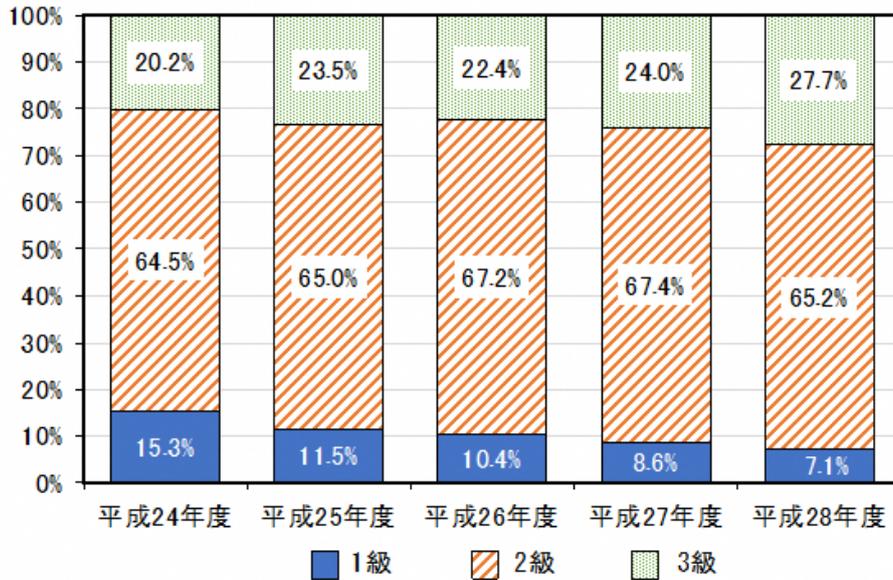
(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	人数	58	49	45	40	35
	割合	15.3	11.5	10.4	8.6	7.1
2級	人数	245	276	291	315	320
	割合	64.5	65.0	67.2	67.4	65.2
3級	人数	77	100	97	112	136
	割合	20.2	23.5	22.4	24.0	27.7
合計		380	425	433	467	491

※各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別比率の推移



(4) 障害児数の推移

図表 障害児数の推移

(単位：人、%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害児数	人数	232	238	235	233	256
	増減率	112.1	102.6	98.7	99.1	109.9

※：増減率は、前年度からの伸び率。各年度末現在

資料：摂津市障害福祉課

2. 施策の進捗状況と課題

本市の障害者施策の取組状況と各種統計データなどから、本計画の進捗状況と課題を検討しています。

(1) 生活環境の整備改善

① すべての市民にとって「やさしいまちづくり」

◆ 交通バリアフリー基本構想に基づく事業の推進

平成 17 年 3 月に策定した「摂津市交通バリアフリー基本構想」で重点整備地区に設定した阪急正雀駅と JR 千里丘駅及びその周辺地域については、基本構想に基づき「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定しており、整備メニューに沿ってバリアフリー化を計画的に進めてきました。

準特定経路である市道香露園 6 号線、7 号線の防護柵改良及びカラー舗装を実施し、また、市道新在家鳥飼上線の交差点部において、歩道段差の解消ならびに視覚障害者用誘導ブロックを設置しました。

◆ 公共的施設のバリアフリーの推進

平成 27 年度の消防本部庁舎改修工事において設備の一部を「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき整備しました。

摂津市民文化ホールについては、平成 28 年度に改修工事を行い、電動車いす利用者に配慮し車椅子スペースの拡大及びオストメイト対応トイレの新設等を行いました。

千里丘公民館は平成 28 年 6 月にエレベーターを備えた増築棟が完成し、すべての人が利用しやすい環境整備を行いました。

◆ 駐車・駐輪場の整備の推進

放置自転車等の移動保管台数は減少傾向にあり、今後も違法駐車・迷惑駐車防止啓発とともに継続実施します。

阪急摂津市駅周辺において、自転車駐車場が不足していましたが、境川右岸の整備を実施し、110 台分の自転車駐車場を確保しました。

◆ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

「摂津市交通バリアフリー基本構想」の整備目標に沿って、阪急正雀駅及び JR 千里丘駅のバリアフリー化工事を行いました。JR 千里丘駅西口のエレベーターの設置工事についても、平成 26 年度に実施し供用を開始しました。

鉄道駅舎のバリアフリー化やバス事業者に対する低床バス導入を要請しました。

◆ 移動手段の確保の取組の推進

摂津市内循環バス及び公共施設巡回バスについて、利用者や運行ルート周辺地域の方へアンケートを実施しました。

摂津市内循環バスは、平成 27 年 3 月 16 日より道路整備に伴い、阪急正雀駅周辺に乗り入れを開始し、徐々に利用者数が増加しています。また、平成 29 年 1 月 4 日より、市役所玄関前停留所を廃止し、摂津市役所前（ポリテクセンター前）を新設しました。

② 誰もが住みやすい住宅の整備

住宅は安心して暮らすために欠くことのできない生活の基盤であり、生涯を通じて豊かな生活を送ることができるよう、居住環境の整備を行うことが重要な課題です。

本市では共同生活援助（グループホーム）の開設または増設にあたり、補助金を交付し基盤整備の支援を行っており、平成 26 年度 1 ヶ所、平成 27 年度 2 ヶ所、平成 28 年度 1 ヶ所が新たに開設されました。

「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」は 24 時間の相談支援体制等の確立が困難であるなどの理由で実施できていませんが、相談支援事業所の自助努力によって入居の際の支援などが展開されています。

③ 情報アクセスの整備

◆ 広報や施策情報の充実

視覚障害のある人への情報提供を促進するため、委託による点字広報を作成したり、聴覚障害のある人に対してはカセットテープによる「声の広報」の発行を行ったりしています。

今後はデージー図書の普及により、カセットテープからデージー図書への移行等を検討する必要性が出てきています。そのため声の広報の作成を依頼しているボランティアサークルにデージー図書の作成を検討してもらっています。

◆ コミュニケーション支援

日常生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、聴覚・言語機能障害のある人に対する手話奉仕員の派遣等を実施しています。

平成 22 年度から、手話講習会を 4 コース（入門：昼・夜、基礎会話：昼・夜）に拡充し、奉仕員の養成に努めています。平成 25 年度から大阪府が実施している手話通訳養成講座に協力をしています。

手話奉仕員の増員と要約筆記のニーズ把握や、手話講習会に参加後も継続して学習に取り組めるような工夫が必要になっています。

④ より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備

◆ 防災の視点から

災害対策基本法改正・大阪府地域防災計画の修正に伴い平成 27 年 3 月には「摂津市地域防災計画」を改訂し、障害のある人等の安全を確保するための対策を推進してきました。また東日本大震災を教訓に避難準備情報等の伝達体制、避難誘導の方法、避難所での生活や福祉・医療などに関して市民の関心が高まる中で、地域で防災について検討していただくとともに、特に、障害のある人を含む災害時要援護者の支援策を行政と地域が連携して構築していく必要があります。

そのため、平成 27 年度より防災マップ作成事業を通じて、地域において災害時要援護者の方の支援方法について、検討を重ねています。

◆ 災害時要援護者に対する支援

平成 25 年 2 月から災害時要援護者支援制度を開始し、自治連合会・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会などの団体への周知を行い、対象者の登録推進や地域における支援体制の整備の推進を図っています。

平成 28 年度からは 2 小学校区で、災害時要援護者を通じた地域のつながりづくりを支援するための講演会を開催しました。

障害のある人を含む災害時要援護者の支援策を行政と地域が連携して構築していく必要があることから、平成 27 年度より地域防災マップ作成事業を通じて、おねがい会員（一人で避難することが困難な方）、まかせて会員（一人で避難することが困難な方を支援いただける方）の募集を地域で行っていただき、地域で要援護者の支援方法について検討を行っています。

◆ 情報伝達の充実

平成 28 年 4 月から吹田市・摂津市消防指令センターの運用を開始しております。

消防指令センターでは、メール 119 受信装置や FAX119 受診装置を設置しており、119 番通報が困難な方がメール及び FAX を利用し、消防車や救急車などの出動要請を行うことができます。

◆ 災害ボランティアの育成の推進

社会福祉協議会において、災害時の支援活動において市民と協働する体制づくりを推進するため、災害ボランティアリーダー養成講座を開催しました。

◆ 防犯の視点から

全国的に障害のある人を狙った詐欺や犯罪が明るみに出てきており、当事者が犯罪に巻き込まれているのが周りも本人も判断がつきにくい場合もあることから、防犯意識の普及・啓発、消費生活に関する啓発などにも力を入れていく必要があります。

また、犯罪行為による被害者に対して、「摂津市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談や総合的な支援を行っています。

◆ AED（自動体外式除細動器）の普及推進

平成 28 年度の普通救命講習実施状況は 47 回、受講者数は 783 人でした。また平成 27 年度及び平成 28 年度は、延べ 29,914 人に対し、防火防災訓練及び救急訓練を実施しました。

AED を使用した応急手当講習及び普通救命講習は 2～3 年間隔で再講習を受講することが望ましく、普通救命講習の再講習受講者の割合は、若干の上昇傾向が見られるものの、更に再講習の受講を促していく必要があると考えています。平成 28 年度普通救命講習の再講習受講者は 191 名で全受講者の約 24%でした。

(2) 雇用・就労の充実

① 雇用・就労の促進

◆ 障害のある人の雇用の拡大のために

障害福祉に関するアンケート調査の結果をみると、正規やパートなどの一般的な形態で働きたい（働き続けたい）人は約 1/3 を占めています。本市では関係機関と連携して就労につなげる支援策の充実に努めてきたものの、個人の特性に応じた働く場が少ないためにやむなく就労できない人が潜在的に存在しており、就職先の確保が引き続き課題となっています。

「障害者雇用促進法」では民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないとされています。

本市における雇用の創出としては、毎年身体障害のある人を対象とした採用試験を実施しており、障害のある人の雇用の促進に努めています。また、平成 28 年 6 月に「チャレンジドオフィスせつつ」を開設し、知的障害のある人を非常勤職員として雇用し、作業支援員の指導の下、障害者の一般就労へのステップアップを目指しています。

近年、市役所では法定雇用率を超える雇用を確保してはいますが、市が定めた目標雇用率である 3% は達成していないため、今後さらに障害のある人の雇用の促進に努めていく必要があります。また、障害のある人に適した職域開発、職場環境の改善、指定管理者への障害者雇用促進にかかる働きかけが課題となっています。

また、本市では社会福祉法人摂津宥和会の他にも就労移行支援や就労継続支援の事業所などにおいて、障害のある人の新たな就労先の開拓に取り組んでいます。

民間では平成 25 年に法定雇用率が 1.8% から 2.0% へ引き上げられ、対象事業所の規模も 56 人以上から 50 人以上へ改定されたことにより、障害のある人の実雇用率は上昇傾向にあります。

このように、市役所においても民間においても障害のある人の雇用が徐々に拡大していますが、働くことを希望する障害のある人がまだまだ多いことから、事業主への支援制度の周知とともに、事業主や従業員の障害に対する理解を促すなど、障害のある人の就職先の確保に向けてもう一段の努力と支援を継続していく必要があります。

表 市役所での障害のある人の雇用状況

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	法定 雇用率
市長部局	2.30%	2.31%	2.39%	2.50%	2.50%	2.30%
教育委員会	2.50%	2.44%	2.45%	2.31%	2.29%	2.20%
水道部	2.15%	2.20%	2.30%	2.30%	2.88%	2.20%
市役所合計	2.31%	2.36%	2.32%	2.34%	2.35%	2.30%

* 各年 6 月 1 日現在

* 平成 25 年 4 月 1 日から、法定雇用率が 2.10%→2.30%に改定

資料：摂津市人事課

表 大阪府内での障害のある人の雇用状況

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
実雇用率	1.76%	1.81%	1.84%	1.88%	1.92%
未達成企業の比率	59.3%	57.4%	56.0%	54.7%	54.5%
法定雇用率達成企業の比率	40.7%	42.6%	44.0%	45.3%	45.5%

* 各年 6 月 1 日現在

* 実雇用率は常用労働者数に対する障害者数の比率です。

* 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数です。

* 未達成企業の比率とは企業数に対する法定雇用率未達成企業数の比率です。

* 平成 25 年 4 月 1 日から、法定雇用率が 1.80%→2.00%に改定。対象事業所の規模も 56 人以上→50 人以上に改定されています。

資料：大阪府労働局

◆ 市役所における職場実習等（チャレンジオフィス制度の実施）

知的障害者、精神障害者の雇用を促進するため、庶務的業務を全庁的に集約し、専任・常駐の支援員の支援や指導のもと、障害のある非常勤職員が作業を行う「チャレンジオフィス」を平成 28 年度から実施しました。これにより、各所属配置型の身体障害者の雇用と併せて、摂津市の障害者雇用率（法定 2.3%）の安定的な確保を図るとともに、障害者の一般就労へのステップとして活用しています。現在は知的障害者のみ雇用していますが、精神障害者についても平成 32 年度までの実施を予定しています。

表 チャレンジオフィスの支援員・障害者の雇用状況

	平成 28 年 6 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 10 月	平成 30 年 4 月 (予定)
作業指導等支援員	1 人	2 人	1 人	2 人
知的障害者	2 人	3 人	3 人	5 人

資料：摂津市人事課

◆ 障害者雇用への理解の促進

障害のある人が、仕事、スポーツ、社会貢献等に取り組まれていることを知るため、中学校では校外学習で車いすバスケットボールの国際大会を観戦するなど、障害のある人が活躍される様子を見学する取組を行いました。

小学校では車いす体験やアイマスク体験等、障害のある人を知る取組を多く実施しました。今後も障害のある人がどのような仕事をされているかについて、さらに深く取り組む必要があります。

◆ 競争入札に際する配慮

平成 26 年度に「摂津市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を定め、平成 27 年度より毎年度における調達目標を定めています。

また同時に「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約等の公表実施要綱」を制定し、障害者支援施設等からの役務の提供を受けやすい制度作りに努めています。

平成 28 年度に募集を行った平成 29 年度摂津市入札参加資格審査申請において、障害者雇用を図っている市内業者に対し、加点を行いました。

◆ 障害者雇用助成金の支給

平成 27 年度 2 件（400,000 円）、平成 28 年度 1 件（600,000 円）の支給実績があります。今後、制度の周知を広げ、より多くの障害者の就労支援につなげていく必要があります。

◆ 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために

本市では茨木・摂津障害者就業・生活支援センターの機能強化や「市立ひびきはばたき園」の就労移行支援事業の実施など、障害のある人を就労につなげる取組を徐々に強化してきました。

障害者就業・生活支援センターとは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行う機関で、本市では社会福祉法人摂津宥和会が運営しています。今後においても障害者総合相談支援センターと連携しながら障害者の就労支援に努めていきます。

表 茨木・摂津障害者就業・生活支援センターの利用者数

	実績				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全体	684 人	789 人	898 人	976 人	1,056 人
内、摂津市の人	210 人	249 人	289 人	326 人	362 人

資料：摂津市障害福祉課

この他では、社会福祉法人摂津宥和会が運営する「障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”」が障害のある人の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組み、大きな成果をあげてきました。

表 障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”における訓練生の状況

	実績				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
修了者数	19 人	19 人	19 人	20 人	19 人
就職者数	16 人	15 人	16 人	19 人	17 人

資料：摂津市障害福祉課

◆ 地域就労支援事業の充実

障害者の職業的自立の増進を図るとともに、より一層の障害者雇用の促進と職場定着を図るため、関係機関と協力し、毎年、9月の「障害者雇用支援月間」にあわせ、「摂津市障がい者就職フェア」を開催しています。フェアでは、合同就職面接会・職業訓練相談・雇用就労相談を実施し、平成 27 年度は、8 企業に対し就職希望者 43 名が参加、平成 28 年度は 7 企業に対し 45 名の参加がありました。

◆ トライアル雇用の推奨

障害のある人を短期の試行雇用で受け入れることにより事業主に対して奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくるトライアル雇用事業について、市ホームページ等を通じて周知を行いました。

◆ 職場における定着支援のために

障害のある人の就労支援は生活・就労面での支援を一体的かつ重層的に行う必要があります。本市では障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所において、就職した後の企業等への巡回訪問や余暇支援などを行っています。

これまで職場定着に向けて生活と就労の両面に注意して施策を展開してきましたが、雇用・就労施策は単一のサービスや施設だけで完結するものではなく、生活面・就労面を総合的かつ重層的に支える仕組みの充実が重要となっています。平成 26 年 2 月 1 日からは総合相談支援

センターと茨木・摂津障害者職業・生活支援センターが一体的運営をすることで、就労に向けた相談支援から職場における定着、生活面の支援を総合的に実施しています。

これまでのように障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所での支援だけにとどまらず、就職後のケアの対策の充実が必要となっています。

② 日中活動の場の充実

◆ 授産活動活性化のための支援の充実

福祉施設における月平均工賃はこの数年の間に上昇傾向となっていましたが、28年度は微減に転じました。業者の都合や時期、景況感によって仕事量の増減が顕著になってきており、販路拡大や仕事づくり、工賃水準をさらに上昇させる取組が必要となっています。

リサイクルプラザでの食品トレイ選別作業に加えて、平成28年度より小型家電リサイクル事業を開始するなど、障害者の就労機会の場の提供に努めるとともに、授産製品の啓発など、障害者優先調達推進法に基づき授産製品の購入を進めています。

表 福祉施設における月平均工賃

実績				
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
10,483円	9,715円	11,557円	14,781円	14,536円

資料：摂津市障害福祉課

(3) 保健・医療の充実

① 保健サービスの充実

◆ 早期発見・母子保健事業の充実のために

妊婦一般健康診査では助成金額を拡大し、安心して妊娠・出産ができるよう支援の充実を図ってきました。また、乳幼児健康診査の未受診者には再案内や家庭訪問を行い全数把握に努めています。さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月までに全戸訪問を実施し、産後の体調や育児の不安などに対する相談や指導が早期にできるようになり、母子保健事業（訪問指導）がさらに充実しました。また、平成26年度よりプレママサロンと称した両親教室を市民の利便性を考慮して市内3ヶ所で行っています。

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育支援へとつながるように関係機関の連携を図っています。

大阪府発達障がい児者総合支援事業の一環として「発達障がいの早期発見を目的とした問診項目」が示され、平成27年度より3歳児健診の問診項目改定を行い、相談体制の充実を図りました。

表 健康診査の実施状況

		平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度
妊婦一般 健康診査	受診者数	793人	811人	849人	807人	808人
	受診率	96.6%	97.0%	95.8%	93.5%	86.5%
乳児一般 健康診査	受診者数	661人	655人	709人	698人	681人
	受診率	84.0%	84.4%	78.1%	80.9%	87.2%
4か月児 健康診査	受診者数	818人	767人	798人	783人	811人
	受診率	98.7%	99.2%	98.9%	97.4%	98.1%
	要フォロー率	35.4%	33.9%	28.9%	26.9%	27.9%
乳児後期 健康診査	受診者数	714人	664人	709人	721人	746人
	受診率	87.6%	87.5%	85.0%	87.7%	94.9%
1歳6か月児 健康診査	受診者数	773人	782人	719人	813人	781人
	受診率	97.4%	96.9%	96.0%	99.1%	96.2%
	要フォロー率	44.4%	41.7%	41.2%	43.8%	34.3%
3歳6か月児 健康診査	受診者数	763人	752人	676人	749人	669人
	受診率	89.0%	88.8%	89.0%	93.7%	91.5%
	要フォロー率	29.6%	27.0%	27.2%	31.6%	25.1%

資料：摂津市保健福祉課

乳幼児健康診査や訪問指導等において、育児支援及び発育・発達支援を行うことで疾病や発達障害の早期発見を行い、継続支援が必要な児に対しては関係機関と連携して支援を行い、早期療育につなげました。

児や家庭状況に合わせた多様な発達支援の体制をさらに構築していく必要があります。

表 こんにちは赤ちゃん事業

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問割合	82.2%	79.5%	88.2%	89.4%	91.2%

資料：摂津市保健福祉課

◆ **健康づくりの推進のために**

障害のある人が各種健診を受診しやすいように配慮するとともに、障害特性として一括りにするのではなく、当事者の個別の健康課題について健康管理を支援できるような働きかけが必要になっています。

◆ **発達障害、高次脳機能障害、難病患者に対する取組**

身体障害、知的障害、精神障害という従来の3つの枠組みでは適切な支援が難しい、発達障害や高次脳機能障害、難病患者における対策が必要となっています。これらの障害は社会の中で認知・確立されてきた時期が他の障害よりも遅く、支援拠点は大阪府を中心に設置されており、本市としても摂津市障害者総合支援センターを含め、大阪府等の関係機関との連携が必要となっています。現在は難病患者(平成 29 年 4 月現在、330 疾病)の方も、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障害福祉サービス等の対象となりました。

平成 28 年 2 月には、高次脳機能障害の理解促進を図るため、当事者の方を招いた講演会を実施しました。

◆ **健康せつつ 21 の推進～健康意識の普及、疾病の早期発見・早期治療、生活習慣の改善～**

各種健診(検診)の一部を集団健診だけでなく、個別医療機関で実施することにより、受診しやすい健診方法を実施しています。また、生活習慣病リスクが高い方に対しては、生活習慣病改善指導を個人または家族も含めて行っています。

施設や相談支援事業所との連携については具体的には進んでおらず、引き続き課題となっています。

② **医療サービスの充実のために**

◆ **訪問看護事業の充実及びかかりつけ医の推進**

訪問看護事業では、平成 29 年 1 月より対象者を拡大するとともに、自己負担額に上限を設定する制度改定を実施しました。

かかりつけ医の推進については、健康講話の機会を利用して必要性を周知しています。

表 重度障害者訪問看護利用料助成事業の利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	10 人	9 人	9 人	13 人	25 人
利用回数	638 回	474 回	550 回	754 回	889 回

資料：摂津市障害福祉課

◆ 自立支援医療の給付

自立支援医療の一部負担金の増加に対して、大阪府内各国民健康保険の保険者（市町村等）と同様に精神医療給付金を支給し、従来どおり被保険者の負担が生じないようにすることで、治療を受けやすい環境を整備することができました。

入院医療中心から地域生活中心へと国の施策が位置づけられていることから、相談支援事業者等と連携し、地域生活への移行を進めています。

◆ 精神障害のある人に対する取組

精神障害のある人が安定した生活を送るうえで、医療は切り離すことのできない重要な要素です。特に障害福祉サービスを利用する人には、安定的なサービス利用の継続にもつながると考えられるため、自立支援医療の医療費助成制度を活用しながら医療サービスの充実を図っています。

③ 地域リハビリテーションの充実のために

◆ ふれあいリハサロンの推進

校区等福祉委員会が主催する「ふれあいサロン」では、地域の高齢者を対象に軽スポーツや体操・ゲームなどを実施しています。「ふれあいリハサロン」では、特に身体機能が低下している人やひとり暮らしの人などを対象にリハビリ体操等が行われています。このようなサロンは地域福祉活動拠点や小学校、公民館、集会所などで行われ、市の保健師や保健センターの療法師、看護師、社会福祉協議会のヘルパーなどが関わっています。

サロン活動については、校区等福祉委員会が自主的に、工夫を凝らし活発に展開されています。今後は、このサロンに障害のある人が参加できるよう検討していくことが必要となっています。

◆ リハビリテーションについて

治療から地域生活までの一貫したリハビリテーションが提供されるよう、大阪府や大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターとの連携に努めています。

障害者向けのリハビリについては、市内の通所施設にて展開しているところも出てきています。

◆ **健康体操普及の取組**

健康づくり推進リーダー養成講座を実施し、健康体操の普及を行っている「いきいき体操の会」の体制の充実を図っています。「いきいき体操の会」が地域で体操指導を行う際には、グループの状況に合わせた内容で実施しています。

対象者に合わせた内容や企画を行えるよう、健康づくり推進リーダーの体制づくりは今後も継続して必要となります。

◆ **専門職による相談・指導の充実**

地域リハビリテーションにおいて、作業療法士、理学療法士、保健師等がリハビリ体操や血圧測定、健康講話、健康相談を行い、生活習慣病予防や介護予防に努めています。

今後も対象者の状況に合わせた、日常生活で実践しやすい健康講話や体操等を取り入れていきます。

(4) 療育・教育の充実

① 療育・幼児教育の充実

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育につながるよう連携を図り支援を進めてきました。今後も継続して早期療育につながる仕組みづくりが求められています。

◆ 家庭児童相談室の相談支援

ホームページなどの媒体や関係機関を通じてさまざまな方法で周知を行い、平成 27 年度 393 世帯、平成 28 年度 489 世帯の相談に応じました。

くまさん教室には、平成 27 年度 78 組、平成 28 年度 60 組の親子が参加し、必要に応じて発達検査の実施、市立児童発達支援センター等につなげるなど、養育への支援を行ってきました。

平成 29 年度からは、くまさん教室を社会福祉法人摂津宥和会に事業委託し、多職種での運営を行っており、より効果的な支援となるよう取組を進めます。

表 家庭児童相談室における相談件数

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障害相談	228	303	309	231	325
育成相談	128	102	169	149	149
その他相談	22	7	7	13	15
計	378	412	485	393	489

資料：摂津市家庭児童相談室

◆ 巡回相談について

障害児保育の対象児が増加するとともに、支援が必要な子どもも増加傾向にあります。保育所、幼稚園、小中学校を含めた関係機関と連携をして巡回相談を実施しました。適切な支援ができるよう関係機関と現場の職員が情報交換・検討を行うことにより保育の充実に努めました。また保護者への関係機関の紹介や手続き等がスムーズに行えるよう情報交換をしっかりと行い、連携することで保護者支援にも努めています。

◆ 保育所等訪問支援

平成 26 年度から市内の事業所において保育所等訪問支援を実施し、専門的な支援を保育所等と連携して取り組んでいます。

表 保育所等訪問支援の月平均利用回数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保育所等訪問支援	16回	27回	28回

資料：摂津市子育て支援課

◆ 市立児童発達支援センターの機能の充実

市立児童発達支援センターでは、専門訓練士による個別訓練とグループ療育を行うとともに、早期療育を実施しており、つくし園は未就学児を、めばえ園は就学児を対象としています。

表 市立児童発達支援センター（つくし園・めばえ園）の利用児童数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
つくし園在籍児数	31人	31人	34人	33人	29人
めばえ園利用児数	120人	126人	72人	94人	66人

資料：摂津市子育て支援課

◆ 障害児保育等の充実

公私立の保育所、公立幼稚園において、障害や発達に課題のある子どもの受け入れや体制整備、保育内容の充実に努めてきました。

保育所巡回指導（年2回）では障害や発達に課題のある子どもの保育所での様子を確認するほか、保育士への指導助言を行います。（障害や発達に課題のある子どもが入所している公立、私立保育所等）

公立幼稚園巡回指導（年3回）では、支援の必要な幼児の指導助言及び保護者面談を行います。障害児保育運営協議会（公立保育所）、民間保育所障害児保育運営協議会（私立保育所等）を開催し、障害や発達に課題のある子どもの入所について協議しています。

公立保育所障害児保育担当者によるピラミッド会議では障害児保育に関する情報交換・検討を行うほか、障害児保育に関する職員研修も実施しています。

障害や発達に課題のある子どもの受け入れ数は増加傾向にあり、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が求められています。

表 障害や発達に課題のある子どもの公立幼稚園・公私立保育所等での受け入れ状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
幼稚園	10人	13人	18人	18人	17人
保育所	32人	36人	31人	31人	32人

資料：摂津市こども教育課

◆ 障害児相談連絡会の強化

子育て支援ネットワーク推進会議に障害児相談連絡会を設置し関係機関との連携強化に努めています。

表 障害児相談連絡会の構成機関

機 関	課・施設
市	障害福祉課、保健福祉課、教育支援課、こども教育課、子育て支援課
(社福) 摂津宥和会	市立児童発達支援センター、総合相談支援センター
大阪府	大阪府吹田子ども家庭センター、大阪府茨木保健所、大阪府立摂津支援学校

◆ 発達に課題のある児童の療育体制

乳幼児期の段階から子どもに関わるさまざまな機関が連携を取り、適切な療育を提供できるように努めています。

児童福祉法に基づくサービスが必要と判断される場合には、受給者証を発行し、相談支援事業所による個々のニーズに応じたサービスの利用計画を経て、児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービス（就学児）、保育所等訪問支援などを提供しています。

② 学校教育の充実

◆ 特別支援教育の充実

特別支援教育とは、支援学級に在籍する児童・生徒を中心とした教育だけでなく、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの児童・生徒への支援も含めた教育です。近年本市では、特別支援教育についての正しい理解と全校的な支援教育体制の構築のために、全市的に教職員研修を継続して実施してきました。また、それぞれの支援教育体制を整備しサポートするため、市全体で、特別支援教育コーディネーターの養成や特別支援教育サポート委員会の開催を推進してきました。

支援学級以外でも特別支援教育を必要とする児童が増えており、巡回相談の回数や時間は大幅に増加しています。このため、リーディングチームにかなりの時間的な負担が生じています。市全体の巡回相談の充実を図るためには、予算面での充実とともに特別支援教育コーディネーターのさらなる養成が必要となります。また、経験の浅い教職員に対して支援教育の理解に係る研修を継続的に開催する必要もあると考えています。

表 公立小・中学校で通級指導を受ける児童・生徒の状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
学級数	4 学級	4 学級	4 学級	5 学級	5 学級
人数	77 人	69 人	78 人	94 人	101 人

* 通級指導教室は、コミュニケーション能力障害等でコミュニケーション力をつける必要がある子どもや学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの障害のある児童・生徒を対象としています。

* 通常は地域の学校に在籍し、週 1 回程度通級指導教室に通っています。

資料：摂津市教育支援課

○ 特別支援教育コーディネーターの養成

特別支援教育コーディネーターの専門性向上のための研修を実施しました。特別支援教育サポート委員会では、支援学級在籍児童生徒が年々増加している背景を受けて、教育支援会議の在り方について協議しました。

○ 個別の教育支援計画や個別指導計画

支援学級在籍全児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成しました。通常の学級在籍の障害や発達に課題のある児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」については、作成に努めていますが、保護者の了解などの課題があります。

○ 教職員の教育技術の向上

教員全体の年齢構成が若返る中、支援学級担任や特別支援教育コーディネーターの経験年数も少ない状況があります。特別支援教育の基礎・基本の理解から専門性の向上まで、実態に即した内容による研修を企画、実施しました。

○ 学校・地域・家庭の連携強化

支援学級在籍児童生徒が年々増加する中、適切な就学について協議する教育支援会議の在り方について、検討・協議を行いました。教員の専門性の向上や特別支援教育にかかわる人材育成など、特別支援教育に関する課題は様々ですが、本市における特別支援教育の推進のため協議を重ねています。

◆ 教育施設の改善及び設備の充実

入学する児童・生徒の障害の特性に応じて個々に対応を行い、スロープの設置等のバリアフリー化に取り組み、車いす用トイレの整備についてはすべての学校において 1 ヶ所以上の整備が完了しました。平成 19 年度には味舌小学校、平成 23 年度には摂津小学校においてエレベーターの設置を行いました。

しかし、施設の老朽化も顕著になっており、大規模なバリアフリー化の改修は財政的にも困難な状況が続いています。

◆ 交流教育・福祉教育の充実

小学校では、①ゲストティーチャーとして視覚障害のある人に来ていただき、盲導犬についてお話しいただくといった講演形式のもの、②昔遊びの指導や昔の暮らしについての聞き取り等、地域の高齢者とのふれあい体験をベースとしたもの、③支援学級在籍児童との交流や地域在住の支援学校在籍児童との交流を図るものに大別される交流教育・福祉教育施策を推進しています。

また、中学校では、①職場体験学習や社会貢献学習の中で地域にある福祉施設での高齢の人や障害のある人とのふれあい体験、②総合的な学習の時間でのインスタントシニアや車いす体験などの体験実習、③ボランティア体験としての福祉施設での体験学習などを実施してきました。

このような取組は小中学校がそれぞれの学校内で系統的に進めていますが、小中学校9年間の系統性という視点では整備が十分ではなく、小中学校が協働して中学校区ごとの実態にそった、9年間の交流教育・福祉教育をカリキュラムとして編成する必要があります。

③ 生涯学習教育の充実

◆ 生涯学習の充実

公民館の改修など、市内各施設の充実に努めるとともに生涯学習リーダーやふるさと摂津案内人の育成充実に努めました。

市立公民館 6 館：

『人権・福祉』に関する講座を開催しました。障害や障害のある人について理解を深める講座を実施し、考える機会の充実に努めました。ただし、障害のある人でも気軽に参加できる講座の開催に向けては、サポート体制を図るなど課題があります。

施設改修事業：

公民館のトイレ設置、バリアフリー対策、階段・和式トイレに手すりの設置。2階トイレの設置については、利用者の評判がおおむね良くなっています。

文化関係施設の改修を進めていますが、すべての施設改修を終えるには費用等の課題が多くあります。また、生涯学習リーダーやふるさと摂津案内人の育成・派遣に努めていますが、活動場所の提供や周知方法に検討の余地があります。

◆ 図書サービスの充実

視聴覚資料作成のため、随時勉強会及びミーティングを開き技術向上を図りました。

録音図書は隔月に「声のおたより」の作成・発行や「広報せつつ」の作成をカセットテープで行いました。また、大活字本の蔵書拡大を行い、新たに児童向け大活字本も所蔵し、手話のおはなし会の実施やバリアフリー映画の上映を行いました。

平成 27 年度に「さわる絵本」の展示とおはなし会を実施するとともに、LLブックの所蔵を行い、特設コーナーを設けました。さらに、新しい障害者サービスの紹介としてマルチメディアデイジーの体験会を実施しました。平成 28 年度にはLL版図書館利用案内を作成し、やさしくかかれた案内を用意しました。順次、書架見出しにルビを振った書架案内表示を行い、誰もが利用しやすい図書館の案内に努めています。

④ スポーツ・文化活動、余暇活動の充実

◆ スポーツ振興事業の推進

スポーツ推進委員協議会、体育協会、スポーツ少年団本部、レクリエーション協会と連携を取りながら、行政・市民団体が一体となってスポーツ振興に努めました。特にスポーツ推進委員協議会の運営により「スティックリング」等の体験会を開催するなどし、誰でもいつでも取り組めるニュースポーツの普及に努めています。

身体障害者福祉協会への委託により、風船バレーボール大会、グラウンド・ゴルフ大会を毎年各 1 回実施するとともに、総合相談支援センターへの委託によりエアロビクス教室を年 1 回実施しています。

北摂各市町及び各身体障害者福祉（協）会で、北摂ブロック身体障害者スポーツ・レクリエーション大会を開催しています。

今後もスポーツ振興に寄与できる体制づくりと事業の展開を図り、より一層の充実・発展に努めます。

◆ 文化、芸術、レクリエーション活動の推進

公民館・図書館では多様化する生涯学習ニーズに対応するため、各種講座を開催しました。

情報提供では生涯学習関連施設一覧や出前講座冊子の発行、市広報紙への公民館講座特集記事の掲載などを行い、事業や施設の周知に努めました。

「市民福祉まつり」や「輪い輪いまつり」などの障害者団体が中心となった取組について、関係機関との連絡調整等を行い、円滑に行事が実施できるよう支援しています。また、「市立ひびきはばたき園」利用者の作品展・音楽鑑賞会（つくっ展と輝けコンサート）を毎年実施しています。

文化関係イベントとしては、市美術展、こども展、芸能文化祭、演劇祭、音楽祭、吹奏楽祭、その他各種コンサート等を開催し、広く市民に活動発表の場と鑑賞機会を提供しました。

(5) 生活支援の充実

① 障害者総合支援法によるサービス展開

制度改正が続いてきた障害福祉サービス等は障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の施行によって、再び制度の転換期を迎えています。障害者総合支援法による障害福祉計画の策定においては、国の基本指針にある「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」という基本理念に基づいて、障害福祉サービス等の整備に努める必要があります。本市では平成 23 年 7 月には既存通所施設の新体系サービスへの移行を完了し、またサービス提供事業者によるサービスの再編・拡大も行われたことから、第 1 期以降、第 4 期障害福祉計画の策定までの間にサービス基盤は一定の整備が進んだと考えています。今後は障害福祉計画に基づいて引き続きサービスの供給確保と質の向上に努めるとともに、地域生活の継続支援などを念頭に法制度に基づいた適正な運営を進める必要があります。

② 相談支援機能の充実

本市では障害のある人に対する相談支援として、市役所の他に「摂津市障害者総合支援センター」において、3 障害に対応できる相談と就業の相談も含めた総合的な展開を図っています。

地域における活動としては、コミュニティソーシャルワーカーを保健福祉課に配置し、地域包括支援センターと役割を分担するとともに、連携を図り一体的な活動を行っています。地域における課題の把握のため、民生委員・児童委員の会合への参画など、地域福祉に関わりのある団体との連携を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカーの活動内容の周知にも努めています。

③ 地域生活支援施策の充実

平成 29 年度から市立ひびきはばたき園において、新たなサービスとして自立訓練を開始するため、施設側と協議しながら準備を進めました。

地域生活支援拠点整備についても、新規開始に向けて関係機関と協議を進めたほか、先進自治体を視察するなど準備を進めました。

④ 障害のある児童の長期休暇に対する施策の充実

課題であった障害や発達に課題のある児童の長期休暇の支援については、中学生以上の生徒に対する「市立みきの路」での対応など、新たなサービスを実施しています。

また短期入所については「市立みきの路」において児童の利用も可能としています。

放課後等デイサービス事業の開設により長期休暇に関してはニーズの充足が図られたと考えられます。

◆ **学童保育室等の充実**

学童保育事業として、支援学校や支援学級に在籍している児童を受け入れており、必要に応じて指導員を加配して対応するように努めています。また、放課後子ども教室(わくわく広場)、放課後自習教室(しゅくだい広場)でも、支援学校や支援学級に在籍する児童を受け入れています。

◆ **放課後等デイサービス**

児童福祉法の改正により平成 24 年度に制度が創設されたサービスで、放課後や長期休暇における児童の支援を行っています。事業所数は当初の 2 ヶ所から平成 28 年度末には 10 ヶ所になり、利用も大幅に増加しています。

⑤ **地域生活への移行**

基幹相談支援センターを中心に、平成 24 年 4 月から個別給付化された地域移行支援や地域定着支援のサービスを活用し、施設入所からの地域移行を進めています。

また精神障害のある人の退院促進についても、大阪府茨木保健所を中心に地域移行のパンフレットを作成するとともに、「あしすと」が主体となって地域移行を進めています。

(6) 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

① 啓発活動の推進

◆ 障害のある人の人権を尊重する地域づくりが必要

障害福祉に関するアンケート調査の結果から、障害のある人に対する市民の理解が深まったかをみると、「深まったとは思わない人」（「あまり深まったとは思わない」と「深まったとは思わない」の合計）は74.5%となり、「深まったと思う人」（「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計、23.6%）を上回っています。

近年の我が国の障害者制度改革は平成26年1月に批准した、国連の「障害者権利条約」が重要な背景となっています。改正された「障害者基本法」においては目的に「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」との理念が含まれています。また「障害者差別解消法」の制定を受けて、同法に規定される「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の禁止についての考え方を広く地域全体へ啓発することが求められています。

障害のある人が「権利の主体」として基本的人権が当然に保障され、自己選択・自己決定による生き方を実現するためには、障害のある人の人権尊重の考え方を普及するとともに、障害及び障害のある人に関する市民の理解を促進し、あわせて、障害のある人へのあらゆる場での合理的な配慮等について、市民が気づき、行動することがさらに必要となっています。

特に、障害の概念が多様化している昨今では、かつては障害と認識されていなかった精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者など、日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要としている人への理解の促進が重要となっています。

これまで本市では、市民に対してはこころの健康ボランティア講座の推進や障害者週間中の街頭啓発活動であるふれあいキャンペーンなどを進め、市職員等の関係者に対しては研修にも努めてきました。また、民生委員・児童委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等を対象に障害者虐待防止法についての講演会を実施し、虐待等防止啓発パネル展の中で障害者虐待防止の啓発を市内施設で実施しています。障害のある人の権利を守るために権利擁護事業も推進してきましたが、さらに人権尊重の考え方を普及させるため、啓発活動を推進する必要があります。

◆ 市職員の研修について

新規採用職員を対象として、障害や障害のある人への理解を促進するための人権連続研修を実施するとともに、平成27年12月に課長級以上の職員を対象とした「障害者差別解消法研修」を実施し、障害者差別解消法や合理的配慮の基本的な考え方について理解の促進に努めました。また、平成29年度においては、係長級職員を対象に同内容の研修を実施しています。

また、「障害者差別解消法」の施行に合わせ、「摂津市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を定め、障害者に対する職員の適切な対応がなされるよう周知・啓発を行っています。

◆ ふれあいキャンペーン等の推進

障害者週間期間に、障害者団体や人権担当部署と合同で市内の駅前や商業施設前においてチラシ配布等の街頭啓発活動を実施しました。また、市役所庁舎において懸垂幕の掲示や庁舎玄関前アプローチにおいてのぼり旗の掲示を行いました。

◆ 障害者差別の解消に向けた取組

平成 27 年度は障害者差別解消法施行に向けて職員対応要領の作成及び管理職向け研修を実施しました。

法施行後も庁内に相談受付部署を設置するとともに、新規採用職員向け研修を実施しました。併せて、市民向けに「まいどおおきに出前講座」における実施項目に障害者差別解消法を追加しました。

◆ 施設での虐待の防止と苦情への対応

平成 27 年度 13 件、平成 28 年度 19 件の虐待通報を受付・対応しました。基幹相談支援センターの協力のもと、障害者施設従事者や障害福祉サービス事業所従事者向けの研修会を実施しました。

◆ 地域福祉権利擁護事業の推進

高齢者の成年後見制度の周知のための研修会や講座を開催するとともに、利用支援のための市長申立や後見人報酬の助成を行っています。

また「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」で高齢者虐待について関係機関と情報共有や意見交換を行うとともに、地域ケア会議において個別ケースの検討を実施しております。

さらに介護保険施設、入居施設の職員を対象とし、虐待防止や権利擁護のため、研修会を継続的に実施しています。

表 日常生活自立支援事業の内、障害のある人による利用状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
契約 人数	知的障害者	11 人	10 人	6 人	14 人	15 人
	精神障害者	8 人	8 人	11 人	9 人	10 人
	計	19 人	18 人	17 人	23 人	25 人
相談 人数	知的障害者	7 人	4 人	8 人	26 人	44 人
	精神障害者	7 人	3 人	9 人	9 人	7 人
	計	14 人	7 人	17 人	35 人	51 人

資料：摂津市社会福祉協議会

3. 第4期摂津市障害福祉計画の目標と実績の比較

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆ 福祉施設入所者の地域生活への移行の成果と評価

福祉施設入所者の地域生活への移行については、平成28年度末までの地域移行者数は5人で、第4期計画の地域移行目標値8人に対して、62.5%の達成率となっています。

表 地域生活への移行者数の現状と第4期計画の目標

平成25年度末施設入所者数	第4期計画地域移行者数目標値 A	平成28年度末までの地域移行者数 B	B - A	達成率 B / A
64人	8人以上	5人	△3	62.5%
	H25年度末比 12%以上に該当			

◆ 施設入所者数削減の成果と評価

施設入所者数の削減については、平成25年度末の施設入所者64人に対して平成28年度末の施設入所者数は72人で、8人増加となっており、目標は未達成となっています。障害者が地域で生活を送るため、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、日中活動の場や身近な地域で相談できる体制整備が必要です。

表 福祉施設の入所者数の現状と第4期計画の目標

平成25年度末施設入所者数 A	第4期計画施設入所者の削減数目標値 C	平成28年度末の施設入所者数 B	削減者数 A - B 削減率 (A - B / A) = D	達成率 D / C
64人	3人以上	72人	△8人	△312.5%
	H25末比4%以上削減		△12.5%	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

◆ 福祉施設から一般就労への移行者数の成果と評価

福祉施設から一般就労への移行者数は、平成 28 年度が 11 人で、目標値 14 人に対して、78.6%の達成率となっています。福祉施設からの移行を促進するとともに、移行先となる事業所や企業の開拓、障害者を雇用する企業の就労支援の取組を進める必要があります。

表 福祉施設から一般就労への移行の現状と第 4 期計画の目標

平成 25 年度一般就労への移行者数	第 4 期計画一般就労への移行者数の目標値 A	平成 28 年度一般就労への移行者数 B	B - A	達成率 B / A
9 人	14 人	11 人	△3 人	78.6%

◆ 就労移行支援事業の利用者数の成果と評価

就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末が 49 人で、目標値 56 人に対して 87.5%の達成率となっています。就労移行支援事業の利用を促進する必要があります。

表 就労移行支援事業の利用者数の現状と第 4 期計画の目標

平成 25 年度末就労移行支援事業利用者数	第 4 期計画就労移行支援事業利用者数の目標値 A	平成 28 年度末就労移行支援事業利用者数 B	B - A	達成率 B / A
34 人	56 人	49 人	△7 人	87.5%

◆ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の成果と評価

市内の就労移行支援事業所は「市立ひびきはばたき園」のみであることから、就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、目標値を達成しています。

表 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の現状と第 4 期計画の目標

第 4 期計画：就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標値	平成 28 年度実績	達成率 (B / A)
平成 29 年度 (2017 年度) 末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上	事業所数：1 ヶ所 (A) 移行率：30% (3 割以上：1 ヶ所 (B))	100%

(3) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

◆ 就労継続支援（B型）事業所の平均月額工賃の成果と評価

就労継続支援（B型）事業所の平均月額工賃は、平成 28 年度（2016 年度）14,536 円で、目標値 13,038 円を超えて目標達成しています。

表 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の現状と第 4 期計画の目標

第 4 期計画平均 月額工賃の目標 値 A	平成 26 年度 平均月額工賃	平成 27 年度 平均月額工賃	平成 28 年度 平均月額工賃 B	達成率 B / A	過去 3 か年の 平均月額工賃
13,038 円	11,557 円	14,781 円	14,536 円	111.5%	13,625 円

(4) 障害者の地域生活支援

◆ 地域生活支援拠点等の整備についての成果と評価

地域生活支援拠点等の整備については、平成 28 年度（2016 年度）末においては未整備となっていますが、障害者地域自立支援協議会等と連携を図りながら、地域の社会資源を有効に活用し、国の動向等を踏まえ、整備を検討しています。

4. 第4期摂津市障害福祉計画の見込量と実績の比較

(1) 訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）

● 訪問系サービスの見込量と実績

居宅介護では、身体障害者、精神障害者、障害児で見込量を下回っています。また、身体障害者の同行援護でも見込量を下回っています。身体障害者、精神障害者では、65歳以上の利用者が介護保険制度利用に振り替わったことによります。

市内では社会福祉協議会を中心に障害特性に合わせてより繊細に居宅介護が提供されており、また、近年は三島障害保健福祉圏域等にある事業所が本市の利用者にサービスを提供する場合も多く見られています。

表 訪問系サービスの第4期計画の見込量と実績

(上段・実利用者数、下段・月平均利用時間)

障害種別	サービス種別	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	居宅介護	人	62	52	83.9%	65	51	78.5%
		時間	1,584	887	56.0%	1,645	1,011	61.5%
	重度訪問介護	人	5	6	120.0%	5	5	100.0%
		時間	1,448	1,533	105.9%	1,448	1,588	109.7%
	同行援護	人	24	20	83.3%	25	24	96.0%
		時間	210	202	96.2%	220	226	102.7%
重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	
	時間	0	0	—	0	0	—	
知的障害者	居宅介護	人	30	34	113.3%	31	38	122.6%
		時間	230	256	111.3%	240	276	115.0%
	行動援護	人	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—
	重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—
精神障害者	居宅介護	人	48	45	93.8%	50	46	92.0%
		時間	413	316	76.5%	421	328	77.9%
	行動援護	人	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—
	重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—
障害児	居宅介護	人	22	19	86.4%	23	16	69.6%
		時間	475	435	91.6%	485	469	96.7%
	行動援護	人	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—
	重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—
		時間	0	0	—	0	0	—

資料：摂津市障害福祉課

● 短期入所（ショートステイ）の見込量と実績

身体障害者は見込量を下回る実績となっています。また、精神障害者では平成 28 年度の利用がありませんでした。

市内では「市立みきの路」において 5 床を確保しています。「市立みきの路」の短期入所では女性が利用できる部屋を平成 22 年 11 月から 2 室に拡大しました。また平成 23 年 4 月より児童の利用も可能となり、障害児の利用の拡大に効果が出ています。

表 短期入所（ショートステイ）の第 4 期計画の見込量と実績

（上段・実利用者数、下段・月平均利用日数）

障害種別	単位	平成 27 年度（2015 年度）			平成 28 年度（2016 年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人	10	8	80.0%	11	7	63.6%
	人日	60	31	51.7%	66	41	62.1%
知的障害者	人	20	40	200.0%	22	40	181.8%
	人日	120	170	141.7%	132	233	176.5%
精神障害者	人	2	2	100.0%	2	0	0.0%
	人日	12	1	8.3%	12	0	0.0%
障害児	人	10	16	160.0%	11	11	100.0%
	人日	20	22	110.0%	22	31	140.9%

資料：摂津市障害福祉課

（2）日中活動系サービス

● 日中活動系サービスの見込量と実績

身体障害者では、就労継続支援 A 型と就労継続支援 B 型の実績値が見込量を上回っています。

知的障害者では、自立訓練、就労継続支援 A 型と就労継続支援 B 型の実績値が見込み量を上回っています。また、知的障害者の就労移行支援は、実利用者数、月平均利用日数が見込量より下回っています。これは、支援学校に在籍している生徒数が増加する一方で、卒業後、就労移行へ進まず、自立訓練や就労継続支援を経験するケースが増えてきたことによります。そのため、自立訓練や就労継続支援は実利用者数、月平均利用日数とも見込量を上回っています。

精神障害者では、就労移行支援、就労継続支援 A 型と就労継続支援 B 型の実績値が見込み量を上回っています。これは、ハローワークにおいて就労継続支援 A 型が障害者雇用の中心となっており、ハローワーク茨木管内においても障害者雇用のうち就労継続支援 A 型の占める割合が増加していることによります。

第 5 期障害福祉計画に関する国の基本指針では「就労移行支援事業の利用者の増加」が目指されていることから、本市としても新たな確保方策を検討する必要があります。

表 日中活動系サービスの第4期計画の見込量と実績

(上段・実利用者数、下段・月平均利用日数)

障害種別	サービス種別	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	
身体障害者	生活介護	人	57	50	87.7%	69	51	73.9%	
		人日	644	604	93.8%	756	641	84.8%	
	自立訓練	人	2	0	0.0%	3	4	133.3%	
		人日	15	0	0.0%	24	27	112.5%	
	就労移行支援	人	1	2	200.0%	1	3	300.0%	
		人日	8	12	150.0%	8	3	37.5%	
	就労継続支援(A型)	人	2	4	200.0%	2	3	150.0%	
		人日	27	28	103.7%	27	45	166.7%	
	就労継続支援(B型)	人	7	12	171.4%	8	12	150.0%	
		人日	126	141	111.9%	144	155	107.6%	
	知的障害者	生活介護	人	155	157	101.3%	165	160	97.0%
			人日	3,040	2,940	96.7%	3,240	2,979	91.9%
自立訓練		人	6	11	183.3%	6	9	150.0%	
		人日	108	162	150.0%	108	149	138.0%	
就労移行支援		人	33	26	78.8%	34	19	55.9%	
		人日	330	175	53.0%	340	181	53.2%	
就労継続支援(A型)		人	2	5	250.0%	2	3	150.0%	
		人日	35	45	128.6%	35	44	125.7%	
就労継続支援(B型)		人	49	65	132.7%	51	72	141.2%	
		人日	882	1,084	122.9%	918	1,156	125.9%	
精神障害者		生活介護	人	41	44	107.3%	42	39	92.9%
			人日	451	433	96.0%	462	415	89.8%
	自立訓練	人	2	0	0.0%	2	1	50.0%	
		人日	22	0	0.0%	22	7	31.8%	
	就労移行支援	人	18	29	161.1%	19	27	142.1%	
		人日	180	179	99.4%	190	172	90.5%	
	就労継続支援(A型)	人	1	12	1200.0%	1	10	1000.0%	
		人日	16	131	818.8%	16	116	725.0%	
	就労継続支援(B型)	人	5	10	200.0%	5	13	260.0%	
		人日	50	51	102.0%	50	112	224.0%	
療養介護[月間利用実人員数]		人	11	13	118.2%	12	10	83.3%	

資料：摂津市障害福祉課

(3) 居住系サービス

● 居住系サービスの見込量と実績

共同生活援助（グループホーム）では、身体障害者の平成 27 年度、知的障害者の平成 27、28 年度、精神障害者の平成 27 年度で、実績値が見込量を上回っています。

施設入所支援の実績値は、概ね見込量どおりですが、知的障害者では減少を目指す見込量に対して、実績値では現状維持となっています。

障害者の高齢化・重度化の進行や地域における住まいの場の確保、地域移行への意識の高まり等の観点から、共同生活援助（グループホーム）の確保方策を検討する必要があります。

表 居住系サービスの第 4 期計画の見込量と実績

(月間利用実人員数)

障害種別	サービス種別	単位	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	共同生活援助 (グループホーム)	人	2	3	150.0%	2	2	100.0%
	施設入所支援	人	11	10	90.9%	11	10	90.9%
知的障害者	共同生活援助 (グループホーム)	人	45	51	113.3%	50	63	126.0%
	施設入所支援	人	58	62	106.9%	57	62	108.8%
精神障害者	共同生活援助 (グループホーム)	人	16	17	106.3%	17	16	94.1%
	施設入所支援	人	0	0	—	0	0	—

資料：摂津市障害福祉課

(4) 相談支援

● 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量と実績

計画相談支援で作成されるサービス等利用計画はサービスの支給量やサービス提供事業所の調整のみならず、障害児者の将来像を明確にし、どのような生活を送っていくかを利用者と相談支援事業所が一緒に考え作成するものです。

身体障害者、知的障害者の計画相談支援では、実績値が見込量を下回っています。

表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の第4期計画の見込量と実績

(月平均利用者数)

障害種別	サービス種別	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	計画相談支援	人	38	21	55.3%	39	26	66.7%
	地域移行支援		0	0	—	0	0	—
	地域定着支援		0	0	—	0	0	—
知的障害者	計画相談支援	人	62	49	79.0%	65	61	93.8%
	地域移行支援		1	1	100.0%	1	1	100.0%
	地域定着支援		3	0	0.0%	3	0	0.0%
精神障害者	計画相談支援	人	25	38	152.0%	26	43	165.4%
	地域移行支援		1	1	100.0%	1	0	0.0%
	地域定着支援		1	1	100.0%	1	0	0.0%
障害児	計画相談支援	人	5	1	20.0%	5	0	0.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 相談支援事業の見込量と実績

相談支援事業のサービスはいずれも実績は見込どおりとなっています。

表 相談支援事業の第4期計画の見込量と実績

サービスの内容等	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業 [実施見込箇所数]	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	有無	有	有	—	有	有	—
市町村相談支援機能強化事業		有	有	—	有	有	—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		無	無	—	無	無	—

資料：摂津市障害福祉課

● 成年後見制度利用支援事業の見込量と実績

成年後見制度利用支援事業の利用者数は、平成 27、28 年度とも見込量を下回っています。

表 成年後見制度利用支援事業の第 4 期計画の見込と実績

サービスの内容等	単位	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業 [年間実利用見込者数]	人	3	1	33.3%	3	0	0.0%
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	—	無	無	—

資料：摂津市障害福祉課

● 市内の相談支援事業所の状況

表 市内の指定相談支援事業所の現況

事業所名	対象者
摂津市障害者総合相談支援センター	障害や発達に課題のある児童、身体・知的・精神障害のある人及びその家族
摂津障害者生活支援センター（はあねす）	主に身体障害のある人及びその家族
あしすと	主に精神障害のある人及びその家族

(5) 地域生活支援事業

● 理解促進事業の実績

コミュニケーション支援事業の手話通訳派遣事業では、実績値が見込量を下回っています。

表 理解促進事業の第4期計画の見込量と実績

サービスの内容等	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	—	有	有	—

資料：摂津市障害福祉課

表 コミュニケーション支援事業の第4期計画の見込量と実績

サービスの内容等	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳派遣事業 [年間実利用見込者数]	人	10	8	80.0%	10	7	70.0%
要約筆記派遣事業 [年間実利用見込者数]	人	0	0	—	0	0	—
手話通訳者設置事業 [年間実設置見込者数]	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 日常生活用具給付等事業の見込量と実績

日常生活用具給付等事業をみると、自立生活支援用具では、実績値が見込量を上回っています。また、排泄管理支援用具は増加傾向にあります。

表 日常生活用具給付等事業の第4期計画の見込量と実績

(年間給付等件数)

サービスの内容等	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護訓練支援用具	件	3	1	33.3%	4	1	25.0%
自立生活支援用具	件	10	23	230.0%	12	20	166.7%
在宅療養等支援用具	件	18	10	55.6%	20	19	95.0%
情報・意思疎通支援用具	件	20	13	65.0%	22	15	68.2%
排泄管理支援用具	件	1,750	1,689	96.5%	1,800	1,996	110.9%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	4	5	125.0%	5	4	80.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 移動支援事業の見込量と実績

移動支援事業におきまして、知的障害者、精神障害者では実績値が見込量を上回っていますが、障害児の実績値は見込量を下回っています。

障害児の利用実績値は、これまで移動支援事業で対応していた就学児の放課後支援について、法改正に伴い設置された放課後等デイサービスの利用が進んだことにより見込量を下回っています。

表 移動支援事業の第4期計画の見込量と実績

(上段・実利用者数、下段・年間延べ利用時間)

障害種別	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
身体障害者	人	55	56	101.8%	58	52	89.7%
	時間	7,900	7,643	96.7%	8,060	8,184	101.5%
知的障害者	人	88	109	123.9%	92	101	109.8%
	時間	9,700	11,488	118.4%	10,200	11,688	114.6%
精神障害者	人	5	6	120.0%	6	8	133.3%
	時間	25	206	824.0%	30	276	920.0%
障害児	人	40	33	82.5%	40	37	92.5%
	時間	5,200	4,257	81.9%	5,200	4,404	84.7%

資料：摂津市障害福祉課

● 地域活動支援センターの見込量と実績

利用は増加しており、また、実績値が見込量を上回っています。

表 地域活動支援センター事業の第4期計画の見込量と実績

サービスの内容等	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域活動支援センターI型	人	50	145	290.0%	55	161	292.7%
	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%

資料：摂津市障害福祉課

● 日中一時支援事業の見込量と実績

日中一時支援事業は、減少傾向にあり、平成 28 年度では、年間利用日数、年間実利用者数ともに、実績値が見込量を下回っています。これは放課後等デイサービスの利用が進んだことが要因となります。

表 日中一時支援事業の第 4 期計画の見込量と実績

(上段・年間利用日数、下段・年間実利用者数)

サービスの内容等	単位	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
日中一時支援事業	人日	1,350	1,416	104.9%	1,425	1,071	75.2%
	人	270	347	128.5%	285	278	97.5%

資料：摂津市障害福祉課

● 訪問入浴サービス事業の見込量と実績

表 訪問入浴サービス事業の第 4 期計画の見込量と実績

(年間実利用者数)

サービスの内容等	単位	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス事業	人	4	4	100.0%	4	4	100.0%

資料：摂津市障害福祉課

(6) 障害児支援サービス

児童発達支援の実績値は、実利用者数は横ばいであるものの、月平均利用日数総数は減少傾向となっています。

医療型児童発達支援の実績値は、減少傾向であり、各年度とも見込量を下回っています。

放課後等デイサービスの実績値は、実利用者数は横ばいであるものの、月平均利用日数総数は増加傾向となっています。これは1人当たりの利用量が増加していることが要因と考えられます。

保育所等訪問支援の実績値は、各年度ともほぼ横ばいであり、見込量に近い数値となっております。

障害児相談支援の実績値は、減少傾向であり、各年度とも見込量を下回っています。

表 障害児支援サービスの第4期計画の見込量と実績

サービスの内容等		単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	実利用者数	人	125	119	95.2%	130	125	96.2%
	月平均利用日数 総数	人日	539	590	109.5%	560	509	90.9%
医療型児童発達支援	実利用者数	人	10	8	80.0%	10	6	60.0%
	月平均利用日数 総数	人日	86	76	88.4%	86	49	57.0%
放課後等 デイサービス	実利用者数	人	146	191	130.8%	152	184	121.1%
	月平均利用日数 総数	人日	1,069	1,350	126.3%	1,112	1,607	144.5%
保育所等訪問支援	月平均訪問回数	回	25	27	108.0%	29	28	96.6%
障害児相談支援	月平均利用人数	人	56	52	92.9%	58	25	43.1%

資料：摂津市子育て支援課

第2部 障害者施策に関する長期行動計画

第1章 基本理念と基本的考え方

1. 基本理念

この計画は、障害のある市民が「権利の主体」として、かつ社会の一員として生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方とすべてのライフステージにおいて主体性、自主性、自由という人として当たり前の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の考え方を基本的な理念とします。

そして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合い、障害のある市民一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送ることができるように支援する共生のまちづくりを目指します。

特にこれからのまちづくりとして、活動や生き方の制限の原因を個人の障害の存在に求めるのではなく、地域や職場、学校など日常生活の場での合理的な配慮や社会的な支援の不十分さに求めることを市民全体が理解し、変革に向けて行動することを目標とします。

【 基本理念 】

『誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と
共生のまちづくり』

2. 基本目標

(1) 心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人が尊重しあう心のバリアフリーの推進

個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築の視点や地域の中に考えを広げていく必要性、障害のある人の権利と尊厳、心のバリアフリーなどに留意します。

(2) 地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤の確立

「障害者権利条約」における「地域社会で生活する平等の権利」や地域における切れ目のない支援、地域生活移行への対応等に留意します。

(3) 自己実現をめざす意欲を育む社会環境及び支援体制の確立

自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な支援を計画します。実態に即した支援の充実や障害のある人の楽しみ・余暇活動・居場所づくりへの配慮に重点をおきます。就労支援等に対応したシステムの構築に留意します。

(4) 共に生きるまちづくりをめざすセーフティネット体制の確立

社会資源とつながりを築くことが困難な人に対して支援のあり方を検討していきます。相談支援体制の充実に留意します。

(5) 差別のない社会の実現

障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされることが求められています。市民全体が障害者をとりまく諸課題を共通の課題と認識し、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動していくことを推進します。

(6) 多様な主体による協働の推進

障害者への「合理的な配慮」を推進するためには、障害者の自立と社会参加という課題をより社会全体で考える必要があります。社会のあらゆる場面で障害者がいきいきと生活できるように、当事者や行政だけでなく、地域住民、関係団体、企業、サービス提供事業者、NPOなどの多様な主体の参画と協働により障害者施策を進めていくことが重要です。

3. 重点課題

- **障害のある人の権利と尊厳を保障する取組の強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めていきます。**
 - ・障害のある人には障害のない人と平等に権利や機会が保障されています。
 - ・地域生活や社会参加に必要な配慮を行うこと、合理的配慮を欠く対応が差別にあたることなどを明らかにしながら、具体的な取組を位置づける必要があります。
 - ・施策の点検や計画づくりへの当事者の参画機会の充実がより一層求められています。
 - ・合理的な配慮を社会全体で取り組むための福祉教育、実際の行動について周知していく必要があります。

- **その人らしい自立した生活を選択できる質の高い支援を目指します。**
 - ・自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な質の高い支援の基盤整備を今後も目指していく必要があります。
 - ・障害や発達に課題のある児童に対する保健、福祉、教育などの支援の連携を強化していきます。
 - ・地域の中で障害のある人が当たり前にいきいきと暮らせる社会をより一層つくり出すために、地域の中で市民の合理的な配慮が求められています。
 - ・全国的な問題となっている、重度障害のある人や医療的ケアを必要とする人への支援、触法障害者への対応を検討する必要があります。

- **相談支援体制の充実、情報の入手、活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。**
 - ・施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行支援において、入所・入院中からの相談支援、地域生活への適応訓練などの充実を図り、地域での住まいや日中活動などの確保にとどまらないきめ細かな支援体制の確保が求められています。
 - ・本市で進めてきた地域でのセーフティネットについて今後も継続して進めていく必要があります。民生委員・児童委員や地域住民による気づき、専門機関への連絡・相談など地域福祉の視点からの取組も含めて対応していきます。
 - ・計画相談支援が創設され、障害福祉サービスの利用の際にはケアマネジメントの考え方がより一層取り入れられるようになります。本市では平成 22 年に「摂津市障害者総合支援センター」での相談窓口を開設するなど相談支援体制の充実に努めてきた経緯を生かしながら、市役所の障害福祉課や相談支援事業者の連携によってさらなる相談支援体制の充実を目指していきます。

- **バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。**
 - ・阪急摂津市駅の新設や周辺道路状況の変化にともないバリアフリー化を推進します。
 - ・防災・災害時に対する市民意識の高まりを受けて防災・災害時支援の検討を行います。

- **障害のある人の楽しみという視点から多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。**
 - ・与えられる居場所、与えられた活動ではなく、障害のある人自身が自分の楽しみや生きがいを地域の中で見つけられるような社会を目指します。
 - ・市民の日常生活の中に障害のある人が楽しめるような機会、場所、仕組みの充実を目指していく必要があります。
 - ・障害や発達に課題のある児童の放課後・長期休暇時の対策の充実を引き続き図る必要があります。

- **労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。**
 - ・就職に向けた訓練、就職の開拓・マッチング、就職当初のフォロー、就職後の生活面・就労面のサポート、離職時の再チャレンジまで切れ目のない支援と連携することで希望者が円滑に福祉施設から一般就労へと移行できるように支援します。
 - ・市役所での雇用創出や職場での配慮を促す啓発活動などを展開する必要があります。

- **障害者の高齢化・重度化や親亡き後の対応について検討します。**
 - ・ショートステイを整備することで利便性や対応力向上を図り、緊急時の受入れ態勢の強化に努めます。
 - ・グループホームを整備し、障害者の地域移行等における自立に向けた体験の場や機会を提供します。
 - ・これらを総合的・包括的に行う地域生活支援拠点整備を進めます。

4. 計画の施策体系

施 策 体 系

1. 生活環境の整備改善

- (1) 移動と施設利用の利便性の向上のために
- (2) 情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために
- (3) より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために

2. 雇用・就労の充実

- (1) 障害のある人の雇用の拡大のために
- (2) 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために
- (3) 職場における定着支援のために
- (4) 日中活動の場の充実のために

3. 保健・医療の充実

- (1) 保健サービスの充実のために
- (2) 医療サービスの充実のために
- (3) 地域リハビリテーションの充実のために

4. 療育・教育の充実

- (1) 療育・幼児教育の充実のために
- (2) 学校教育の充実のために
- (3) 生涯学習教育の充実のために
- (4) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために

5. 生活支援の充実

- (1) 相談支援機能の充実のために
- (2) 地域生活の支援策の充実のために
- (3) 児童の地域生活の支援のために
- (4) 地域生活への移行のために
- (5) サービス提供体制の充実のために

6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

- (1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために
- (2) 交流の促進のために
- (3) 地域福祉活動の推進のために
- (4) 障害者虐待の防止のために
- (5) 権利擁護施策の推進のために
- (6) 障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために

第2章 施策の行動目標

1. 生活環境の整備改善

【全体像・方針】

障害のある人が地域で暮らすために、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間、街なかなど生活空間のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすいようにバリアを始めから無くしていくユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、東日本大震災や異常気象による記録的豪雨等を踏まえ、このような災害時においても、障害のある人が円滑に避難でき、安心して避難生活が送れるような体制を検討していきます。

(1) 移動と施設利用の利便性の向上のために

● 交通バリアフリー基本構想に基づく事業の推進（道路交通課）

市道千里丘三島線においては、拡幅計画区域の西側の歩道整備が完了しており、引き続き東側の歩道整備に向けて用地取得に取り組みます。

「摂津市交通バリアフリー基本構想」を基に定めた「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、高齢者や身体障害のある人などが円滑に移動できる安全な道路整備を進めます。

また、その他の地域や路線においても歩道段差の解消や視覚障害者用誘導ブロックを設置することにより、歩行者ならびに自転車等の通行の円滑化を図り、より安全な歩行空間の整備を進めます。

● 公共的施設のバリアフリー化の推進（各施設所管課）

既存のバリアを取り除くだけでなく、設計段階から誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を事業に取り入れていく必要があります。また、市立集会所や公民館、公園、学校などみんなが集まる場所のバリアフリー化を進め、すべての人が利用しやすい基盤づくりを進めます。

民間施設についても整備に当たっては「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての市民が安心して利用できるように指導します。また、既存の民間施設についても改善を促します。

● **駐車・駐輪場の整備の推進（道路交通課）**

放置自転車等対策指導員の活用を図るとともに、市民に対する啓発に努め、歩道への不法駐輪・駐車など通行を妨げる行為の解消に努めます。また、住宅開発等による市民ニーズの変化に応じて、自転車・自動車駐車場の整備に努めます。

通勤、通学及び買物時間などの不法駐輪（駐車）の生じやすい時間帯を中心に、場所ごとに必要とする放置自転車等対策指導員の適正な配置数を検討し、啓発活動に努めます。

自動車駐車場の使用料金について、近隣民間駐車場の利用状況及び利用料金を参考として、適正な料金体系を検討します。

● **移動手段の確保の取組の推進（道路交通課）**

本市においては、市民の日常的な移動手段として路線バスが重要な役割を担っています。公共施設巡回バスの運行と摂津市内循環バスの路線変更により、交通不便地域はほとんどありませんが、地域ニーズを踏まえ地域や事業者と連携しながら利便性向上について検討を続けていきます。

（2）情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために

● **広報や施策情報の充実（障害福祉課）**

視覚障害のある人への情報提供を促進するために点字広報や「声の広報」の充実に努めます。

デイジー図書への移行については、実施に向けて関係機関と調整を進めていきます。

平成30年度を目標として、声の広報をカセットテープからデイジーへ移行します。これにより、速読やトラック再生が可能となり、利用者にとって、より利用しやすいものとなります。

聴覚障害のある人とのコミュニケーションにおいては、電子ファイルやEメールなども利用しながら、施策に関する意見の把握等も行います。

● **意思疎通支援の充実（障害福祉課）**

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等のある人に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所では手話通訳者の配置を継続します。

人材としては手話講習会、点字講習会を実施し奉仕員の養成に努めます。手話奉仕員の増員と要約筆記のニーズ把握や手話講習会に参加後も継続して学習ができるような工夫に取り組みます。

(3) より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために

● 「地域防災計画」による安全の確保（防災管財課）

「地域防災計画」をもとに災害時に障害のある人等の安全を確保するための対策を図ります。また、小学校区ごとの連合自治会での自主防災組織において、消防訓練や防災訓練を実施し、防火・防災意識の普及啓発に努めます。

防災教育の指導案の充実や地域防災計画を基に各種訓練の実施を行います。

摂津市域に所在する要配慮者利用施設のうち、河川氾濫等水害の浸水想定区域内にある施設を対象に避難確保計画の作成や訓練の実施を促します。

● 災害時要援護者に対する支援（保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課、防災管財課）

安否確認等の支援活動に役立てる災害時要援護者支援制度の周知や未登録者の登録勧奨を行います。また、関係各課ほか、民生委員・児童委員や自治会などの地区組織と連携し、地域において要援護者を支援する仕組みづくりを進めていきます。

● 福祉避難所での生活の確保（保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課、防災管財課）

平成 29 年 12 月現在、「ふれあいの里」「市立みきの路」を含む計 7ヶ所を福祉避難所に指定していますが、他にも民間での社会福祉施設が整備されてきたことから、福祉避難所の指定について見直しを行っていきます。また、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所において生活相談や介助などの支援対策を実施できるように検討していきます。

● 情報伝達の充実（障害福祉課、消防本部）

消防緊急情報システムについては、データの更新等、運用の改善に努めます。

聴覚障害のある人から FAX による 119 番の緊急通報があった場合には、手話奉仕員の派遣等の迅速な対応に努めるほか、障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

吹田市・摂津市消防指令センターにおいては平成 31 年度を目標に、会話に不自由な聴覚及び言語障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国から音声によらない緊急通報を行うことができるシステム（以下「Net119 緊急通報システム」という。）の整備に努めます。

消防庁では平成 32 年度を目標に、全国の消防本部で Net119 緊急通報システムの導入を進めています。

● 保健・医療・福祉との連携の推進（高齢介護課、障害福祉課、保健福祉課）

常時介護や医療的ケアを要する人に対して災害時に適切な対応が行えるように、保健・医療・福祉の各関係機関や施設が連携して取り組んでいきます。災害時要援護者の対策は、関係機関との連携のもとに推進します。

● 災害ボランティアの育成の推進（防災管財課、保健福祉課）

平成 28 年 9 月に摂津市と摂津市社会福祉協議会で相互支援に関する協定を締結したことから、共同での訓練の開催などを行い、災害に迅速なボランティア活動が行えるような体制の構築を進めてまいります。

今後は、新たな担い手の確保と災害時に市と社会福祉協議会が即座に対応できる連携体制の構築が課題となっています。

社会福祉協議会においては、平成 24 年度から災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアの育成に努めています。災害ボランティアに対し、出前講座等の実施を検討します。

● 防犯意識の普及啓発の推進（産業振興課、自治振興課）

障害のある人が悪徳商法やひったくりなどの被害にあわないように、広報や様々な学習活動などを通して、防犯活動を促進し、被害を未然に防ぐ取組を推進します。

また、本市においては全国に先駆けて平成 20 年 7 月 1 日に「摂津市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪行為による死亡や傷害等の被害に遭った際の相談をはじめ、総合的な支援を行っています。

● AED（自動体外式除細動器）の普及推進（消防本部）

心臓突然死からの救命率を改善すると期待されている AED（自動体外式除細動器）が市役所、全公民館、体育館などの市内公共施設をはじめ、小中学校、幼稚園・保育所、交番など多くの施設で設置が完了しました。今後も利用者の申し込みに応じて、AED を使用した応急手当講習及び普通救命講習を実施していきます。これらの講習は 2～3 年間隔で再講習を受講するのが望ましいため、定期受講の啓発活動を実施していきます。

2. 雇用・就労の充実

【全体像・方針】

障害のある人がそれぞれの適性と個性を發揮しながら希望する仕事に従事できるように、市民や事業者において障害者雇用の理解が深まるような啓発活動に努めます。

また、企業においては各種の制度・サービス・啓発活動などを介して職場の中で障害のある人に対する合理的な配慮を行えるような支援を推進します。

さらに、一般的な就労を推進するための職場開拓や雇用・就労に向けた相談・支援、職場定着の支援に加えて、「はたらく」ことを通して社会の一員として実感がもてるような日中活動の場の充実や生活の支援も進めます。

(1) 障害のある人の雇用の拡大のために

● 市役所や企業における雇用率制度に基づく雇用の促進（産業振興課、人事課、障害福祉課）

民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって、障害のある人を一定の割合以上雇用しなければならないとされています。

「障害者雇用促進法」の改正により、精神障害のある人も雇用率制度の算定対象となり、また対象事業主の範囲が拡大されていることから、このような状況を周知する必要があります。

本市では障害のある人に適した職域開発、職場環境の改善等に努め、身体障害・知的障害のある人を対象とした採用試験を今後も実施するとともに、特に知的障害のある人については、支援員のサポートを受けながら事務作業に従事し、その経験を活かして一般就労へのステップアップを目指す「チャレンジドオフィスせつつ」における雇用の拡大し、法定雇用率を安定的に達成できるよう努めます。市立施設の指定管理者についても障害のある人の雇いを推進するように働きかけを行います。身体障害のある人に加え、知的障害や精神障害のある人についても非常勤職員としての任用を行うなど、障害のある人の雇用拡大に向けた環境整備を推進します。

● 市役所における職場実習等（障害福祉課、人事課）

市役所も市内の一事業所として障害のある人の就労支援の一環として職場実習の場を提供していく必要があります。

平成28年度から障害者を非常勤職員として雇用し、庶務的な業務を担ってもらうチャレンジドオフィス制度を導入し、職場体験を通して障害者を一般就労に繋げる事業を実施しています。

市施設の管理業務等をNPO法人等に委託することによって、障害者雇用の促進を図っています。

● **障害者雇用への理解の促進（学校教育課、教育支援課、障害福祉課）**

市民や事業者に対して、障害者雇用の理解を深めるように、障害者雇用月間等を利用して、広く啓発活動を推進します。

障害があっても仕事ができるという認識を育む教育を学校教育の場においても推進します。

● **競争入札に際する配慮（財政課）**

大阪府では公共工事等の発注時に入札参加資格の等級区分評点で障害のある人を積極的に雇用する企業には加点しています。さらに「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」第 9 条の規定に基づき、「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（大阪府障がい者優先調達推進方針）」を定めています。本市においても同様の制度を導入しており、関係企業に向けて制度の周知を行うとともに、平成 26 年度に制定の「摂津市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき、今後も障害者優先調達の一層の推進を図っていきます。

● **障害者雇用助成金の支給（障害福祉課）**

障害のある人を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間終了後も継続して雇用している常用労働者 300 人以下の事業主に対して助成金を支給しています。

（2）雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために

● **障害者就業・生活支援センターでの相談（障害福祉課）**

障害者就業・生活支援センターは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行う機関です。

本市では社会福祉法人摂津宥和会が運営しており、平成 29 年 10 月に「摂津市障害者総合支援センター」の機能強化の一つとして施設を移設したうえで、今後も同センターにある総合相談支援センターと連携し就労・生活の一体的なサポートを展開していきます。

● **障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”でのニーズ対応（障害福祉課）**

社会福祉法人摂津宥和会が運営する「障害者職業能力開発センター“せつつくすのき”」が、障害のある人の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組んでいます。期間を 1 年間とした訓練のほかに、短期職業訓練を引き続き実施するなど障害のある人の多様な職業能力の開発ニーズに対応できるように努めています。

● **就労への移行支援や就労機会を提供する事業所の充実（障害福祉課）**

就労移行支援では一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援（A型）は、サービス提供事業所において雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指す事業です。

身体・知的障害のある人が利用する就労関係施設は、一定充足できました。精神障害のある人については、市内に就労関係の通所施設が少ない状況です。本市の現状では事業所数が限られている就労移行支援と就労継続支援（A型）については近隣市との連携によってサービス提供事業所の確保に努めます。

● **地域就労支援事業の充実（産業振興課）**

公共職業安定所が中心となって、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。

平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行されました。市、茨木公共職業安定所、摂津市商工会、障害者就業・生活支援センター、大阪府総合労働事務所、ポリテクセンター関西などが企画している「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの事業の充実を図ります。

● **トライアル雇用の推奨（産業振興課）**

公共職業安定所の職業紹介で障害のある人を短期の試行雇用で受け入れることにより、事業主に対し奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくるトライアル雇用事業について周知を行います。

（3）職場における定着支援のために

● **障害者就業・生活支援センターでの総合的支援（障害福祉課）**

就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する場として茨木市と共同で取り組んでいます。今後は企業や関係機関によるネットワークのさらなる拡大・強化を図りながら、就労に向けた相談・支援の拡充に努めます。今後も職員の増員を図りながら、生活面での支援にも一層努めていきます。

（4）日中活動の場の充実のために

● **就労への移行支援や就労機会を提供する事業所の充実（障害福祉課）**

有期限のサービスを実施している事業所の運営の難しさや、一般就労との行き来を可能とするサービスの不足など、制度上の問題については、法の見直しによる制度改正などを注視しながら必要な施策を検討します。平成 25 年 4 月から施行された「障害者総合支援法」でも、制度上の問題が改善されておらず、引き続き、必要な施策を検討します。

なお、市内には身体障害や知的障害のある人が利用する就労継続支援の施設は徐々に広が

りを見せています。

● 授産活動活性化のための支援の充実（障害福祉課）

国や大阪府の施策などを活用し、生産活動の活性化や経営改善、販路開拓など、安定した運営を実現するための支援策の充実に努めます。

市としても引き続き障害者優先調達推進法の推進を図るために、市主催行事等の際に授産製品を購入したり、軽作業の発注を行ったりするなど授産活動の支援に努めます。

営業活動により不要の小型家電を収集し、小型家電リサイクル事業を軌道に乗せていきます。

3. 保健・医療の充実

【全体像・方針】

障害のある人が地域の中で健康づくりに取り組めるように保健サービスの充実に努めます。また、障害のある人ができる限り身近な地域で、適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や大阪府との連携を強化し、医療サービスの充実に努めます。

(1) 保健サービスの充実のために

● 母子保健事業の充実（保健福祉課）

～障害の早期発見、母子保健事業の充実のために～

4か月児健診や1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を通して、疾病の早期発見、早期の療育につなげるとともに、子どもの成長や発達、栄養、育児及び歯科保健に関する健康相談、保健指導の充実に努めます。また、生後4か月までに全戸訪問を実施する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、産後の体調や育児の相談・指導を早期からできるような体制の維持に努めます。

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育につながるよう連携を図り、支援を進めていきます。

● 健康せつつ21の推進（障害福祉課、保健福祉課）

～健康意識の普及、疾病の早期発見・早期治療、生活習慣の改善～

障害のある人が基本健診をはじめ各種健診を受診しやすいように配慮するとともに、健診後の保健師や栄養士による健康相談・指導などの体制の整備・充実に努めます。また、そのためには障害に応じた個別的な対応が必要であることから、障害担当の専門スタッフの配置にも努めるとともに、当事者が通所する施設や相談支援事業所と連携し、個別指導計画等の中に個々の生活習慣リスクの把握や生活習慣改善目標の明確化を目的とした健康についての評価（ヘルスアセスメント）を盛り込むように働きかけていきます。そしてその個別指導計画に基づいた生活習慣の改善に取り組めるよう支援していきます。

● 難病患者に対する取組の推進（障害福祉課）

難病患者の在宅での療養生活を支えるために、ホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具給付などの在宅サービスの充実に努めます。また、大阪府が進める地域における保健・医療・福祉が連携した総合的な支援体制の整備に協力していきます。「障害者総合支援法」の施行に伴い、平成25年4月から難病患者等の方々を対象に含まれるようになりました。そのことにより、今まで以上に大阪府茨木保健所及び基幹相談支援センターと連携を密にして、計画相談支援を通し、個々の病状に応じて在宅サービスの充実に努めるよう取り組んでい

きます。なお、平成 29 年 4 月からは指定難病は 330 疾病となっています。

(2) 医療サービスの充実のために

● 訪問看護事業の充実及びかかりつけ医の推進（障害福祉課、保健福祉課）

重度障害者の訪問看護については、平成 30 年 4 月より訪問看護ステーションが実施する訪問看護についても重度障害者医療の対象となり、今まで以上に充実した医療サービスの提供を実施してまいります。

また、医師会・歯科医師会・薬剤師会が取り組んでいるかかりつけ医（医療機関、歯科診療所、薬局）の推進に協力・支援していきます。

● 自立支援医療の給付（国保年金課、障害福祉課）

障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等を継続します。引き続き制度の周知を図り、被保険者の負担を軽減することにより、治療を受けやすい環境整備に努めます。

● 精神障害のある人に対する取組（障害福祉課）

大阪府茨木保健所と連携して市役所で実施している嘱託医による相談等の取組を充実していきます。

平成 30 年度から福祉医療の再構築により、これまで対象外であった精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者も福祉医療費助成の対象となります。

(3) 地域リハビリテーションの充実のために

● ふれあいリハサロンの推進（高齢介護課、保健福祉課）

校区等福祉委員会と協議しながら、地域福祉活動拠点や小学校、公民館、集会所などを利用して実施されている「ふれあいサロン」「ふれあいリハサロン」などに障害のある人が参加できるような取組を検討していきます。

障害のある人が参加できるようなプログラムについては、先進事例や専門職の意見などを参考に、地域と協働で検討していきます。

● 健康体操普及の取組（保健福祉課）

養成講座を修了したメンバーが中心となって地域において健康体操の取組が進むよう行政としても支援していきます。

特に障害のある人が参加しやすいように健康体操の内容や企画を工夫してもらえるように働きかけていきます。

● **機能訓練の充実（障害福祉課、保健福祉課）**

地域で自立した生活を営めるように、生活介護事業所に理学療法士を配置するなど、身体機能・生活能力の向上などを支援する機能訓練の推進に努めます。

● **専門職による相談・指導の充実（障害福祉課、保健福祉課）**

市立保健センターと連携し、保健師、栄養士、作業療法士及び理学療法士などの専門スタッフにより、健康相談・指導をはじめ、住宅改修・改造、日常生活用具の利用の指導や介護予防の相談・指導などの充実に努めます。

市内小学校区ごとに実施している地域リハビリテーションにおいて、作業療法士、理学療法士、保健師が出向き体操の実施や血圧測定、健康相談を継続的に行います。

● **高次脳機能障害のある人に対する取組（障害福祉課）**

大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターにおける高次脳機能障害支援プログラムを広く紹介し利用を促します。

● **大阪府との連携（障害福祉課、保健福祉課）**

治療から地域生活までの一貫したリハビリテーションが提供されるよう、大阪府や大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターとの連携に努めます。

4. 療育・教育の充実

【全体像・方針】

保健、福祉、教育などの関係機関との連携強化により、障害や発達に課題のある児童のライフステージに応じた支援体制を充実します。さらに適切に支援できるよう、一貫した相談支援体制と療育の充実を図ります。

障害のある人が自ら楽しみや生きがいを見つけられるような、多彩な余暇活動や自己実現の機会の充実に努めます。

(1) 療育・幼児教育の充実のために

● 家庭児童相談室の相談支援（子育て支援課）

市立児童発達支援センターや学校、保育所、幼稚園等の関係機関と連携を行いながら、保護者からの子育てに関するさまざまな相談に対応していきます。

また、発達の支援、子どもの関わり方や理解の支援が必要な方を対象として、「くまさん教室」を開催し、心理士などの専門職が保護者の育児不安を解消し、親子の関わりを丁寧にフォローしていきます。

子育て世代包括支援センターの設置を見据えて、本市における支援体制のあり方を関係各課と連携して協議していきます。

● 巡回相談の充実（教育支援課、こども教育課）

公私立保育所等、公立幼稚園、小中学校に対しては巡回相談を実施し、課題を早期にとらえ、適切な支援を行えるよう、関係機関とも連携して取り組んでいきます。また、保育所、幼稚園から小学校、また小学校から中学校への就学支援も行います。

保育所、幼稚園、小中学校と連携し、発達に課題のある乳幼児、児童・生徒への適切な支援を行い、発達に関する支援をさらに充実させます。

● 保育所等訪問支援（子育て支援課）

発達に課題のある子どもが、保育所等の集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合には、「保育所等訪問支援」を実施し、保育所等の安定した利用を促進するもので、平成26年度から事業を開始しました。

今後も専門的な支援を継続して実施するように努め、利用対象者の拡大を図っていきます。

● 市立児童発達支援センターの機能の充実（子育て支援課）

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の児童やその家族への相談、児童を預かる施設への援助・助言などを合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設とされています。

関係機関や事業所との連携を図り、障害児相談連絡会を活用しながら、発達に課題のある児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実に努めます。

● 障害児保育等の充実（こども教育課）

障害や発達に課題のある子どもそれぞれの個性を尊重し、個別指導計画を立て一人ひとりの状況に応じた保育内容の充実に努めるとともに、障害や発達に課題のある子どもとない子どもが共に生活し、互いを理解しあえるような保育に取り組んでいきます。

障害や発達に課題のある子どもの増加と障害の多様性への対応とともに、巡回指導を実施し、関係機関と連携して障害児保育・幼児教育の充実に努めます。

保育士・幼稚園教諭の研修に取り組み、支援内容と保護者支援の向上を図ります。

また、個別指導計画・支援計画を作成し、就学前から小学校への円滑な接続を図ります。

● 児童発達支援事業の充実（子育て支援課）

児童発達支援事業は、未就学の児童を対象とし、日常生活における基本的な動作や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うこととされています。児童やその家族に対する支援を行う身近な療育の場としてさらなる充実に努めます。

● 発達に課題のある児童の療育体制の充実（子育て支援課、保健福祉課）

子ども家庭センター等関係機関との連携のもと、医療の提供や療育、相談など、家族を含む総合的な支援体制の充実に図っていきます。

健診や巡回相談などにより早期に発見し、家庭児童相談室の「くまさん教室」でフォローし、さらに必要に応じて児童福祉法に基づく通所事業を紹介して療育へとつなげていきます。サービスの利用に当たっては、相談支援事業所が児童や家族の状況を聞き取って、適切な療育が提供できる通所事業所を紹介していきます。

大阪府では、保健・福祉・医療・教育などの関係機関がネットワークの構築を図りながら、乳幼時期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る発達障がい児者総合支援事業を実施してきました。三島地域では高槻市のこども発達支援センター will が大阪府の発達障がい児療育拠点として設置されており、本市からも児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定を受けて通所されています。

今後も関係機関が連携を図り、早期発見に努めるとともに、医療機関や専門機関へとつないでいく体制の充実に努めます。

より専門的な支援が必要な方には、適切な機関の紹介を行っていきます。

（２）学校教育の充実のために

● 特別支援教育の充実（教育支援課）

発達障害を含めて障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進します。支援学級に在籍する児童を中心とした支

援教育だけではなく、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの児童・生徒への支援も含めたいわゆる特別支援教育についての理解や取組を全小中学校で浸透させていきます。引き続き特別支援教育の体制の充実に努めます。

○ 特別支援教育コーディネーターの養成

学校や巡回相談など、それぞれの特別支援教育体制を整備しサポートするため、引き続き、市全体で、特別支援教育コーディネーターの養成や特別支援教育サポート委員会の開催を推進します。特別支援教育コーディネーターを求めるニーズが高まっていることから、人員の養成に努めます。

各校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を校務分掌に位置付け、学校全体で組織的に取り組めるように支援していきます。

特別支援教育コーディネーターの役割はますます重要になることから、さらに専門性の向上に努めます。

○ 個別の教育支援計画や個別指導計画

支援学級の一人ひとりのニーズに応じた指導目標や内容、方法などを示した「個別指導計画」を作成していきます。さらに、障害や発達に課題のある人のライフステージに沿った一貫した支援を確保していくためには、乳幼児期からの情報が蓄積され、当事者や家族の了解の下に学校やサービス提供事業者等がその情報を把握することが重要であることから、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成に努めます。

○ 教職員の教育技術の向上

教育センターの機能を充実し、研修や各学校間の連携等により教職員の障害に対する理解を促進し、関係機関と役割分担しながら的確な支援を行います。

今後も専門性の向上に努めます。

○ 学校・地域・家庭の連携強化

支援学校、家庭児童相談室、教育支援課、学校（園）代表などで構成する特別支援教育サポート委員会等の取組を生かして、本市における特別支援教育を総合的に推進します。

● 教育施設の改善及び設備の充実（教育総務課）

障害や発達に課題のある児童・生徒がより快適で安全な環境の中で教育が受けられるように、スロープ、トイレなど学校施設の改善及び施設の充実に努めます。

平成23年度には、摂津小学校においてエレベーターの設置を行いました。各学校においてエレベーターの設置の必要性が高まっていますが、施設の老朽化等の課題が山積する中で、財政負担も多額となることから、優先順位を見極めながら整備に努めます。

平成30年度以降、市内の小中学校のトイレの洋式化を5年計画で進めていく予定です。

● 交流教育・福祉教育の充実（学校教育課）

小学校の総合的な学習や中学校の職場体験及び社会貢献学習の中で地域の高齢の人や障害のある人とのふれあい体験、ボランティア体験などの福祉体験学習が定着し、広がりが見られるようになってきています。今後は中学校区ごとの9年間を見通した系統性のある交流教育・福祉教育の充実に努めます。

また、支援学校に在籍している児童が居住地の学校と交流し、地域とのつながりが保てるように取組を進めます。交流教育・福祉教育を地域に開かれた学校の取組として保護者や市民に内容の周知を図るなど情報の発信に努めます。

さらに、小中一貫教育を進める中で、各中学校区において、教科はもとより、総合的な学習の時間や人権教育の取組を中学校区ごとに整備していく方向です。

（3）生涯学習教育の充実のために

● 生涯学習の充実（生涯学習課、障害福祉課）

障害のある人が利用しやすい施設の整備に努めるとともに、教材や機材の提供の充実に努め、鑑賞や学習機会の拡充を図ります。

市民と行政が一体となって生涯学習が行われるまちづくりを進める「せつつ生涯学習大学」の修了生や、郷土の歴史や文化財について学習し後世の人々に継承する「ふるさと摂津案内人」などを活用し、生涯学習出前講座（市民編・行政編）や各種イベント、講座への参画を促して活動の充実を図るとともに、障害のある人と一緒に学習や文化活動を促進できるような、指導者のスキルアップに努めます。

また、各種講座やイベントの実施に当たっては、企画段階から障害のある市民の参加を得ることにより、障害のある市民が参加しやすい事業内容にしていくことに努めます。

施設の老朽化に伴う補修を進めるにあたり、耐震化及びバリアフリー化をあわせて実施します。各公民館では階段や和式トイレでの手すりの設置などを実施していきます。

公民館の活動、各種講座やイベントの実施に当たっては、誰もが気軽に楽しく参加できる開催方法や、障害や障害のある人に関する学習を行うような事業内容を検討していきます。

講座開催にあたり、行政機関（各課）との協力体制の連携を図ります。

● 図書サービスの充実（生涯学習課）

隔月にテープ図書（声のおたより）の作成・発行やテープ雑誌（広報せつつ）の作成、市民図書館に寄せられたリクエスト図書の作成を行うなど、引き続きサービスの向上に努めます。

図書や図書館のイベントなどの情報を市広報やホームページでの周知だけでなく、関係部署や施設、団体などにもPRを行うようにして、障害のある人も含めて誰でも参加できるよう取り組みます。障害者差別解消法に基づき、引き続き職員の研修を行います。

デイジー図書の体験会を実施し、カセットテープからデイジー図書に移行しやすい環境を

整えます。館内の通路やレイアウトを変更し、利用しやすい環境作りに取り組みます。

障害者差別解消法に基づき、従来の障害者サービスの取組だけでなく、図書館利用やイベントの参加において、誰でも参加できるよう取り組みます。

(4) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために

● スポーツ振興事業の推進（障害福祉課、文化スポーツ課）

地域住民の健康増進と交流及び親睦を図るために各小学校区・地区単位で開催される「地区市民体育祭」の実施を支援します。

また、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめる場を地域につくり、定着させるために、総合型地域スポーツクラブ「NPO法人せつつブルーウイングス」の活動を支援し、障害のある方も参加しやすい教室メニューの実施を検討します。

「風船バレーボール大会」や「エアロビクス教室」など、引き続き障害のある人のニーズを把握しながら実施します。

今後もスポーツ振興に寄与できる体制づくりと事業の展開を図り、より一層の充実・発展に努めます。

● 文化、芸術、レクリエーション活動の推進（生涯学習課、障害福祉課、文化スポーツ課）

「市民福祉まつり」や「輪い輪いまつり」などの障害者団体が中心となった取組について、関係機関との連絡調整等を行い、円滑に行事が実施できるよう支援していきます。

また、公民館活動の周知に努め、特に公民館等での創作活動や発表の場の機会の充実を図るなど地域に根付いた取組を支援していきます。

「市立ひびきはばたき園」の利用者の作品展・音楽鑑賞会（つくっ展と輝けコンサート）を毎年実施しています。

広く市民に活動発表の場と芸術文化に触れる機会を提供するため、各種文化関係イベントを開催します。

各種教室・講座の開催に当たっては市民ニーズにより対応できるよう多方面から検討するとともに、開催案内等の情報提供はインターネットを利用するなど多様な媒体を活用していきます。

5. 生活支援の充実

【全体像・方針】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、また、施設や病院から地域生活へ移行した人が円滑に地域で暮らせるように、引き続き、必要なサービス基盤とサービスの質の確保に取り組みます。

高齢期の障害者の生活支援については、障害者施策と高齢者施策の連携を図るとともに、適切なサービスが受けられるよう、その対応策を検討していきます。

また、障害のある人が高齢になっても、それまで利用していた事業所で引き続きサービスが受けられる「共生型サービス」が平成 30 年度から新たに創設されますので、今後も障害者一人ひとりの特性に応じたサービス提供に取り組んでまいります。

（１）相談支援機能の充実のために

● 相談支援事業の充実（子育て支援課、障害福祉課）

市役所の窓口のほかには、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づいて、基幹相談支援センターや支給決定プロセスの見直しに伴う計画相談支援、地域移行・地域定着支援等の相談支援体制の充実を図ります。

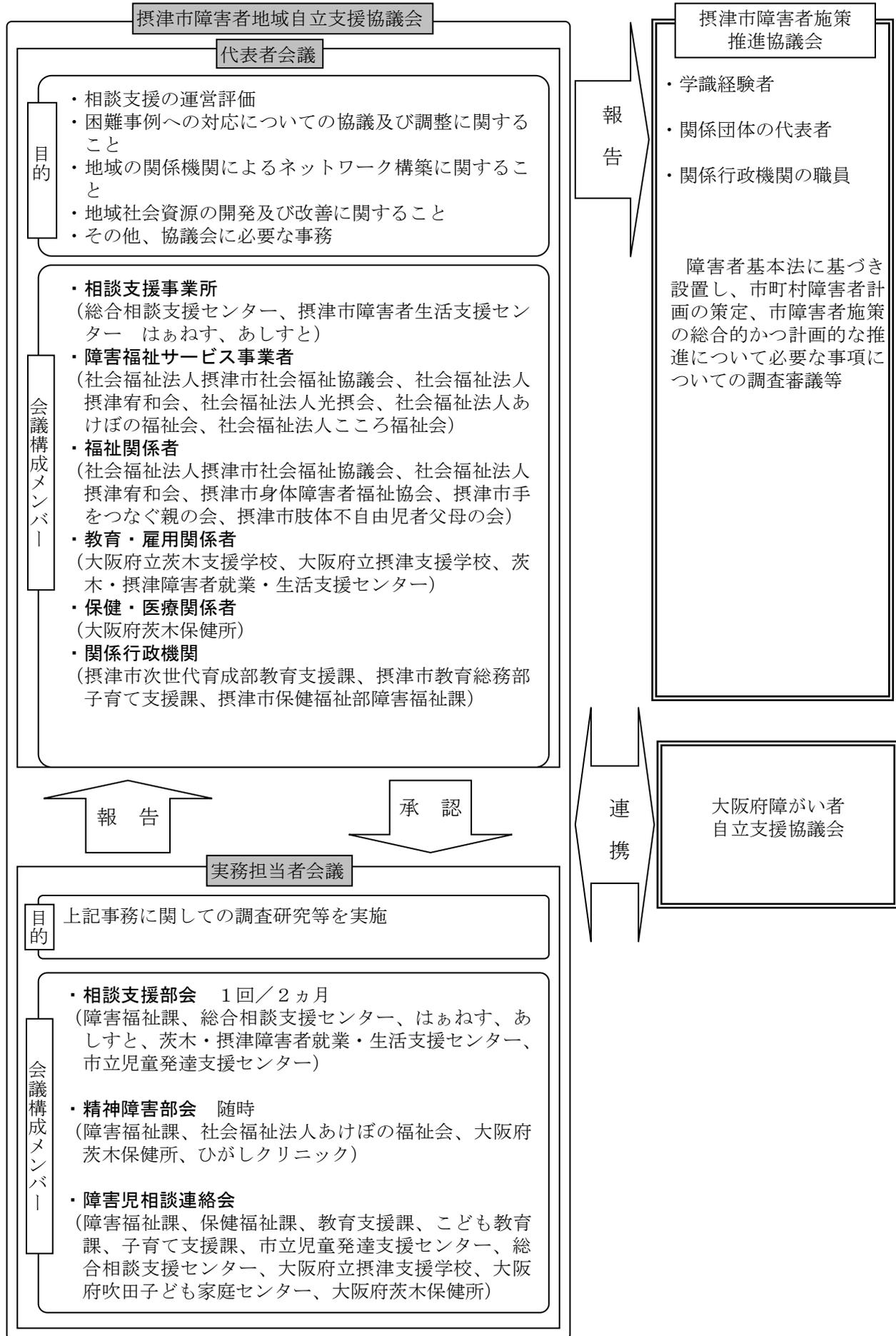
詳しくは障害福祉計画にて施策の展開を図ります。

● コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）等、地域における活動との連携（保健福祉課）

コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）と地域包括支援センターはそれぞれの役割を分担しながら、一体的に活動を行っています。

コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）は、高齢者に限らず、制度の狭間や複数の福祉課題を抱える地域住民の課題解決のために個別対応とコーディネートを行っています。障害のある人にとって身近な相談窓口の周知が課題となっており、地域活動の場を利用するなど広報を充実し、周知に努めていきます。

図 障害者地域自立支援協議会等の構成



(2) 地域生活の支援策の充実のために

● 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の推進（障害福祉課）

障害者が必要なときに必要な福祉サービスを利用できるように、摂津市障害福祉計画において障害福祉サービス等の確保策を具体的に示し、訪問系サービスや短期入所（ショートステイ）、日中活動系サービス、地域生活支援事業などの供給主体の確保と質の向上に努めます。日中活動系サービスとは障害のある人が地域での生活を充実するために昼間に通所施設等で利用するサービスのことで、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、日中一時支援事業、地域活動支援センターなどの種類があります。希望するすべての人に日中活動系サービスを保障できるように、引き続き日中活動の場の充実に努めます。

また医療的ケアの充実や高齢期の障害者の生活支援については高齢者保健福祉分野のサービスをはじめとしてあらゆるサービスとの連携の可能性を模索しその対応策を検討していきます。

各種サービスの具体策については障害福祉計画にて施策の展開を図ります。

平成30年度からは新たな福祉サービスとして就労定着支援、自立生活援助を開始する予定です。地域生活支援拠点整備についても平成32年度末までに実施する予定です。

(3) 児童の地域生活の支援のために^②

● 児童の障害福祉サービス等の利用に係る相談支援の充実（子育て支援課）

児童のサービス利用に関する相談支援を「市立児童発達支援センター」で実施します。

サービスの利用者全員が障害児支援利用計画の作成を受ける必要があり、利用者が適切なサービスの利用ができるように、相談支援の質の確保に取り組んでいきます。

なお、児童の入所サービスについては子ども家庭センターが専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成の対象外となっています。

● 児童の放課後・長期休暇に対応する施策の充実のために（子育て支援課、障害福祉課）

放課後や夏休みなど学校の長期休業日については、学童保育のほか、平成24年度から制度化された放課後等デイサービスなどを活用していきます。

○ 日中一時支援事業（障害福祉課）

「市立みきの路」と「市立児童発達支援センター」において、知的障害のある人と障害のある児童を対象に日中一時支援を実施しています。

^② 本ページ及び次ページに記載している事業の他、児童の地域生活の支援のための障害福祉サービスとして、訪問系サービスや移動支援事業、日常生活用具などの給付等を実施しています。これらの事業の内容は障害福祉計画ならびに障害児福祉計画にて施策の展開を図ります。

○ **学童保育室、放課後子ども教室などの充実（子育て支援課）**

学童保育室では児童の放課後や学校の長期休業日に、保護者の就労支援等を目的として実施しています。子ども・子育て支援新制度に伴い、設備及び運営に関する基準の条例を制定し、水準の向上や職員の研修機会確保などについても盛り込んでいます。

また、放課後子ども教室（わくわく広場）は、子どもたちの居場所づくりとして実施しており、全小学校において、地域の方にボランティアとして見守りをしてもらって運営しています。学校をはじめ関係機関と連携を図りながら、取組を継続します。

○ **放課後等デイサービス（子育て支援課）**

放課後や夏休みなどの学校の長期休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業です。事業所数が増加してきていることから、市立児童発達支援センターをはじめとする関係機関と連携し、適切なサービスが提供できるよう支援をしていきます。

● **宿泊を伴う預かり（短期入所支援）（障害福祉課）**

「市立みきの路」において障害のある小学生・中学生を受け入れています。利用者のニーズに即して利用方法や対象者の変更を図り、ニーズに応えられる基盤の整備に努めます。

（４）地域生活への移行のために

● **宿泊を伴う預かり（短期入所支援）（障害福祉課）**

地域移行支援の相談支援によって、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する一体的なサービスが計画されるように、相談支援事業者を支援します。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくために、退院のさらなる促進を目指す国や大阪府の取組に本市としても協力していきます。

(5) サービス提供体制の充実のために

● サービス提供事業者と人材の確保（障害福祉課）

本市においては、市立の福祉施設と社会福祉協議会が中心となって障害のある人への福祉サービス等を提供してきましたが、近年は、訪問系サービスや通所サービスについても民間サービス提供事業者の参入が進んできました。今後は、民間事業者を中心にサービス提供事業者の確保に努めるとともに、人材の確保にも努めます。

ホームヘルパー、ガイドヘルパー、グループホーム世話人、障害者ケアマネジメント従事者、ピアカウンセラーなどの養成研修の充実を大阪府に要望するとともに、事業者に養成研修を積極的に受講するように働きかけたりします。

人材養成に当たっては、専門知識の取得のみならず、たとえ訴えがなくとも、障害のある人やその家族から発せられるわずかなサインも見逃さず、具体的な生活実態の把握から課題を探ってニーズをくみ取り、それに応えることができるように働きかけるという、専門職としての力量を高めていくことが重要です。特に日中活動の場で常に当事者と接しているサービス提供事業所や職員の力量を高めていくことが大きな課題と思われれます。当事者やその家族のニーズを反映した「個別支援計画」の作成やモニタリングなどの徹底により、専門職の力量が高まるように事業者に働きかけるとともに、事業者が研修や技術の向上について積極的に取り組めるように行政としても支援していきます。

また、手話奉仕員や点訳を行う人材については引き続き講習会の開催により養成を図ります。視覚・聴覚の重複障害のある人を支援する人の養成についても、手話奉仕員を中心に大阪府の研修会等への参加を働きかけます。

● サービスの質の確保（障害福祉課）

市立の各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置して苦情対応に取り組んでいます。今後も福祉サービスの第三者評価を積極的に活用しながらサービス提供の充実に取り組んでいきます。

指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。

また、サービスを必要とする人に対して、サービスの存在やその内容が十分に認知されているのかどうか、そして、実際のサービスが利用者のニーズに合致しているのか、利用しやすいサービスになっているのかを常に点検し、必要に応じて見直していく必要があります。

● 発達障害のある人等に対する福祉サービス（障害福祉課）

それぞれの障害特性やライフステージに応じた発達支援について、相談機関の整備や日中活動の場の確保などを促します。

障害者総合相談支援センターとの連携をとり、障害特性に応じた個別支援計画を作成していきます。

6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

【全体像・方針】

障害のある人が「権利の主体」として基本的人権が当然に保障され、自己選択・自己決定による生き方を実現できるように、障害や障害のある人に関する理解を促進し、あわせて「障害のある人への合理的な配慮」について広く市民に普及・浸透を図ります。特に、障害の概念が多様化している昨今では、一般的にはまだまだよく知られていない精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病などについて、市民の理解が得られるような配慮が必要です。

また、障害のある人の尊厳を保持するために、障害のある人の人権を侵害する虐待への対応や権利擁護の仕組みの充実、障害者差別解消法による対応を図ります。

(1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために

● ふれあいキャンペーン等の推進（障害福祉課）

障害者週間に障害者団体と協力してJR千里丘駅や複合施設等でふれあいキャンペーン等の街頭啓発活動を実施しています。今後は、より広く市民への周知を図ることを念頭に、庁舎内の関係部署との合同啓発活動の実施について検討を進めてまいります。

また、障害者団体が積極的に取り組んでいるイベント等についても支援に努めます。

● 市職員等、関係者に対する研修の充実（人事課）

市のすべての業務において人権侵害の防止や解決を図るため、新規採用職員に対する人権連続研修をはじめ、全職員に対して計画的に研修を実施し、人権意識が高く、幅広い視野を持った職員を育成します。

今後も継続して新規採用職員の人権連続研修のテーマの一つとして障害や障害のある人への理解を促進するための研修を実施し、必要に応じて他の階層及び全職員に対して同様の研修を実施し、障害や障害のある人への理解を促進していきます。

● 障害者差別の解消に向けた取組（障害福祉課）

平成28年4月に施行された障害者差別解消法による制度・省令の動向等を注視しながら「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を具体化するために職員向け研修の実施及び市民への啓発活動に努めます。

(2) 交流の促進のために

● 交流の場の創出（障害福祉課）

地域の各種活動やイベントにおいて障害のある市民が参画できる環境づくりに努めるとと

もに、障害者団体や施設のイベントなどについて、市民に対する参加の呼びかけを積極的に行うなど、交流の促進を図ります。

地域において市民が相互に交流し、理解を深めることができるように、障害のある市民が自治会行事をはじめスポーツ、レクリエーション、文化活動など多様なコミュニティ活動に参加できるように校区福祉委員会等に協力を呼びかけ、支援体制の整備に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進のために

● ボランティアセンターの充実（保健福祉課）

社会福祉協議会と協働して、ボランティア活動に対する周知と理解を図るために、地域活動や行事などの機会を通じてボランティア活動の場づくりを支援するとともに、情報提供や研修会、講演会の開催などに取り組みます。

ボランティアリーダーの育成を図るとともに、ボランティアグループの交流や、知識や技術の向上や相互の連携強化を図っていきます。

平成24年度に開設した地域福祉活動支援センターにてボランティアセンターの機能の充実を図ります。

● 小地域ネットワーク活動の推進（保健福祉課）

校区等福祉委員会を中心とした「小地域ネットワーク活動」等の地域住民の参加と協力による地域福祉活動を支援し、交流や見守り、声かけ訪問活動など障害のある人に対する各種の取組を支援します。

地域福祉活動を推進する拠点として、中学校区に地域福祉活動拠点の整備を進めており、現在4ヶ所の拠点を整備しています。

(4) 障害者虐待の防止のために

● 障害者虐待防止センターの設置等、市の体制の充実（障害福祉課）

「障害者虐待防止法」の成立によって、虐待発見時の通報義務、家庭や福祉施設への立ち入り調査、対象者の一時保護などが市の責務として規定されており、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しています。また、一時保護のための居室を確保して、虐待発生時における緊急対応に備えています。今後も障害者虐待に対し適切に対応するとともに障害福祉サービス事業者等への啓発に努めていきます。

● 施設での虐待の防止と苦情への対応（障害福祉課、子育て支援課）

本市では「市立ひびきはばたき園」「市立児童発達支援センター」及び「市立みきの路」をはじめ、障害者（児）福祉施設が多数あります。各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応しています。また福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するように取

り組んでいきます。

指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。

（５）権利擁護施策の推進のために

● 地域福祉権利擁護事業の推進（高齢介護課、障害福祉課）

高齢者の成年後見制度の周知、利用支援については、地域包括支援センターを相談窓口として、介護保険の地域支援事業を活用して、市長申立てや後見人報酬の費用助成を行っています。高齢者虐待の防止と早期発見・対応のための関係機関の連携については、「摂津市高齢者虐待防止ネットワーク」を平成 18 年度に設立し、平成 21 年度からひとり暮らし高齢者等の安否確認や認知症高齢者、家族への支援、介護予防事業の推進などの課題への対応も含めた「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」として再編しました。

ネットワークについては、定期的に連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行うことで強化を図っており、介護施設における権利擁護研修会の実施や組織横断的な認知症支援プロジェクトの立ち上げなどに結びついています。

今後、成年後見制度を必要とする人が増加することが見込まれるため、対応のノウハウを積み上げていきます。

また、平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止ネットワーク会議を立ち上げて必要な取り組みを行っています。

虐待を単に高齢者や障害のある人、児童、女性などの問題として捉えるのではなく、社会の問題として認識し、さらに幅広く対応できるよう、既存のネットワーク間の連携のあり方について検討します。

引き続き、地域ケア・高齢者虐待防止ネットワークによる関係機関・団体との連携を図ります。また地域ケア会議について、個別ケース会議の充実を図るため市内のケアマネジャー部会等、関係機関と連携を図りながら、事例の解決や地域課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

（６）障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために

● 計画の進行・管理の取り組みの推進（障害福祉課、子育て支援課）

本計画の進行管理については、障害のある人や関係者をはじめとした市民参画によることが重要であることから、当事者や関係団体・障害福祉サービス事業所に対するヒアリング等を実施し、関係団体の代表が委員を務める障害者施策推進協議会において計画の進捗状況の点検・評価を行っています。

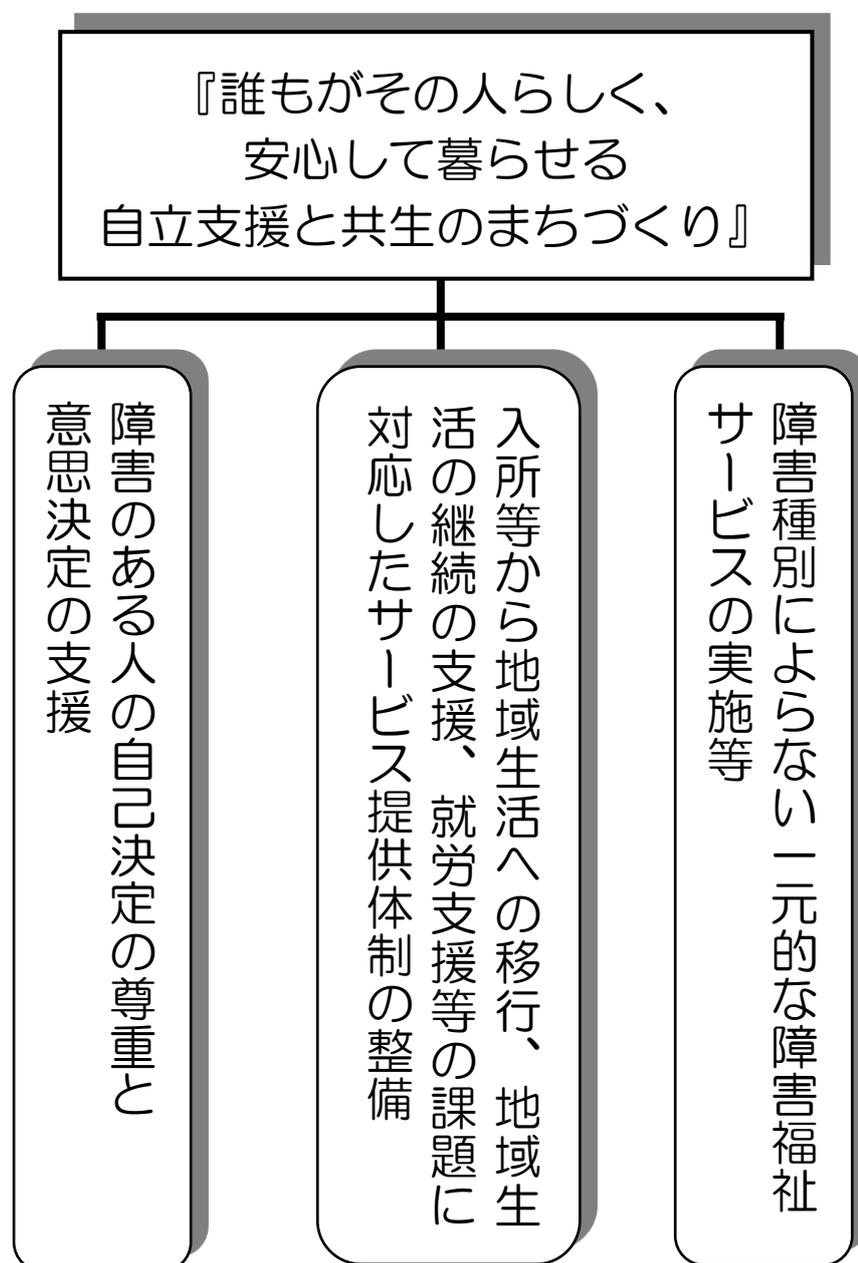
庁内においても、福祉を基本に据えた各種施策の立案、推進を図る行政の福祉化を進めます。

第3部 第5期障害福祉計画

第1章 障害福祉計画の基本的な方向性

本市では、本計画の上位計画である「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」の中で「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己決定の尊重の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送れるように支援する共生のまちづくりを目指しています。

本計画では、基本理念を定めるに当たり、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」の実施計画として理念を引き継ぐべきものと考えています。加えて、本計画は、障害者総合支援法」の施行による制度改正と本市の障害福祉サービス等の課題に対応すべきものであり、これまでの摂津市障害福祉計画で定めてきた次のような理念を発展的に引き継ぐものとします。



○ 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、また、どのような暮らしの場にあっても、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任で自分らしい生き方を追求し、自己実現を図ることが最大限尊重されるべきです。

共生社会を実現するために、障害者が自らその居住する場所やサービス等を選択する自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくために、第5期障害福祉計画である本計画でも障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等の提供基盤の整備を推進します。

○ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

本市では従来からの通所施設によるサービス提供に加えて、訪問系サービスや共同生活援助（グループホーム）のサービス提供量が増加するなど、地域生活の支援には提供基盤の広がりが見られるようになりました。その一方で、障害者の高齢化・重度化や親亡き後の課題、また学校卒業後や親元からの自立など、それぞれの節目の課題なども踏まえると、相談支援やサービスとのつなぎ、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に関してサービス提供体制を整え、また地域生活支援の基盤となる機能を充実し、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現することがより一層重要となっています。

○ 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

かつての障害福祉の制度は障害の種別や年齢により複雑に組み合わさり、精神障害者のサービスは障害福祉の分野にすら含まれずに、補助額やサービスの内容に障害別の格差が生まれていました。しかしながら、近年の法制度改正により制度の一元化が図られ、市町村が実施主体の基本となったことで、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となりました。

第5期の障害福祉計画である本計画では、必要なサービスを受けられるように、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。なお、発達障害者及び高次脳機能障害者については従来から精神障害者に含まれているものとして法に基づく給付の対象として対応します。

第2章 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【目標値設定の考え方】

■施設入所者の地域移行

本市においては、国・大阪府基準に沿った目標設定とし、平成 28 年度(2016 年度)末時点の施設入所者数の 9%以上が平成 32 年度(2020 年度)末までに地域生活へ移行することを目標として設定します。

■施設入所者の削減

本市においては、国・大阪府基準に沿った目標設定とし、平成 28 年度(2016 年度)末時点の施設入所者から 2%以上削減することを目標として設定します。

【国及び府の基本指針】

施設入所者の地域移行者数

- 国の基本指針においては、平成 25 年から平成 27 年の地域生活移行者の水準を踏まえ、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上の地域生活への移行を目標として設定する。
- 大阪府としては、大阪府内市町村のこれまでの実績や、大阪府が実施した施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえ、平成 32 年度末までに平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、目標の達成を目指す。

施設入所者の削減数

- 国の基本指針においては、平成 25 年から平成 27 年の施設入所者数削減の状況を踏まえ、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2%以上の削減と、現計画で定める平成 29 年度末までの施設入所者の削減数の実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされている。
- 大阪府としてもこれまでの実績等を踏まえ、国基準に沿った目標設定とし、平成 32 年度末までに平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減することを基本とし、目標の達成を目指す。

■施設入所者数の地域移行者数に関する目標値

平成 28 年度(2016 年度)末 の施設入所者数	第 5 期計画(平成 32 年度末) 地域移行者数目標値	
70 人	6 人	移行率 9%以上

* 移行率：平成 32 年度(2020 年度)末の国・大阪府の目標 平成 28 年度(2016 年度)末施設入所者数の 9%以上

■施設入所者数の削減に関する目標値

平成 28 年度(2016 年度)末 の施設入所者数	第 5 期計画(平成 32 年度末)の 施設入所者数の削減数目標値	
70 人	削減数 1 人 削減率 2%以上	施設入所者数 69 人

* 削減率：平成 32 年度(2020 年度)末の国・大阪府の目標 平成 28 年度(2016 年度)末施設入所者数の 2%以上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値設定の考え方】

本市においても、国の設置基準の「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」について、平成 32 年度(2020 年度)末までに、協議の場を設けることを目標として設定します。

■保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

第 5 期計画(平成 32 年度末) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築目標値
平成 32 年度(2020 年度)末までに、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

*平成 32 年度(2020 年度)末の国・大阪府の目標 平成 32 年度(2020 年度)末までに協議の場を設置

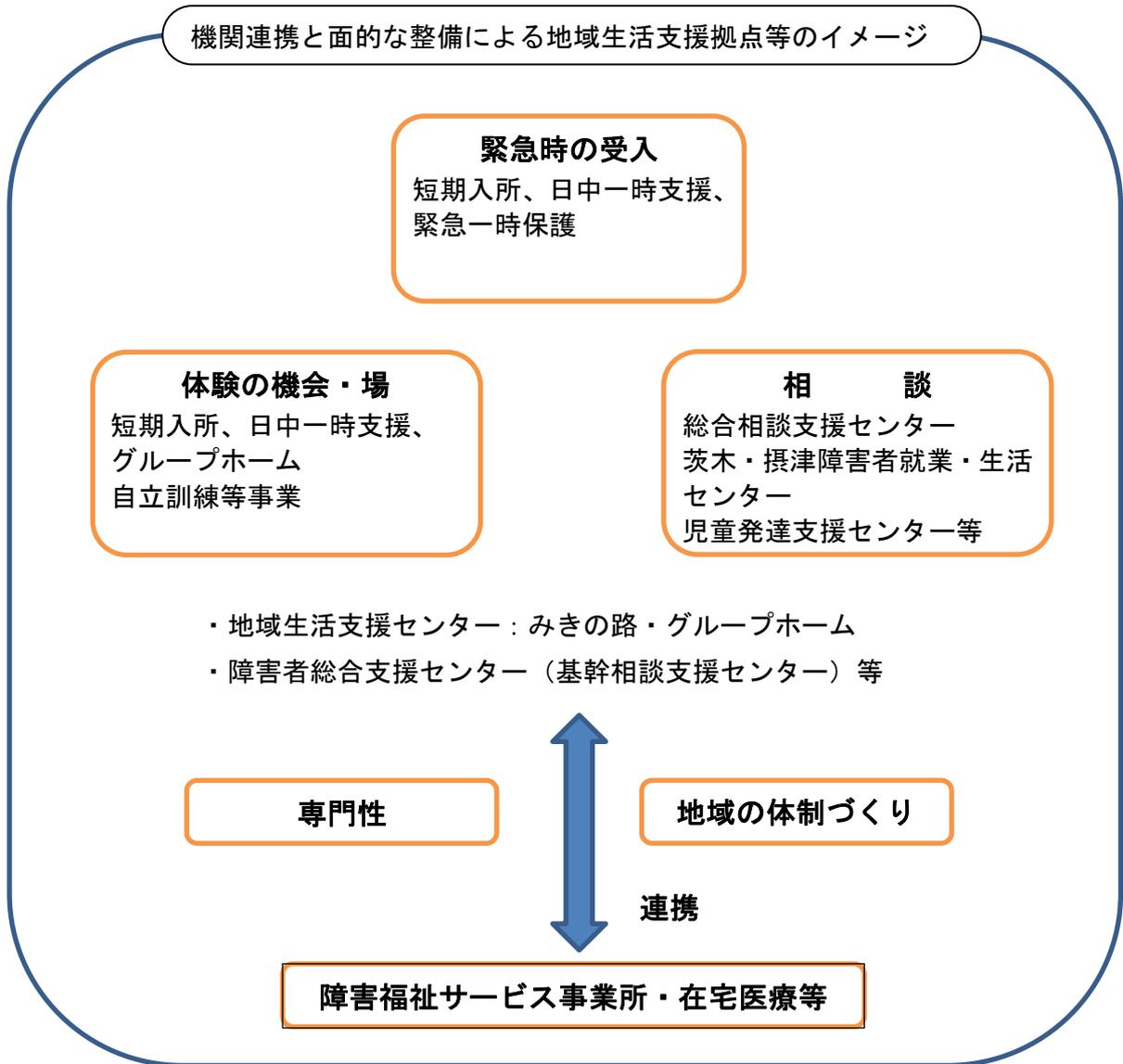
2. 障害者の地域生活の支援

障害者の高齢化・重度化や親亡き後の対応、地域生活の継続などを見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、入所施設等を含めて、社会資源を活用した地域生活支援の拠点づくりを推進します。本市における地域生活支援拠点等では、基幹相談支援センターである総合相談支援センターや、居住支援機能のある「市立みきの路」が同一法人であることから、これらの機能を有する社会福祉法人摂津宥和会が中心となり、児童から成人まで切れ目のない福祉サービスを全市的に面として整備することとします。

【国及び大阪府の基本指針】

- 国の基本指針においては、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされている。
- 大阪府においては、平成28年度に地域生活支援拠点等の整備についての報告書を取りまとめ、各市町村において整備に関する協議の場を立ち上げ、障がい者のニーズやサービス提供体制を把握し、平成32年度末までに市町村又は圏域に少なくとも1つ地域生活支援拠点等を整備することとされている。

図 地域生活支援拠点等のイメージ



【目標値設定の考え方】

市または圏域に少なくとも1つ整備することを目標値として設定します。

■地域生活支援拠点等の整備目標値

第5期計画(平成32年度(2020年度)末) 地域生活支援拠点の整備目標値
1ヶ所

* 平成32年度(2020年度)末の国・大阪府の目標 平成32年度(2020年度)末までに少なくとも1つ整備

3. 福祉施設から一般就労への移行

【国及び大阪府の基本指針】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

- 国の基本指針においては、平成 32 年度中に一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることと、現計画で定める平成 29 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、その割合を加えて、成果目標を設定する。
- 大阪府としては、平成 32 年度末までに福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上（大阪府全体で 1,700 人以上）とすることを目標として設定する。

就労移行支援の利用者数

- 国の基本指針においては、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加させることと、現計画で定める平成 29 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、その割合を加えて成果目標を設定する。
- 大阪府としては、過去の利用者数の推移などを踏まえ、国の基本指針同様、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加させることを目標として設定する。

就労移行支援の事業所ごとの移行率

- 国の基本指針においては、平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標として設定する。
- 大阪府としては、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針と同じ目標を設定する。

就労定着支援による職場定着率

- 国の基本指針においては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本として目標を設定する。
- 大阪府としては、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針と同じ目標を設定する。

① 福祉施設から一般就労への移行

【目標値設定の考え方】

■福祉施設から一般就労への移行実績と目標値

平成 28 年度(2016 年度)末 の一般就労への移行者数	第 5 期計画(平成 32 年度(2020 年度)末) 一般就労への移行者数目標値	
14 人	20 人	平成 28 年度対比 1.3 倍以上

* 平成 32 年度(2020 年度)末の国目標 平成 28 年度(2016 年度)の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上
 平成 32 年度(2020 年度)末の府目標 平成 32 年度(2020 年度)における一般就労への移行実績 1,700 人以上
 (平成 28 年度(2016 年度)の 1.3 倍以上)

②就労移行支援事業の利用者

【目標値設定の考え方】

■就労移行支援事業の利用者目標値

平成 28 年度 (2016 年度) 末 就労移行支援事業利用者数	第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 就労移行支援事業利用者数目標値	
49 人	61 人	平成 28 年度対比 2 割以上

* 平成 32 年度 (2020 年度) 末の国・大阪府の目標 平成 28 年度 (2016 年度) 末の利用者数の 2 割以上

② 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【目標値設定の考え方】

■就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標値

第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加目標値
平成 32 年度 (2020 年度) 末において、就労移行支援事業所 のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

* 平成 32 年度 (2020 年度) 末の国・大阪府の目標 平成 32 年度 (2020 年度) 末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

④就労定着支援による職場定着率

【目標値設定の考え方】

■就労定着支援による職場定着率に関する目標値

第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率目標値
1 年後の職場定着率 80% 以上

* 平成 32 年度 (2020 年度) 末の府の目標値 平成 32 年度 (2020 年度) 末において 1 年後の職場定着率が 80% 以上

4. 就労継続支援（B型）事業所における平均月額工賃

【国及び大阪府の基本指針、大阪府の独自設定】

- 国の基本指針においては、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込量の設定に当たっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとしている。
- 大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額を踏まえた設定とする。
- 大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあり、工賃の平均額について、大阪府独自に成果目標を設定することとする。

【目標値設定の考え方】

■就労継続支援(B型)事業所における平均月額工賃の目標値

平成 28 年度 (2016 年度) 平均月額工賃の実績値	第 5 期計画 (平成 32 年度 (2020 年度) 末) 平均月額工賃の目標値
14,536 円	18,000 円

* 平成 32 年度 (2020 年度) 末の府の目標値 市内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえた額

第3章 見込量及びその見込量の確保のための方策

1. 訪問系サービス・短期入所（ショートステイ）

（1）見込量

表 訪問系サービスの見込量

（単位：上段・人、下段・時間）

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	居宅介護	53 1,092	55 1,179	57 1,273
	重度訪問介護	6 1,636	6 1,636	6 1,636
	同行援護	25 230	26 235	27 240
	重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0
	知的障害者	39 284	40 293	41 302
知的障害者	居宅介護	0 0	0 0	0 0
	重度訪問介護	0 0	0 0	0 0
	行動援護	0 0	0 0	0 0
	重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0
精神障害者	居宅介護	47 338	48 348	49 358
	重度訪問介護	0 0	0 0	0 0
	行動援護	0 0	0 0	0 0
	重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0
障害児	居宅介護	17 478	18 488	19 498
	同行援護	0 0	0 0	0 0
	行動援護	0 0	0 0	0 0
	重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用時間」

表 短期入所（ショートステイ）の見込量

（単位：上段・人、下段・人日）

障害種別	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	12	13	14
	46	51	56
知的障害者	42	44	46
	240	260	280
精神障害者	1	1	1
	5	5	5
障害児	13	14	15
	31	33	35

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

（２）見込量確保のための方策

平成 28 年度（2016 年度）の利用実績をもとに、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 3 か年の障害者手帳の伸び率の平均を勘案し見込みました。

① 訪問系サービスの提供基盤の整備

- 増加すると予想される訪問系サービスのニーズに対して、見守り支援を含めたサービスが提供できつつあり、今後もサービスの確保を図ります。

② 重度の障害のある人への対応

- 重度の障害のある人に対応するため、三島障害保健福祉圏域での対応も視野に入れて、サービス提供事業所の確保に努めます。
- 重度の障害のある人に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、指定特定・一般相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで重度障害者等包括支援に取り組めるように、関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。
- 緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるように、事業所によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある人への適切なサービスの確保を図ります。

事業名	事業内容
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害がある人で、常時介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。市内にサービス提供事業所があり、三島障害保健福祉圏域での対応を継続します。</p>
同行援護	<p>重度視覚障害者（児）の移動支援として、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行うものです。</p>
行動援護	<p>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。市内にサービス提供事業所があります。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする障害のある人等で、その介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護、その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。一定の要件を満たす者が自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組みを構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。平成 29 年 11 月現在で指定を受けているサービス提供事業所がなく、単独で事業を実施できるサービス提供事業所が市内にないことから関係機関やサービス提供事業所と協議を進めます。</p>

③ 訪問系サービスの質の確保

- 医療的ケアに対応できる人材の育成を図るために、一定の研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を行えること等について各種情報を事業所に提供します。
- また、在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

④ 短期入所（ショートステイ）の確保

- 近年、短期入所（ショートステイ）の基盤が拡大しています。短期入所（ショートステイ）の実施に当たっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者働きかけていきます。
- 緊急時に受け入れが適切に行えるように、通常時から体験的な利用を促し、短期入所の利用方法の理解の浸透を図ります。
- 医療的ケアが必要な人の在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。
- 短期入所については、新たな事業実施を促進することに伴う今後の増加を考慮して見込みました。

事業名	事業内容
短期入所 (ショートステイ)	介護給付として、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2. 日中活動系サービス

(1) 見込量

表 日中活動系サービスの見込量

(単位：上段・人、下段・人日)

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体 障害者	生活介護	55 660	57 680	59 700
	自立訓練	4 32	4 32	4 32
	就労移行支援	3 15	3 15	3 15
	就労継続支援 (A型)	4 45	5 50	6 55
	就労継続支援 (B型)	14 160	16 180	18 200
	就労定着支援	2 20	3 30	4 40
	知的 障害者	生活介護	165 3,000	170 3,060
自立訓練		15 230	15 230	15 230
就労移行支援		20 190	22 200	24 210
就労継続支援 (A型)		4 50	5 55	6 60
就労継続支援 (B型)		75 1,200	80 1,250	85 1,300
就労定着支援		9 90	10 100	12 120
精神 障害者		生活介護	40 423	41 431
	自立訓練	3 40	3 40	3 40
	就労移行支援	30 180	32 190	34 200
	就労継続支援 (A型)	12 120	14 140	16 160
	就労継続支援 (B型)	15 130	17 140	19 150
	就労定着支援	3 30	4 40	4 40
	療養介護	12	13	13

※数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

(2) 見込量確保のための方策

- 日中活動系サービスにおける就労継続支援（A型及びB型）については、新規参入等や本市の就労支援強化に伴う今後の増加を考慮して見込みました。
- 医療的ケアを必要とする利用者が増加しており、ケア体制の充実に向けた体制強化が求められています。
- また、今後、就労支援の取組が進む中で、就労したものの、諸事情により職場定着を図ることができなかった場合や支援学校卒業生の増加に伴う受け皿として、これまで以上に通所施設が果たす役割も大きくなると想定されます。制度上の問題については、国における制度改正等の動向を注視しながら必要な施策を検討します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、市内の事業所に市の業務を委託します。

事業名	事業内容
生活介護	<p>「市立みきの路」「市立ひびきはばたき園」などでは常に介護を必要とする人に対して、昼間に、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護を実施しています。「とりかい白鷺園」「いやし園」においても、基準該当生活介護を実施しています。</p> <p>生活介護を利用しながら居宅で暮らす人が増えています。サービスには送迎への対応や入浴施設の確保等も含むことから新規の施設整備に向けて、事業者の施設の動向を把握しつつ、利用者ニーズに対応できる施設の確保を促進します。</p>
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<p>自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、平成 29 年度から新たに「市立ひびきはばたき園」において実施しています。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p>
就労移行支援	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもので、「市立ひびきはばたき園」で実施しています。三島障害保健福祉圏域において、サービス提供事業所の確保に努めます。</p> <p>就労移行支援では国の方針に基づいて利用者の一般就労への移行を促進します。</p>
就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>相談支援事業所や障害者就業・生活支援センター、支援学校との協働により、A型事業所に対応します。</p> <p>就労継続支援の事業所数が増加傾向にあり、新規及び既存の事業所の質の確保に努めます。</p>

就労定着支援	<p>一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して、勤怠が安定しなかったり服薬の調整がうまくいかず業務にうまく集中できなかったりする人がいた場合、就労定着支援事業所につないで生活面の支援を引き継いでいく事業です。支援の内容としては、①本人との面談で生活面での課題を把握、②就業先の企業担当者や医療機関などと連携、③生活リズムや服薬管理など、を行います。</p>
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。今後、大阪府に対して医療的ケアを可能とする通所施設及び療養介護の実施を求めるものとします。大阪府内における事業所の新設について、情報を早期に把握し、個別のニーズにすぐに対応できる状況を維持していきます。</p>

3. 居住系サービス

(1) 見込量

表 居住系サービスの見込量

(単位：人)

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	自立生活援助	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	3	3	4
	施設入所支援	10	10	9
知的障害者	自立生活援助	1	1	1
	共同生活援助(グループホーム)	65	70	75
	施設入所支援	62	61	60
精神障害者	自立生活援助	1	1	1
	共同生活援助(グループホーム)	17	18	19
	施設入所支援	0	0	0

※数値は1か月当たりの利用人員

(2) 見込量確保のための方策

① 共同生活援助（グループホーム）等の充実

- 居住系サービスにおける共同生活援助及び施設入所支援については、平成 32 年度（2020 年度）末における第 5 期計画の目標値を勘案して見込みました。自立生活援助については、地域移行支援、地域定着支援の見込み量を勘案して見込みました。
- 施設から地域生活へ移行する場合や、地域生活を継続する場合、地域で暮らす障害のある人が親元を離れ、自立生活を行う場合などに備えて、地域において様々な居住の場を提供するため、引き続き共同生活援助（グループホーム）等の充実を図る必要があります。特に、共同生活援助（グループホーム）等の体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している人も含めた「自立訓練事業」の確保について引き続き検討していきます。
- 「市立みきの路」がグループホームを設置するなど、近年は共同生活援助（グループホーム）等の整備が促進されていますが、障害者の親亡き後の対応として、グループホームの需要は今後ますます高まると考えられます。基盤整備に当たっては地域の理解が得られにくい場合も見受けられることから、啓発活動によって障害に対する地域の理解を促します。

- 新たな制度ではサテライト型住居が創設されており、1人で暮らしたいというニーズに応えつつ食事や余暇活動等は本体のグループホームに参加するといった柔軟な運用について利用が促進されるように事業内容を啓発します。

事業名	事業内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障害者の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	市内事業者によるグループホームの整備が引き続き検討されています。 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

② 居住支援の充実

- 本市における市営住宅は全戸バリアフリーで、さらに車椅子対応の住宅が2戸あります。
- 「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組めます。日中活動系サービスとの組み合わせにより、一層生活が充実したものとなるように、入所施設に対する情報提供やアドバイスに努めていきます。
- また「市立みきの路」等を含めた地域生活支援拠点では地域生活を支援する観点から居住支援機能の役割を担い、基幹相談支援センターである総合相談支援センターとの連携によって切れ目のない一体的な福祉サービスを展開することとします。

事業名	事業内容
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	指定一般相談支援事業者が障害のある人や家主などの相談に応じながら、不動産業者に対して物件のあっせん依頼、家主等との入居契約の手続き支援などを行います。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。「市立みきの路」については、居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）に取り組めます。

③ 地域移行のための支援の充実

- 退院促進のための国や大阪府の取組を生かし、障害者地域自立支援協議会の部会において地域移行支援・地域定着支援に取り組めます。
- 施設や病院からの地域生活への移行を進めるために、共同生活援助（グループホーム）等を体験する取組を進めていきます。

事業名	事業内容
地域活動支援センター I 型	退院後間もない精神障害のある人等が、気軽に利用できる「場」です。ミーティングや様々なプログラムによる集団活動を行い、仲間やスタッフと交流しながら、社会体験を増やすことによって、積極的に生きていく力を高めます。社会復帰や社会参加を進めるための支援を行います。
地域移行支援の個別給付化	入所・入院等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う支援が制度上、個別給付化されています。指定一般相談支援事業者等との連携を密にして地域移行を促進します。

4. 利用者本位の相談・サービス提供体制

(1) 見込量

表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量

(単位：人)

障害種別／サービス種別		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	計画相談支援	30	31	32
	地域移行支援	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0
知的障害者	計画相談支援	65	67	69
	地域移行支援	1	1	1
	地域定着支援	1	1	1
精神障害者	計画相談支援	45	46	47
	地域移行支援	1	1	1
	地域定着支援	1	1	1
障害児	計画相談支援	5	5	5

※計画相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

※地域移行支援、地域定着支援は1年間の利用人員

表 相談支援事業の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

(2) 見込量確保のための方策

① 相談支援体制の充実

- 三障害の総合的な相談支援体制と地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しました。基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の充実を図ります。
- 発達障害児（者）や高次脳機能障害者などへの相談支援の充実を図ります。
- 指定特定相談支援事業者の指定及びそれに伴う監査・指導を行うことにより、相談支援の充実を図ります。福祉サービスを受けているすべての方に計画相談また、支援ができるように体制を整えます。

事業名	事業内容
障害者相談支援事業（障害者地域自立支援協議会の運営等）	<p>障害のある人等からの相談に応じ、障害のある人等の福祉に関する様々な問題に必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。相談支援事業を実施するに当たっては、障害者地域自立支援協議会での、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。</p>
基幹相談支援センターの設置	<p>基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設であり、市から実施の委託を受けた者が設置できるとされています。</p> <p>本市でも総合相談支援センターに委託し、障害のある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担っています。</p>
発達障害児（者）や高次脳機能障害者、ひきこもりの人に対する相談支援の検討	<p>医療との関わりが深い相談が想定されることから、病院との連携強化に努めます。</p> <p>民間の法人による相談支援と市の相談支援との連携強化に努めます。</p>

② 支給決定プロセスの見直しに伴う計画相談支援の実施

- サービス等利用計画の対象者が大幅に拡大していることから指定特定相談支援事業者の確保と適切な計画の作成のために事業者との連携の強化に努めます。
- 計画相談支援については、障害福祉サービスを利用し、希望するすべての障害者が対象となることから平成 28 年度（2016 年度）末の実績をもとに見込みました。
- 地域移行支援については、平成 32 年度（2020 年度）末における第 5 期計画の目標値を勘案して見込みました。
- 地域定着支援については、地域生活へ移行した障害者数及び単身等で地域生活が困難な障害者数を見込みました。

事業名	事業内容
計画相談支援	<p>支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするようになり、これまで重度障害のある人等に限定されていたサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、すべての介護給付を利用する方にサービス等利用計画が必要となりました。また、サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することになっています。</p> <p>市としては、指定特定相談支援事業者の適切な指定の実施及び事業者との連携の強化に努めます。</p>

③ 地域移行・地域定着支援

事業名	事業内容
地域移行・地域定着支援	<p>地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行うものです。</p> <p>また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談などの支援を行うものです。</p> <p>基幹相談支援センターを中心に個別給付化された地域移行、地域定着支援を適切に実施するように努めます。</p>

5. 地域生活支援事業

(1) 見込量

表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量（再掲）^③

サービス種別／障害種別		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	身体障害者	月平均 利用者数 (人分)	30	31	32
	知的障害者		65	67	69
	精神障害者		45	46	47
	障害児		5	5	5
	合計		145	149	153
地域移行支援	身体障害者		0	0	0
	知的障害者		1	1	1
	精神障害者		1	1	1
	障害児		—	—	—
	合計		2	2	2
地域定着支援	身体障害者		0	0	0
	知的障害者		1	1	1
	精神障害者		1	1	1
	障害児		—	—	—
	合計		2	2	2

表 相談支援事業の見込量（再掲）

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

^③ 計画相談支援は地域生活支援事業ではありませんが、相談支援体制と関係が深いため、「表 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の見込量」として再掲しています。

表 成年後見制度（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業）の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用 支援事業	年間実利用者数 (人分)	1	1	1
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無

表 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有

表 意思疎通支援事業の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者派遣事業	年間実利用件数 (人分) *	10	10	10
要約筆記者派遣事業		0	0	0
手話通訳者設置事業	年間実設置者数 (人分)	1	1	1

* 派遣事業利用者数（団体派遣は対象外）

表 日常生活用具給付等事業の見込量

（単位：年間給付等件数）

サービスの内容等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	(件)	4	5	6
自立生活支援用具		20	21	22
在宅療養等支援用具		20	21	22
情報・意思疎通支援用具		17	18	19
排泄管理支援用具		2,000	2,050	2,100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		4	5	6

表 手話奉仕員養成研修事業の見込量

（単位：年間実養成講習修了者数）

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数 (人分)	1	1	1

表 移動支援事業の見込量

(単位：上段・年間延べ利用時間総数、下段・年間実利用者数)

障害種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
身体障害者	(時間分)	8,200	8,300	8,400
	(人分)	55	57	60
知的障害者	(時間分)	11,500	12,000	12,500
	(人分)	100	105	110
精神障害者	(時間分)	200	220	240
	(人分)	8	9	10
障害児	(時間分)	4,500	4,500	4,500
	(人分)	40	40	40

表 地域活動支援センター事業の見込量

(単位：上段・実施箇所数、下段・年間実利用者数)

サービス種別	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター 事業 I 型	(箇所)	1	1	1
	(人分)	150	150	150

表 日中一時支援事業の見込量

(単位：上段・年間延べ利用者数、下段・年間利用日数)

サービスの内容等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日中一時支援事業	(人分)	300	310	320
	(日数)	1,500	1,550	1,600

表 訪問入浴サービス事業の見込量

(単位：上段・年間実利用者数、下段・年間利用回数)

サービスの内容等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	(人分)	4	4	4
	(回)	240	240	240

(2) 見込量確保のための方策

- 地域生活支援事業は、障害のある人及び障害のある児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、本市の実態や利用者の状況に応じた柔軟な形態で市が効率的・効果的に実施するものです。とりわけ社会的障壁の除去につながる事業を拡大することでコミュニケーションが取りにくい方などの社会参加を促します。

事業名	事業内容
相談支援事業 再掲	障害のある人、障害のある児童の保護者または介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深める研修・啓発事業として障害者週間に街頭啓発等を実施します。また障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を障害者団体での交流によって支援します。
成年後見制度（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業）	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用に際して費用の補助を実施しています。後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動を支援するために、成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等のある人に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所に手話通訳者を配置しています。
手話奉仕員養成研修事業	手話講習会入門コース、基礎会話コースをそれぞれ昼夜開講します。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具についてニーズに応じて適切な給付等に努めます。 補装具や日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目を追加し制度の充実に努めます。
移動支援事業	外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣します。 サービス提供事業者の確保並びに質の向上に取り組みます。

地域活動支援センター事業Ⅰ型 再掲	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を加え、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。（週2回）
日中一時支援事業 再掲	「市立みきの路」と「市立児童発達支援センター」において、知的障害のある人と障害のある児童（「市立みきの路」は中学生以上）を対象に日中一時支援を実施しています。 放課後等デイサービスの基盤が確保されており、今後は既存の事業所の質の確保に努めます。
声の広報等発行事業	市が発行する広報等の内容をカセットテープに吹き込んだ上で視覚障害のある人に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。また、今後はダイジー（デジタル音声情報システム）録音機器による録音を進めていきます。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害のある人に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害のある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

第4部 第1期障害児福祉計画

第1章 障害児福祉計画の基本理念

障害児福祉計画は、児童本人の最善の利益を考慮しながら児童の健やかな育成を実現し、また、児童のすべてのライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害や発達に課題のある児童が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン^④）を推進することが求められます。

また、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児相談支援の充実を図るとともに、適切な支援等を通じて障害児支援の地域格差をなくすよう地域支援体制の構築が求められます。

基本理念：児童の健やかな育成のための発達支援

● 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

上記の基本理念に基づき、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として、次の4つを重点項目として設定し、児童の「療育・教育体制の充実」に向けた取組を展開していきます。詳細については、第3章の「療育・教育体制の充実」に掲載しています。

- (1) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）及び地域支援体制の構築
- (2) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援体制の充実
- (3) 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備
- (4) 発達障害児とその家族に対する支援体制の充実

また、障害児福祉計画の策定に当たっては、障害児支援の提供体制に係る保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成します。

あわせて、障害福祉計画と同様に、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行っていきます。

^④ インクルージョン：障害児という枠組みではなく、すべての子どもたちのニーズを包括すること。

第2章 成果目標・見込量及びその見込量の確保のための方策

1. 成果目標

(1) 障害や発達に課題のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

①児童発達支援センターの充実（設置）

【国及び大阪府の基本方針】

- ・各市町村に児童発達支援センターを1ヶ所以上設置

児童発達支援センターは専門的な対応や地域の発達に課題のある児童やその家族への相談、発達に課題のある児童を預かる施設への援助・助言を行う施設として地域の中核的な療育支援の場として位置付けています。

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とします。

摂津市ではすでに児童発達支援センターが1ヶ所設置されていますが、地域支援の中核的な役割を担い続けるため、相談支援専門員や有資格者の質の向上を図ります。

サービス事業所	平成32年度（2020年度）末の数値
児童発達支援センター	1ヶ所

②保育所等訪問支援の充実

【国及び大阪府の基本方針】

- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市で設置した児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

現在摂津市では保育所等訪問支援を2ヶ所で実施していますが、児童発達支援センターだけでなく民間事業所においても実施できるように、ノウハウの共有、指導を行い、サービスの確保を図ります。

サービス種別	平成 32 年度（2020 年度）末の数値
保育所等訪問支援	3 ヶ所

（2）主に重症心身障害児を支援する事業所の確保

【国及び大阪府の基本方針】

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ 1 ヶ所以上確保することを目標とします。現在摂津市には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありません。

サービス種別	平成 32 年度（2020 年度）末の数値
児童発達支援	1 ヶ所
放課後等デイサービス	1 ヶ所

（3）医療的ケア児支援のための協議の場の設置

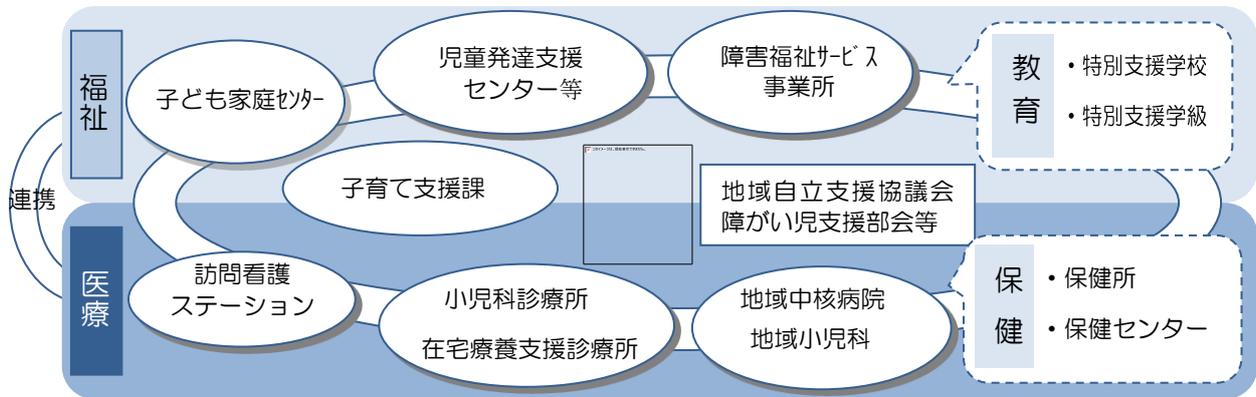
【国及び大阪府の基本方針】

- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

医療依存度の高い重症心身障害児は全国的に増加しており、障害児の医療的ケアのニーズが高まっています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとします。

図 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場イメージ



2. 見込量及びその見込量の確保のための方策

(1) 障害児支援サービスの見込量

サービス種別等	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	月平均利用者日数総数 (人日分)	500	500	500
	実利用者数 (人分)	120	120	120
医療型 児童発達支援	月平均利用者日数総数 (人日分)	60	60	60
	実利用者数 (人分)	7	7	7
放課後等 デイサービス	月平均利用者日数総数 (人日分)	2,000	2,100	2,200
	実利用者数 (人分)	200	210	220
保育所等訪問支援	月平均訪問回数 (回)	28	30	32
障害児相談支援	月平均利用人数 (人分)	50	55	60
居宅訪問型 児童発達支援	月平均訪問回数 (回)	10	10	10
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	1	1	1

(2) 見込量確保のための方策

① 児童の居宅・通所サービス

障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく本市の子ども・子育て支援事業計画との緊密な連携を図る必要があります。また支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、通所支援事業所、入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る必要があります。特別な支援が必要な児童の支援体制については医療的ケアが必要な重症心身障害児等の支援基盤の整備を図るとともに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関において、共通の理解に基づき総合的な支援体制の構築を図ります。

児童に関する各サービスの確保の方策については、第2部の第2章の内、「4. 療育・教育の充実」の「(1) 療育・幼児教育の充実のために」と「5. 生活支援の充実」の「(3) 児童の地域生活の支援のために」に掲載しています。

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

② 児童の居宅・通所サービスに係る相談支援の充実

「児童福祉法」の中で対応することとなった児童のサービス利用に関する相談支援については、市立児童発達支援センターで実施しています。

児童の計画相談や障害児相談支援はサービス利用者のすべてを対象として導入されています。利用者が安心してサービスを受けられるように、引き続き相談支援専門員の質の確保に努めます。

サービス種別	サービス内容
障害児相談支援	児童が障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

③ 新たなサービス・体制（居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児等コーディネーターの配置）

平成 30 年 4 月から新たに実施されるサービスで、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を提供する目的で居宅訪問型児童発達支援が創設されました。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

平成 30 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、関連分野の支援を調整するコーディネーターを 1 名配置することとします。

サービス種別	サービス内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
医療的ケア児等 コーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。

第3章 療育・教育体制の充実

1. 障害児支援の提供体制の充実

障害児支援の提供体制を充実させるため、4つの重点項目を設定します。

(1) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）及び地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターの専門的機能の強化、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援事業所等との緊密な連携による重層的な障害児支援の体制整備
- 保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が育ちの場での支援に協力できるような体制の構築による地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 児童本人や家族に対する継続的な相談支援の充実

(2) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 発達に課題のある児童の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携
- 市庁内の障害児支援担当部局と子育て支援関係部局との連携体制の確保
- 就学時及び卒業時における学校、障害福祉サービス提供事業所等との緊密な連携

(3) 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

- 重症心身障害児を含む医療的ケア児が身近な地域で障害児通所支援を受けられるよう地域での支援体制の充実
- 虐待や不登校など、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児を支援するための協議の場の設置と、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置の促進

(4) 発達障害児とその家族に対する支援体制の充実

- 発達障害の早期発見に向けた取組を推進するため、障害児支援担当部局と母子保健担当部局が連携し、質の高い療育支援体制の構築
- 発達障害者支援地域協議会（大阪府）と積極的に連携し、障害児通所支援事業所の質の向上、発達障害児とその家族に対する支援の推進

3. 子ども・子育て支援事業計画との整合について

児童の健やかな育成のための発達支援において、障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害や発達に課題のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努める必要があり、このため、障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、障害児支援の体制整備において子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

なお、子ども・子育て支援事業計画は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画のため、平成 31 年度までの図表を掲載しております。

■教育：量の見込みに対する確保方策

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)			平成 31 年度 (2019 年度)		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3～5歳	3～5歳		3～5歳	3～5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	809	121	930	820	122	942
②確保 の内容	幼稚園・認定こども園	395	1,151	395	0	1,151
	確認を受けない幼稚園	756		756		
差 (②-①)			221			209

■保育：量の見込みに対する確保方策

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)			平成 31 年度 (2019 年度)			
	2号	3号		2号	3号		
	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,089	223	759	1,103	232	764	
②確保 の内容	保育所・認定こども園	1,173	217	725	1,173	217	725
	地域型保育事業		17	44		22	58
差 (②-①)	84	11	10	70	7	19	

■時間外保育事業（延長保育事業）

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①量の見込み	676	676
②確保の内容	691	691
差 (②-①)	15	15

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
低学年	①量の見込み	796	773
	②確保の内容	796	773
	差 (②-①)	0	0
高学年	①量の見込み	245	245
	②確保の内容	0	105
	差 (②-①)	-245	-140

■子育て短期支援事業（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①量の見込み		26	26
②確保の内容		26	26
差 (②-①)		0	0

■地域子育て支援拠点事業（単位：人）

(機能強化型)		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①利用者数		18,574	18,317
確保の内容	②受入可能人数(人日)	18,574	18,317
	実施ヶ所数(ヶ所)	10	11
差 (②-①)		0	0

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
利用者数 (人日)	①1号認定による利用	2,681	2,715
	①2号認定による利用	14,110	14,292
確保の 内容	②受入可能人数(1号)	2,787	2,787
	②受入可能人数(2号)	14,671	14,671
差 (②-①) 1号		106	72
差 (②-①) 2号		561	379

■幼稚園以外における一時預かり事業（単位：人）

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①利用者数		7,353	7,337
確保の 内容	②受入可能人数(人日)	7,703	7,703
差 (②-①)		350	366

■病児・病後児保育事業

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①量の見込み	842	857
②確保の内容	1,040	1,040
差 (②-①)	198	183

■ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①量の見込み	354	354
②確保の内容	354	354
差 (②-①)	0	0

■利用者支援事業

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①量の見込み	1	1
②確保の内容	1	1
差 (②-①)	0	0

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①量の見込み	765	753
②確保の内容	765	753
差 (②-①)	0	0

■養育支援訪問事業

(単位：人)

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
①量の見込み	177	177
②確保の内容	181	181
差 (②-①)	4	4

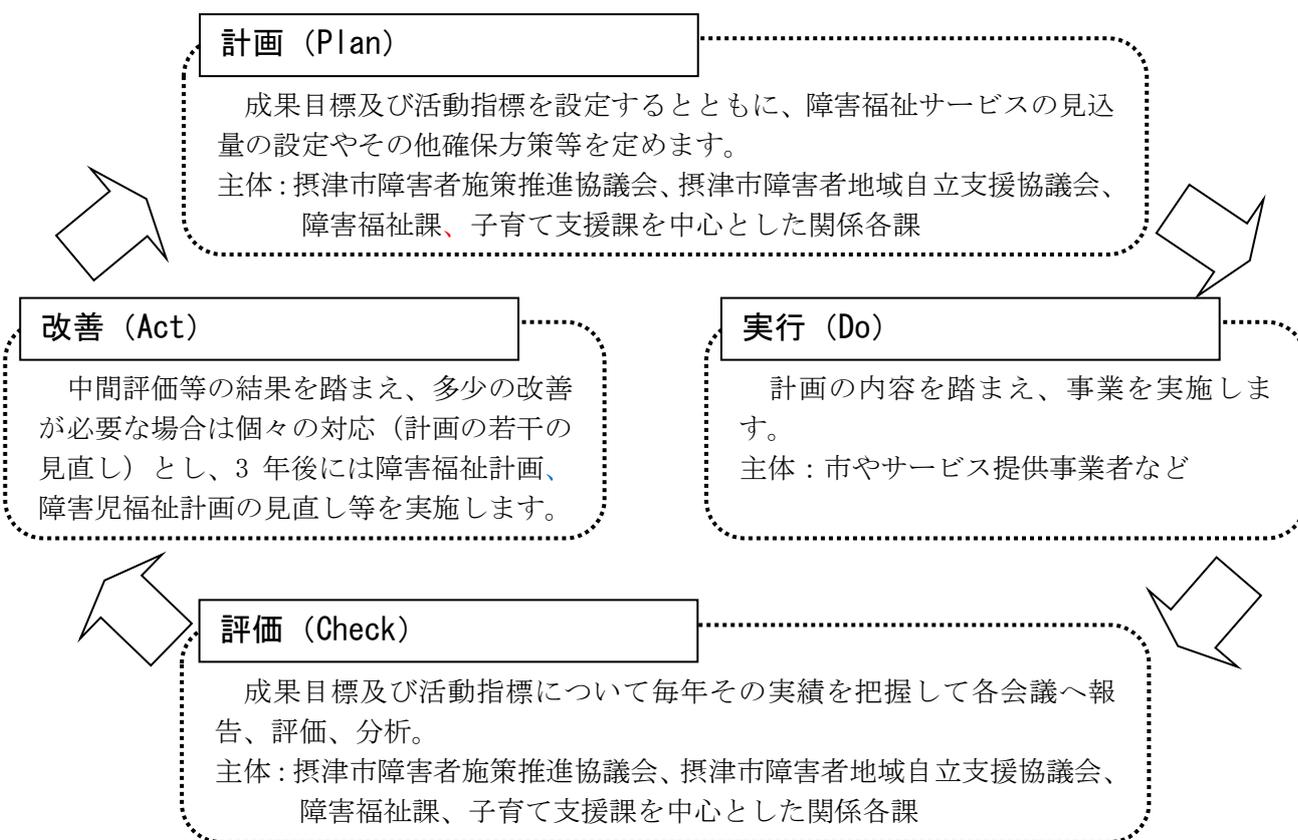
第5部 計画の進捗管理及び評価について

1. 計画の進捗管理及び評価について

● P D C A サイクルによる計画の進捗状況の管理及び評価

本市ではすでに毎年の進捗点検と3年に一度の計画策定を実施してきました。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画ではこれまでの作業を生かしながら、より一層実行しやすくする方策を検討します。

図 摂津市障害福祉計画・障害児福祉計画におけるP D C Aサイクルのイメージ



資料

1. 計画策定の経緯

	日 程	会議の名称等	報告・議事内容等
平成 29 年	5月25日(木) 13:30~15:00	第1回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●実務担当者からの報告 ●第4期摂津市障害福祉計画の平成28年度実績について ●次期摂津市障害福祉計画等の策定について ●地域生活支援拠点の整備について
	7月7日(金) 14:00~15:30	第1回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●委員の変更について ●第4期摂津市障害福祉計画の平成28年度実績について ●第4期摂津市障害福祉計画の検証について ●次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	7月27日(木) ~8月10日(木)	障害福祉に関するアンケート調査	●障害のある人の意向の把握(児・者)
	9月25日(月) 14:00~15:30	第2回摂津市障害者施策推進協議会	●次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	9月22日(金) ~10月6日(金)	障害者(児)関連団体・事業所ヒアリング事前調査	●摂津市内の障害者(児)の当事者団体及び関連団体、事業者の意向の把握
	11月24日(金) 14:00~15:30	第3回摂津市障害者施策推進協議会	●次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	11月20日(月) ~12月1日(金)	障害者(児)関連団体・事業所ヒアリング	●事前調査に回答いただいた摂津市内の障害者(児)の当事者団体及び関連団体、事業者から任意抜粋して直接ヒアリング
平成 30 年	1月26日(金) 14:00~15:30	第4回摂津市障害者施策推進協議会	●次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	2月6日(火) 14:00~15:00	第2回摂津市障害者地域自立支援協議会	●次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	2月13日(火) ~2月26日(月)	パブリックコメントの募集	●市のホームページ、市役所や公共施設等で計画素案を公表
	3月1日(木) 14:00~15:00	第3回摂津市障害者地域自立支援協議会	●次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	3月6日(火) 14:00~15:30	第5回摂津市障害者施策推進協議会	●次期摂津市障害福祉計画等の策定について

2. 摂津市障害者施策推進協議会

● 摂津市障害者施策推進協議会条例

昭和 51 年 6 月 28 日

条例第 19 号

最近改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号

[注] 平成 17 年から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平 17 条例 36・平 24 条例 15・平 25 条例 14・一部改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に特別の事項を調査審議させるため、5 人以内の専門員を置くことができる。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（平 17 条例 36・平 24 条例 15・一部改正）

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平 17 条例 36・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 7 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

● 摂津市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 51 年 6 月 28 日

規則第 13 号

最近改正 平成 20 年 3 月 17 日規則第 6 号

[注] 平成 20 年から改正経過を注記した。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、摂津市障害者施策推進協議会条例（昭和 51 年摂津市条例第 19 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第 2 条 摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議において必要と認めるときは、専門員又は会議の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第 3 条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（平 20 規則 6・一部改正）

（委任）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 31 日規則第 16 号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

● 摂津市障害者施策推進協議会委員名簿

平成 29 年 7 月 1 日現在（順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団体又は役職名
学識経験者	加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授
	鶴野 隆浩	大阪人間科学大学教授
関係団体の代表者	山下 弘子	摂津市身体障害者福祉協会
	稲田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	馬渡 恵美子	摂津市肢体不自由児者父母の会
	田中 清	あけぼの福祉会
	榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会
	中井 幸子	摂津市人権擁護委員
	大浦 元孝	摂津市医師会
	宮尾 洋志	摂津市医師会
	下村 良浩	摂津市歯科医師会
	阪田 雅克	摂津市商工会
	村上 弘二	摂津市人権協会
	成富 明	ダイキン工業労働組合淀川支部
関係行政機関の職員	山口 裕司	吹田子ども家庭センター所長
	谷掛 千里	茨木保健所長
	米沢 正明	茨木公共職業安定所長
	前馬 晋策	摂津市教育委員会次世代育成部長
	堤 守	摂津市保健福祉部長

3. 摂津市障害者地域自立支援協議会

●摂津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の2に規定する障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される摂津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他協議会に必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 協議会は、必要に応じ第2条各号に掲げる事務に関し調査、研究等を行うため、実務担当者会議を開催する。

- 2 実務担当者会議は、別表に掲げる団体等の実務担当者をもって構成する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	団体等の名称
指定相談支援事業所	摂津市障害者総合相談支援センター
	摂津障害者生活支援センター はあねす
	あしすと
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	社会福祉法人摂津宥和会
	社会福祉法人光摂会
	社会福祉法人あけぼの福祉会
	社会福祉法人こころ福祉会
福祉関係者	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	社会福祉法人摂津宥和会
	摂津市身体障害者福祉協会
	摂津市手をつなぐ親の会
	摂津市肢体不自由児者父母の会
教育・雇用関係者	大阪府立茨木支援学校
	大阪府立摂津支援学校
	障害者就業・生活支援センター
保健・医療関係者	大阪府茨木保健所
関係行政機関	摂津市次世代育成部教育支援課
	摂津市教育総務部子育て支援課
	摂津市保健福祉部障害福祉課

4. 摂津市の障害福祉に関するアンケート調査（調査概要）

● 調査対象

平成 29 年 7 月現在、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特定疾患医療受給者証」「自立支援医療」のいずれかをお持ちの障害者（児）の方、また、通所支援等の福祉サービスを利用されている 18 歳未満の方の中から無作為抽出の方法で選びました。

● 調査方法

配布は郵送法及びサービス利用施設内からの手渡し。回答は郵送法。18 歳未満と 18 歳以上で調査票を分けて配布。

● 調査期間

平成 29 年 7 月 27 日（木）～8 月 10 日（木）

● 回収結果

配布数は 18 歳未満では 150 件、18 歳以上では 1,100 件で合計すると 1,250 件です。有効回収票数は 18 歳未満では 55 件（36.7%）、18 歳以上では 505 件（45.9%）で、合計が 560 件（44.8%）です。

● 調査結果の概要

【18 歳未満（障害児）】

分野	調査結果の概要
(1) 現在の生活と日常生活に介助について	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の生活全般について 満足している割合（「とても満足」と「ある程度満足」の合計）は、34.5%、普通が 45.5%、不満（「少し不満」と「非常に不満」の合計）が 9.1%となっています。
(2) 障害福祉サービス等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後利用したい障害福祉サービス等（複数回答） 「放課後等デイサービス」（67.4%）が最も多く、次いで「児童発達支援」（50.0%）、「相談支援」（50.0%）となっています。 （※数値は、選択肢を 1 つでも回答した人に対する割合。）
(3) 日中の過ごし方と進路について	<ul style="list-style-type: none"> ● 進学・進級時の不安（複数回答） 学校等に通っている障害児のうちでは「新しい先生と上手くやっていけるか」（50.0%）が最も多く、次いで「今までの療育・教育内容を引き継いでもらえるか」（45.7%）となっています。 （※数値は、選択肢を 1 つでも回答した人に対する割合。） ● 今後やってみたいこと（複数回答） 「友だちといっしょに遊びたい」（66.7%）が最も多く、次いで「家族と出かけたい」（60.8%）、「家で過ごしたい」（47.1%）となっています。 （※数値は、選択肢を 1 つでも回答した人に対する割合。）

分野	調査結果の概要
(4) 人権尊重について	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害があるため、差別を受けたり、いやな思いをした経験 「よくある」「ときどきある」を合わせると 47.3%、「あまりない」「まったくない」を合わせると 49.1%となっています。 ● 障害のある人に対する市民の理解 市民の理解は深まったと思う（「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計）が 23.6%となっていますが、深まったとは思わない（「深まったとは思わない」と「あまり深まったとは思わない」の合計）が 74.5%と多くなっています。
(5) 地域での暮らしについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人が地域活動に参加するために必要な環境（複数回答） 「障害など、本人の特性に対応してもらえること」（78.0%）が最も多く、次いで「障害者も気軽に参加できる趣味の教室や生涯学習の場の充実」（48.0%）となっています。 (※数値は、選択肢を1つでも回答した人に対する割合。)
(6) 施策全般について	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後充実してほしい施策（複数回答） 「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」（46.2%）が最も多く、次いで「就労の訓練や体験の場を確保する」（42.3%）、「障害のある人が外出しやすいまちをつくる」（40.4%）となっています。 (※数値は、選択肢を1つでも回答した人に対する割合。)

【18 歳以上（障害者）】

分野	調査結果の概要
(1) 現在の生活と日常生活に介助について	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の生活全般について 満足している割合（「とても満足」と「ある程度満足」の合計）は、27.9%、普通が 42.8%、不満（「少し不満」と「非常に不満」の合計）が 19.8%となっています。 ● 主な介助者の年齢 身体障害者、精神障害者では、「70 歳以上」（身体 30.3%、精神 40.0%）が最も多く、知的障害者では、「60 歳代」（33.3%）が最も多くなっています。
(2) 障害福祉サービス等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後利用したい障害福祉サービス等（複数回答） 身体障害者では、「補装具・日常生活用具の給付」（37.8%）、「相談支援」（33.5%）、「移動支援」（29.3%）、知的障害者では、「移動支援」（51.2%）、「相談支援」（45.0%）、「共同生活援助」（43.4%）、精神障害者では、「就労移行支援」（38.2%）、「相談支援」（36.4%）、「就労継続支援」（23.6%）が多くなっています。 (※数値は、選択肢を 1 つでも回答した人に対する割合。)
(3) 相談支援、情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所での相談や相談支援事業者の認知度 「知っている」の割合は、身体障害者 41.9%、知的障害者 76.4%、精神障害者 58.4%となっており、特に、身体障害者では、「知らない」（49.5%）の方が多くなっています。 ● 必要としている情報（複数回答） 身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも「必要に応じて相談ができるさまざまな窓口のこと」（身体 39.3%、知的 41.4%、精神 47.9%）が最も多くなっています。次いで、身体障害者、知的障害者では「障害福祉サービスを提供する事業所のこと」（身体 28.9%、精神 31.6%）、精神障害者では「障害のある人の就労支援や職業紹介のこと」（32.4%）が多くなっています。 (※数値は、選択肢を 1 つでも回答した人に対する割合。)

分野	調査結果の概要
(4) 仕事と収入について	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の就労意向 身体障害者では「会社や団体の正規の職員として働きたい（続けたい）」（23.1%）が最も多くなっていますが、次いで多いのは「仕事をしたくない」（22.7%）となっています。知的障害者では「障害者（児）施設等に働きたい（続けたい）」（50.7%）が特に多くなっています。精神障害者では「会社や団体の正規の職員として働きたい（続けたい）」（23.4%）が最も多く、次いで「パート、アルバイト、臨時雇いとして働きたい（続けたい）」（19.5%）となっています。 ● 障害のある人が働くために必要な支援（複数回答） 身体障害者、精神障害者では「会社の障害者の理解」（身体 58.0%、精神 65.5%）、知的障害者では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」（60.8%）が多くなっています。これら以外で、身体障害者では「通勤手段の確保」（43.6%）、知的障害者では「就労後のフォローなど職場と支援」（40.2%）、精神障害者では「仕事についての職場以外での相談対応、支援」（40.2%）も多くなっています。 （※数値は、選択肢を1つでも回答した人に対する割合。） ● 収入を得る（増やす）ため、職業訓練を受ける意向 身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」（身体 57.4%、知的 57.4%、精神 37.7%）が最も多くなっていますが、精神障害者では「職業訓練を受けたい」（33.8%）も多くなっています。
(5) 人権尊重について	<ul style="list-style-type: none"> ● ふだんの生活で経験した不適切な対応やいやな思い（複数回答） 身体障害者、精神障害者では「いやな思いをしたことはない」（身体 45.8%、精神 26.1%）、知的障害者では「まちでの周りの人の視線や言動」（41.4%）が多くなっています。 （※数値は、選択肢を1つでも回答した人に対する割合。） ● 障害のある人に対する市民の理解 全体で見ると、市民の理解は深まったと思う（「かなり深まったと思う」と「ある程度深まったと思う」の合計）が 29.3%となっていますが、深まったとは思わない（「深まったとは思わない」と「あまり深まったとは思わない」の合計）が 56.3%と多くなっています。

分野	調査結果の概要
(6) 地域での暮らしについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人との交流 地域の人と交流したい（「日常的に交流したい」と「ときどき交流したい」の合計）が 33.8%となっていますが、交流したくない（「交流したくない」と「あまり交流したくない」の合計）が 50.5%と多くなっています。 ● 障害のある人が地域活動に参加するために必要な環境（複数回答） 身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに「障害など、本人の特性に対応してもらえること」（身体 51.5%、知的 67.0%、精神 59.0%）が最も多く、次いで「障害者も気軽に参加できる趣味の教室や生涯学習の場の充実」（身体 41.2%、知的 45.5%、精神 50.8%）となっています。 （※数値は、選択肢を1つでも回答した人に対する割合。）
(7) 将来の暮らし方について	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で生活するために必要な支援（複数回答） 身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに「経済的な負担の軽減」（身体 64.0%、知的 51.3%、精神 67.2%）が最も多くなっています。次いで身体障害者では「障害者に適した住居の確保」（41.9%）、知的障害者では「地域住民等の理解」（50.4%）、精神障害者では「相談対応等の充実」（45.3%）となっています。 （※数値は、選択肢を1つでも回答した人に対する割合。）
(8) 施策全般について	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後充実してほしい施策（複数回答） 身体障害者では「障害のある人が外出しやすいまちをつくる」と「災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる」がともに 38.3%で最も多くなっています。知的障害者では「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」（39.2%）が最も多く、次いで「災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる」（36.2%）となっています。精神障害者では「一般企業で障害のある人の雇用を増やすよう促す」（52.9%）が最も多く、次いで「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」（44.1%）となっています。 （※数値は、選択肢を1つでも回答した人に対する割合。）

5. 障害者関連団体・事業所ヒアリング調査の結果概要

- 調査対象
摂津市内の障害者の当事者団体及び関連団体、事業所等
- 調査方法
郵送にて事前調査票を配布後、回答いただいた団体・事業所から任意抽出した 15 団体・事業所に対して面談によるヒアリング調査を実施しました。
- 調査期間
事前アンケート調査 平成 29 年 9 月 22 日（金）～10 月 6 日（金）
直接ヒアリング調査 平成 29 年 11 月 20 日（月）～12 月 1 日（金）
- 回収結果
6 団体中 6 団体（100%）から回答がありました。
33 事業所中 28 事業所（84.8%）から回答がありました。
- 調査結果の概要（障害者の当事者団体及び関連団体）
アンケート調査票及び、ヒアリング結果より、主な意見を掲載しています。

(1) 生活環境の整備改善

- 歩道のない道路は危険であり、歩道の整備が必要
- 障害者は多様であり、当事者への聴き取りや当事者参加で現地検活動をする機会を定期的で開催してほしい
- 公共施設巡回バスの運行台数の増加と増便してほしい、また、大型商業施設などに行けるようにしてほしい
- 災害、緊急時の支援では、日常的に地域での障害者への関心により孤立としないようにすることが重要
- 緊急速報「エリアメール」の充実（音声案内など）
- 視覚障害や聴覚障害のある人達に対する情報伝達の手立てを事前に構築する
- 市内各地域において、障害のある人に対応可能な避難場内に福祉スペースを確保、災害・緊急時に確保するのではなく事前準備が重要
- 医療的ケアなど対応が必要な障害者のための情報を緊急時も共有できること

(2) 雇用・就労の充実

- コミュニティプラザなどの市の施設に障害のある方が働ける食堂やカフェなど就労先をもっと増やしてほしい
- 障害ある人が生き生き働く姿は、障害ある子供と保護者にとって希望となり、市民の障害への理解も進む
- 市独自の公共事業や指定管理が行っている業務も含め、市役所やその他の公共施設での業務の一部を障害者の就労の場として提供できるようにしてほしい
- 今後は、これまで以上に企業への働きかけをはじめ、一般雇用へつなげることやその雇用が安定するようなサポートがなされるように国の施策として作られるように市として働きかけてほしい
- 支援学校卒業後、技能研修を受けられる場が保証されると、就労の機会が増えると思われる

(3) 保健・医療の充実

- 鳥飼地区にも総合病院や障害児にも受入れられるような病院がほしい
- 市内に近くで安心して受診できる小児精神科を望みます
- グループホーム入居者の慢性疾患以外の通院において通院同行の頻度が高く、事業者の負担も大きく、通院介助ヘルパーが利用できるようにしてほしい。
- 重度の知的障害者が入院せざるを得ない場合、家族が高齢などで付き添いができない時の支援が必要
- 障害者向けのリハビリ体操の場所を増やしてほしい
- 重度重複の障害児が入院する場合、完全看護の病院でも付き添いを求められることも多く、親の高齢化に伴いそれが困難になりつつあり、その対応について検討が必要

(4) 療育・教育の充実

- 教育センターで、障害のある小中高校生が土曜日や放課後に個別に学習指導を受けられるよう、障害児のサポートを充実してほしい
- 障害のある子供の不登校支援として居場所づくりが必要
- 学習障害のある子供に合理的配慮が必要であり、周囲の生徒の理解も必要
- 障害のある子供たちが幼児期・学童期と切れ目のない教育・支援が受けられるように関係機関同士の連携をより一層強化するようにしてほしい
- 障害のある児童・生徒の実態に配慮した個別的な療育・教育が大切である
- 障害のある児童・生徒が、原学級から切り離され特別な支援が必要な存在であることが日常化していくと共生社会の実現は難しく、関係者にはこのことを強く意識してほしい
- 余暇活動を身近な所にある集会所や公民館で地域の人と一緒にできたらと思う
- 支援学校を卒業後、就職しても適応できず会社を辞めざるをえなくなった人が在宅になり孤立してしまうため、生涯学習、余暇活動の支援が必要

(5) 生活支援の充実

- 短期入所、日中一時支援、グループホームを増やしてほしい
- 市内外にこだわらず、施設入所者の社会参加促進のために施設からの外出の際にはガイドヘルパーを利用できるようにする
- 入所施設、入院生活から地域生活への移行に伴い、自宅に帰れない人の住まいの確保の支援が必要
- 支援機器の対象となる物品項目を拡大してほしい（新しい電子機器など）
- 親亡き後、障害ある人が自立して暮らすためにグループホームが必要
- 障害児者が使用しやすい福祉会館がほしい
- 作業所の製品を展示・販売するコーナーや障害者が働ける場所がほしい
- 地域移行は住まいの確保なしには進まないため、市として居宅サポート施策が必要

(6) 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

- 健常児にからかわれないように障害児者への理解を深めてほしい
- 摂津市の小中学校で行われている「合理的配慮」について、なるべく多くの具体例をまとめたものを毎年、教員と保護者に提示してほしい
- 障害のある・なしに関わらず、子供にとってわかりやすい接し方や環境を家庭でも広めていくことが虐待防止につながる
- 障害のある人もない人も、お互いを理解するには、バリアを作らずお互いが尊厳を保つことが重要だと思います
- 障害者に対する理解をひろげ、尊厳が守られる社会にしていくためには、「知る」ことが重要であり、障害のある人たちの生きる姿を市民に知らせて理解を深め、触れ合う
- 当事者に障害者差別解消法が浸透していない
- どのような場面で合理的配慮がしてもらえるのかわからない
- 障害者差別解消法の制定はスタートであり、これから何度も周知のアクションを起こしていく必要があり、周知をしていくべき

(7) 災害時の障害者への対応について

- 市内の小中学校区で自主防災訓練が行われているが、障害のある人、ない人も参加し、地域で知ってもらうことが重要。福祉事業所、支援学校は、地域との連携があれば安心であり、そのための働きかけが行政として必要。
- 「災害時要援護者支援制度」の活用を具体的にどう進めるかを検討するための円卓会議を定期的開催する。
- 各自治会が取り組む避難訓練には障害者のグループホームや障害者家族の参加を促し、日常的に地域住民が意識できるようにする。

● 調査結果の概要（事業所）

アンケート調査票及び、ヒアリング結果より、主な意見を掲載しています。

(1) サービスの提供について、今後の新規参入や定員増等

● グループホームや移動支援事業所の新規開設
● 日中活動系サービス事業所の利用者増への対応のための移転等
● 地域生活支援センター構想の具体化
● 単独型の短期入所の施設、増床及び体験の場の確保
● 地域生活支援拠点事業の一つとして障害者の「居場所」づくり

(2) これまで（H26～H29）サービスを実施する中での課題

利用者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中事業所のスペース面で受け入れが限界 ● 身体的、医療的な支援が必要な利用者の住み慣れた地域、施設での生活の確保 ● 親の高齢化による利用者の長期入院の付き添いが厳しい ● ショートステイの増床 ● 医療的ケアを必要とされている方に対する受け皿の不足 ● 障害の進行に合わせた支援、安定した就労への支援が必要 ● 障害特性の理解、高齢者と若年障害者の年齢差の配慮が必要 ● 利用者の高齢化で介護保険サービスへの移行により対応が困難
人員・設備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 人員確保が困難 ● 夜間体制のための世話人確保が困難 ● 人員を増やす際の手続き ● 利用する障害児ニーズの増加に対応する職員の数が適正でない
職員の質の向上に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 各障害についてセミナーの開催を希望 ● 各利用者に合った作業支援の確認 ● 研修を増やしていきたい、市主催の研修を増やしてほしい ● 発達障害や児童虐待に対しての研修が必要
報酬額に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢、強度障害などの状況に対して市独自の助成を望む ● 生活介護に関する加算等の整備 ● 今まで施設が負担していた事業を見直し、個人で負担を検討 ● 世話人の給与に対し、処遇改善加算の導入を検討 ● 次年度以降の報酬改正について一律引き下げではなく、資格経験等への配慮が必要 ● 送迎費に関して市独自の方策を望む ● 報酬額が少ないため民間運営は経営的に厳しい ● 今後の報酬額の改定についての不安 ● 基本報酬額の大幅増額により職員の処遇改善を図ることが必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者や家族の高齢化により成年後見人制度の利用の必要性 ● 入所利用者の医療面でのケアの増加、緊急時の受け入れ病院の確保、入院時の付き添い等により、家族の不安が増大 ● 福祉避難所としての役割、災害時のシミュレーション(マニュアルの設置)の必要性 ● 障害者への虐待に対する緊急一時保護施設として専門的な知識の習得が必要 ● 家族の方との連携と報告が必要 ● 処遇改善加算において、対象外（事務職員、相談支援専門員等）となっている職員について、摂津市の独自補助の望む ● 放課後等デイサービスを卒業した後の受け皿の不足

(3) 摂津市における障害者・児の地域生活についての意見

<p>情報共有、他事業所との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 摂津市内の日中活動の事業所が定期的に集まり情報交換、情報共有を実施 • 地域生活支援拠点事業において、コーディネーターを配置してネットワーク作りを進め自立支援協議会とも連携を図る • 障害者の地域生活の推進には各機関や地域の社会資源等の連携が必要 • 児童発達支援センターの役割として、児童発達支援事業所連絡会を開催 • 事業所同士も情報交換し日々の業務における良好な関係を構築 • 地域特性に応じた福祉サービスが提供できているか検証が必要 • 就労継続支援B型作業所の会議の開催を望む • 障害児のために積極的に情報共有の場が必要 • 学校との連携（担任、支援学級の先生が異動あり）が必要
<p>今後の地域で必要なサービスの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 多様な就労継続支援A型・B型事業所の充実 • 重度重複障害者も利用できるグループホームの開設 • 「一人暮らし」「夫婦暮らし」を支える体制と推進 • 「支援を要する子」をキャッチする機関で全体像を把握できる人が必要 • 相談支援専門員の増員、移動支援従事者の確保（特に男性） • 地域で安心して住み続けられる支援のネットワークの深化 • 民間物件を活用したグループホーム • 医療的ケアが必要な方に対する受け皿が不足 • 生活訓練事業所の増設 • いずれの福祉サービスにも当てはまらない方への対応が必要 • 保護者向けの全事業所説明会の実施により、一人ひとりの必要性に沿った事業所の利用が必要 • 地域住民の方々の障害への理解が必要
<p>日中事業所から一般就労への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市内外の企業等の見学を増やしてほしい • 定期的にハローワークの情報等の活用が必要 • 本人の一般就労の目標と一致するかが大きな課題 • サービスを利用しながらアルバイト体験などを認めなければ、就労継続支援A型やB型を脱出することは困難 • 相談支援事業所中心の「就労ネットワーク会議」で就労に関する相互情報共有を行い、事業所としての自覚と関係機関の連携を行うことは大変有効 • 障害特性や能力に応じた適切な指導のもとスムーズな移行が必要
<p>障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 65歳以上の障害の方々を障害福祉で受け入れる施設が急務 • 介護保険に移行すると1割負担が発生する等、混乱を生じさせる • 障害のある方は、高齢になっても障害者の福祉サービスの利用が必要 • 重度の知的障害者が介護保険サービスを利用するのはかなり困難
<p>障害児の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童のショートステイを希望する場合もあるが、現状の「みきの路」では十分な受け入れが厳しい • 軽度から重度と幅が広く、一人ひとりに合った支援が必要 • 児童発達支援センターを中核拠点として関係機関との連携が必要 • ネットワーク体制の構築が成人の支援に比べ未熟な状態にある • 一人ひとりの障害特性に応じた通所できる放課後等デイサービスが必要 • 重症心身障害児に対する受け皿の不足 • 保護者、学校、相談支援センターとの連携の重要性

摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）

第5期摂津市障害福祉計画

第1期摂津市障害児福祉計画

平成30（2018）年3月

発行 摂津市保健福祉部障害福祉課
摂津市教育総務部子育て支援課
大阪府摂津市三島一丁目1番1号
TEL 06-6383-1111（大代表）
072-638-0007（代表）
FAX 06-6383-9031



瀬波市マスコットキャラクター

セッピー